

羽咋市地域防災計画

第2編 一般災害対策編

羽咋市防災会議

目 次

第1章 災害予防計画

〈災害に強い市民の育成〉

第1節	災害に強いまちづくり計画	2-1-1
第2節	防災知識の普及	2-1-3
第3節	市民及び事業者等のとるべき措置	2-1-6
第4節	自主防災組織の育成	2-1-11
第5節	防災ボランティアの活動環境の整備	2-1-13
第6節	防災訓練の充実	2-1-15

〈災害に強い組織体制づくり〉

第7節	防災体制の整備	2-1-17
第8節	通信及び放送施設災害予防	2-1-22
第9節	消防力の充実、強化	2-1-25
第10節	風水害予防	2-1-28
第11節	雪害予防	2-1-32
第12節	積雪・寒冷対策	2-1-36
第13節	避難体制の整備	2-1-38
第14節	要配慮者対策	2-1-44
第15節	緊急輸送体制の整備	2-1-48
第16節	医療体制の整備	2-1-50
第17節	健康管理活動体制の整備	2-1-52
第18節	こころのケア体制の整備	2-1-53
第19節	食料及び生活必需品等の確保	2-1-54
第20節	ペットの同行避難	2-1-56
第21節	農林水産災害予防	2-1-57
第22節	孤立集落対策	2-1-59

〈災害に強い地域づくり〉

第23節	建築物等災害予防	2-1-60
第24節	公共施設災害予防	2-1-63
第25節	地盤災害予防	2-1-67
第26節	防災資機材等の点検整備	2-1-70
第27節	危険物等災害予防	2-1-71

第2章 災害応急対策計画

第1節	初動体制の確立	2-2-1
第2節	事前措置及び応急措置	2-2-14
第3節	気象予報等の伝達	2-2-16
第4節	災害情報の収集・伝達	2-2-32
第5節	通信手段の確保	2-2-39
第6節	石川県消防防災ヘリコプタの活用	2-2-43
第7節	災害広報	2-2-45
第8節	消防活動	2-2-48
第9節	自衛隊の災害派遣要請	2-2-51
第10節	避難誘導	2-2-56

第11節	要配慮者の安全確保	2-2-64
第12節	災害医療及び救急医療	2-2-67
第13節	健康管理活動	2-2-72
第14節	こころのケア活動	2-2-73
第15節	救急・救助活動	2-2-75
第16節	水防活動	2-2-76
第17節	災害救助法の適用	2-2-78
第18節	交通確保対策	2-2-80
第19節	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	2-2-82
第20節	ライフライン施設の応急対策	2-2-84
第21節	公共土木施設等の応急対策	2-2-86
第22節	給水活動	2-2-88
第23節	食料の供給	2-2-90
第24節	生活必需品の供給	2-2-92
第25節	障害物の除去	2-2-95
第26節	輸送手段の確保	2-2-97
第27節	防疫、保健衛生活動	2-2-99
第28節	ボランティア活動の支援	2-2-101
第29節	し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	2-2-103
第30節	住宅の応急対策	2-2-106
第31節	文教対策	2-2-109
第32節	農林水産物災害応急対策	2-2-112

第3章 復旧・復興計画

〈復旧・復興計画の位置付け〉

第1節	市民の生活安定のための緊急措置	2-3-1
第2節	公共施設災害の復旧	2-3-2
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	2-3-4
第4節	被災者への融資・支給	2-3-6
第5節	被災者の生活確保のための緊急措置	2-3-8
第6節	災害義援金及び義援物資の配分	2-3-10
第7節	復興計画	2-3-11

第4章 複合災害対策

〈複合災害対策〉

第1節	基本方針	2-4-1
第2節	災害予防対策	2-4-1
第3節	災害応急対策	2-4-2
第4節	災害復旧対策	2-4-2

第2編 一般災害対策編

第1章 災害予防計画

〈災害に強い市民の育成〉

- 第1節 災害に強いまちづくり計画
- 第2節 防災知識の普及
- 第3節 市民及び事業者等のとるべき措置
- 第4節 自主防災組織の育成
- 第5節 防災ボランティアの活動環境の整備
- 第6節 防災訓練の充実

〈災害に強い組織体制づくり〉

- 第7節 防災体制の整備
- 第8節 通信及び放送施設災害予防
- 第9節 消防力の充実、強化
- 第10節 風水害予防
- 第11節 雪害予防
- 第12節 積雪・寒冷対策
- 第13節 避難体制の整備
- 第14節 要配慮者対策
- 第15節 緊急輸送体制の整備
- 第16節 医療体制の整備
- 第17節 健康管理活動体制の整備
- 第18節 こころのケア体制の整備
- 第19節 食料及び生活必需品等の確保
- 第20節 ペット同行避難
- 第21節 農林水産災害予防
- 第22節 孤立集落対策

〈災害に強い地域づくり〉

- 第23節 建築物等災害予防
- 第24節 公共施設災害予防
- 第25節 地盤災害予防
- 第26節 防災資機材等の点検整備
- 第27節 危険物等災害予防

災害に強い市民の育成

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

あわせて、県及び防災関係機関等と連携し、防災知識の普及、啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や市民の防災対策上の役割と責務を周知させる。

また、防災行動力を向上させ、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者が連携して行う防災活動を促進することで、地域が一体となって最善の対策を取らなければならない。

災害に対する心構えを持ち、災害時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動が取れるようにする。

第1節 災害に強いまちづくり計画

（地域整備課・健康福祉課）

1 計画の方針

災害（地震・風水害など）に強いまちづくりを推進するために、市は県等と協力して、幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、業務、教育、医療、福祉等の施設の配置についても計画的な土地利用の誘導等を図り、防災上危険な市街地の解消などの総合的な施策を展開する。

2 災害に強いまちづくりの計画的な推進

市は、災害発生時における市民の生命及び財産の完全確保を図るため、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な災害を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき、必要な防災対策を講じ、総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

3 災害に強い都市構造の形成

災害に強いまちづくりを推進するため、市の地形、地質的特徴を市民に公表、周知し、気象情報等災害に関する情報の収集・伝達体制の整備と防災に資する各種公共施設の総合的、一体的整備により、災害に強い都市構造の形成を図る。

（1）浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害警戒区域等の公表

① 市及び県は、河川管理者等が浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表することにより、これら災害のおそれのある土地の区域については、安全な土地利用の推進と土地の耐水性強化を図る。

② 市は、浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を十分考慮して、避難路・避難地の整備に努める。

（2）土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

防災上危険な密集市街地の解消のためには、幹線道路、河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。災害に強いまちづくりのためには、総合的な都市整備事業である土地区画整理事業を推進する。

（3）市街地の浸水対策等の推進

市、県及び民間の開発事業者は、開発にあたって、必要な防災調整池の設置、透水性舗装の施行、雨水貯留・浸透施設の設置等により、雨水の流出抑制、保水、遊水機能が確保されるよう、市街地の浸水対策を推進する。

（4）土砂災害警戒区域等の整備の推進

市は、土砂災害のおそれのある箇所における土砂災害防止施設の整備等に加え、土砂災害

に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含めた総合的な土砂災害対策を推進する。

(5) 要配慮者対策の推進

- ① 市は、災害関係情報の迅速でわかりやすい方法による伝達や、警戒避難体制の整備・強化等により、要配慮者の安全確保に努める。
- ② 市は、避難地、避難路となる道路、公園及び避難施設等において、段差を解消するなど、要配慮者に配慮した施設のバリアフリー化を推進する。
- ③ 災害発生時に、市民だけでなく観光客も迅速に避難できるよう、避難場所等の標識板の設置に努める。

(6) 土地利用の誘導

国（農林水産省、国土交通省、環境省）及び県・市は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

4 防災性向上のための根本的な公共施設等の整備

(1) 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

① 緊急輸送ネットワークの整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防署）、輸送拠点（道路、港湾、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する。

② 防災公園の整備

市は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、浄化槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難地や広域避難地となる公園を、関係機関と連携を図りながらその整備について検討する。

③ オープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防、港湾、漁港等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難地、避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

5 所有者不明土地を活用した防災対策の推進

国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第2節 防災知識の普及

(総務課・生活安全課・学校教育課・生涯学習課)

災害（地震・風水害など）対策は人的被害防止を最優先とし、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会教育に至るまで、市民一人ひとりに対し様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った災害に強い市民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクととるべき避難行動、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

津波などの災害に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、災害対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

1 ハザードマップの作成、周知（共通事項）

(1) 羽咋市地震揺れやすさマップ（ハザードマップ）

揺れやすさマップは、羽咋市に影響のある「起震断層による地震」及び「いつどこで発生するかわからない直下型地震」について最大の揺れの大きさを表しています。

(2) 羽咋市津波避難地図（ハザードマップ）

市は、県の示す津波浸水想定区域図に基づき、津波ハザードマップを作成、公開するとともに、市民に配布し、津波ハザードマップを活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を推進することにより、津波ハザードマップの正しい理解と普及啓発に努める。

なお、津波ハザードマップが安心マップとならないよう、あわせてその特性や限界を市民に周知する。

(3) 洪水ハザードマップ（洪水避難地図）

(4) ため池避難地図（ハザードマップ）

(5) 土砂災害ハザードマップ（土砂災害避難地図）

(6) 内水ハザードマップ（内水浸水避難地図）

2 職員に対する防災教育（共通事項）

市及び防災関係機関は、災害（地震・風水害など）時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、市及び防災関係機関の全ての防災業務に従事する職員等に対し、職員研修で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ① 講習会、研修会等の実施
- ② 見学、現地調査等の実施
- ③ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引き等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ① 市地域防災計画及びこれに伴う防災体制と各自の任務分担
- ② 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性
- ③ 防災知識と技術
- ④ 防災関係法令の運用
- ⑤ 災害危険区域（地域の地震・津波・洪水・土砂等の危険度）、避難場所等の情報
- ⑥ 災害時に使用するシステムの操作方法や、デジタル技術の活用
- ⑦ その他災害（地震・風水害など）対策に必要な事項

3 学校教育における防災教育（共通事項）

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要である。そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等では、消防団員等が参画した体験的・実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

なお、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置付け、教職員の共通理解の下で、学校全体で取組を進める。

- (1) 大規模な災害（地震・風水害など）から児童生徒等の安全確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市、県及びその他関係機関、地域住民との連携を図り、より実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情や災害リスクに基づいた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことのできる態度や能力を養う。
 - ① 防災知識一般
 - ② 避難の際の留意事項
 - ③ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - ④ 具体的な危険箇所
 - ⑤ 要配慮者に対する配慮
 - ⑥ 災害危険区域（地域の地震・津波・洪水・土砂等の危険度）
 - ⑦ その他災害（地震・風水害など）対策に必要な事項
- (3) 国（消防庁、文部科学省）及び市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

4 市民に対する防災知識の普及（共通事項）

市、県及び防災関係機関は、地域防災意識の高揚を図り、自主防衛体制の確立を期するため、市民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知する。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(1) 普及の方法

① 生涯学習を通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座を実施して、防災上（地震・風水害など）必要な知識の普及に努める。

② 広報媒体等による普及

- ア ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等による普及
- イ 新聞、雑誌による普及
- ウ 防災に関するテキストやマニュアル等印刷物による普及
- エ ビデオ、映画、スライドによる普及
- オ 広報車の巡回による普及
- カ 図画、作文等の募集による普及
- キ 講演会や実地研修等の開催による普及
- ク 防災器具、災害写真等の展示による普及
- ケ 起震車、降雨体験装置の活用による普及等
- コ 浸水ハザードマップ、地震防災マップ等の活用による普及

③ 社会教育施設の活用を通じた普及

公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(2) 普及の内容

① 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制

② 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性

③ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に市民及び事業者のとるべき行動

④ 避難行動への負担減、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

- ⑤ 災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発
- ⑥ 要配慮者に対する配慮
- ⑦ 自主防災組織の活動
- ⑧ 防災士の資格取得助成による防災リーダーの育成
- ⑨ 地域の水害・土砂災害、地震・津波災害等のリスクや災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ⑩ 地震被害を軽減するための住宅の耐震化、家具の転倒防止、感震ブレーカーの重要性
- ⑪ 最低3日分、できれば1週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進
- ⑫ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ⑬ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ⑭ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ⑮ 消火器、ガスのマイコンメーター、非常持出品等の配備
- ⑯ 地震保険への加入促進など、リスクへの備え
- ⑰ その他災害（地震・風水害など）対策に必要な事項

5 防災相談及び意識調査（共通事項）

市は、その所管する事項について、市民の災害対策の相談に積極的に応ずるとともに、防災の意識を把握するため、市民に災害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

6 災害教訓の伝承（共通事項）

- (1) 市は、令和6年能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (2) 市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は県とともに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、市民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

第3節 市民及び事業者等のとるべき措置

(総務課・生活安全課・学校教育課・生涯学習課)

災害（地震・風水害など）時における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

1 市民のとるべき措置（共通事項）

平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平時の心得	○日ごろから出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検
	○消火用具を準備する。 ・消火器等を備え、日ごろから点検、いつでも使用できる場所に設置 ・住宅用火災警報器の設置
	○感震ブレーカーの設置に努める。 ・不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段であるため、設置を検討する。
	○住宅の耐震性を確認する。 ・柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強
	○家具類の転倒及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテの取り替えや飛散防止フィルムを貼る ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置
	○側溝や下水を清掃する。 ・日ごろから側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく
	○ブロック塀等の点検補修をする。 ・ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置
	○食料品や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医療品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油
	○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担や避難する場所・経路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法及び避難ルールの取決め ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
	○防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につけ、正しい情報を市民自ら収集する意識を持ち、多様な収集手段の利用に慣れておく。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○自分の地区のハザードマップを確認する。
	○早めの段階で避難行動を開始し、自主的な避難を呼びかける。 ○必要に応じて、普段の行動を見合わせ始める。

	<p>○水道給水装置の管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メータボックスの位置を確認し、止水栓の操作方法を家族で確認する ・冬季前には、露出した水道管に保温材を巻く ・寒波時の凍結防止として割りばし1本分の水を出す ・空き家などの未使用水道は止水栓を止める
--	---

災害（地震や風水害発生）時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

災害時の心得	<p>○まず、わが身の安全を図る。</p> <p>○正確な防災情報を、テレビ、ラジオ、市の防災行政無線などを通じて入手する。</p> <p>○あわてて外に飛び出ず、周囲の状況を確認し落ち着いて行動。</p> <p>○すばやく火の始末。（電気ブレーカーの遮断も）</p> <p>○火が出たら隣近所で初期消火。</p> <p>○戸を開けて出口の確保。</p> <p>○浸水のおそれがあるところは、家財道具を安全な場所へ移す。</p> <p>○避難指示等があれば、直ちに安全な場所へ避難する。</p> <p>○避難は歩いて、荷物は少なく。</p> <p>○山崩れ、崖崩れに注意し、狭い路地、塀ぎわ、がけ、川べりには近づかない。</p> <p>○協力し合って避難や応急救護。</p>
--------	---

地震を感じたときや大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合は、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

地震・津波発生時の心得	一般用	<p>○強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。</p> <p>○地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。</p> <p>○地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。</p> <p>○正確な防災情報を、テレビ、ラジオ、市の防災行政無線などを通じて入手する。</p> <p>○津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。</p> <p>○津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</p> <p>○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</p> <p>○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</p>
-------------	-----	---

船舶用	<ul style="list-style-type: none"> ○強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。 ○地震を感じなくても、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、時間的余裕がある場合のみ港外退避する。 ○正確な防災情報を、テレビ、ラジオ、市の防災行政無線などを通じて入手する。 ○港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて、固縛など最善の措置をとる。 ○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。
-----	---

2 事業者等のとるべき措置（共通事項）

(1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

平時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災体制の確立を図る。 ○情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○事務所の耐震化・耐浪化に努める。 ○設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○緊急地震速報受信装置等の積極的な活用を図る。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○防火用品等の備蓄をしておく。 ○出火防止対策を講ずる。 ○従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県等との協定の締結に努める。
-------	--

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防災計画作成上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○市地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（ハザードマップに基づくリスク、交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。 ○従業員、顧客及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○責任者の不在時についても考慮する。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○他の防災又は保安等の規定がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしてお
--------------	---

	<p>く。</p> <p>○建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。</p> <p>○商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講ずる。</p>
--	--

(2) 災害（地震・風水害発生）時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。

災害時の心得	<p>○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。</p> <p>○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。</p> <p>○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。</p> <p>○生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売もしくは取扱いする事業所及び施設については、原則として営業を継続できるようにする。ただし、不特定多数のものを収容する施設の店舗にあっては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>○火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。</p> <p>○不要不急の電話は中止するとともに、特に、市、県、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。</p> <p>○バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。</p> <p>○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。</p> <p>○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。</p> <p>○豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p> <p>○屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</p>
--------	--

3 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進（共通事項）

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第4節 自主防災組織の育成

(生活安全課)

災害発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予想される。

被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。このため市は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や女性団体等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

1 地域住民等の自主防災組織（共通事項）

(1) 組織の育成

市は、市民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の防災人材育成、強化を図り、各町会への設立を目指した支援や、組織率の向上、共助意識の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携促進、消防団と自主防災組織等との連携等を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、研修や防災訓練を通じて、その技術、技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的な防災活動を次により行う。なお、市は災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

自主防災組織のとるべき措置

平時	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集伝達体制の確立 ○防災知識の普及及び防災訓練の実施 ○火気使用設備器具等の点検 ○防災資機材の備蓄及び管理 ○防災訓練に積極的に参加し、災害（地震・風水害など）発生時の行動力を身につける。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○地域における避難行動要支援者の把握 ○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立
災害時 (地震・ 風水害)	<ul style="list-style-type: none"> ○出火防止、初期消火活動 ○地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難命令の伝達 ○救出救護の実施及び協力 ○指定避難所・指定緊急避難場所の開錠・開放の実施及び協力 ○集団避難の実施 ○避難所運営の実施及び協力 ○炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○避難行動要支援者の避難行動への支援

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、地震等の災害時には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、市と連携しながら寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

2 事業所の自衛消防隊等（共通事項）

事業所は、家庭に比べて使用する火気使用設備・器具や貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数の者を収容する施設等にあつては、災害（地震・風水害発生）時のパニック等による被害も予想される。

このため市は、事業所に対し次の事項について、それぞれの事業所の実情に応じて指導する。

- (1) 市、県及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力、連携のできる体制の整備に努める。
- (2) 自らの防災施設や消防施設を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動力を高めることにより、被害の軽減、防止に努める。

第5節 防災ボランティアの活動環境の整備

(健康福祉課・地域整備課・生活安全課・関係課)

災害(地震・風水害など)による被害の拡大を防止するためには、市、県及び関係機関の迅速かつ的確な対応に合わせ、市民による自主的かつきめ細やかな対応も必要である。

このため、市、県及び防災関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、市民活動支援センター、NPO、町会、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図る。

特に、災害支援NPO等の民間支援団体と連携できるよう、平時からネットワーク化し、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携を深める仕組み(中間支援機能)の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、災害ボランティア活動に対する市民の理解促進のための広報活動に努める。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、国が整備する被災者援護協力団体データベースを活用し、NPO・ボランティア団体との関係構築に努める。

県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進し、実効性向上を図る。

1 防災ボランティアの環境整備(共通事項)

防災ボランティア活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊き出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものもあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう市は、県及び関係機関と連携して環境整備を行う。

- (1) 傷病人の応急手当等医療看護業務(健康福祉課)
- (2) 被災宅地の危険度判定業務(地域整備課)
- (3) 通訳業務(生涯学習課)
- (4) その他専門的な技術、知識を要する業務(関係課)
- (5) アマチュア無線通信業務(生活安全課)
- (6) その他の業務(総務課等)

2 防災ボランティアの受入体制等(共通事項)

- (1) ボランティアの受け入れ計画
市は、羽咋市受援計画(ボランティア編)に基づきボランティアを受け入れる。
- (2) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ
市、県及び関係機関は、災害時において1の(1)から(7)までの防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。
- (3) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練
市、県及び(公財)石川県県民ボランティアセンター(以下「県民ボランティアセンター」という。)は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平時より災害対策ボランティア現地本部(以下「ボランティア現地本部」という。)の運営訓練を行う。
- (4) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備
緊急の判定活動に速やかに対応するため市及び県は、石川県被災建築物応急危険度判定協議会(以下「判定協議会」という。)を組織し、市、県及び協力団体の連絡網の整備、技術の向上等のための研修等を実施する。なお、市及び県は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。
- (5) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等
市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、

土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

(6) 羽咋市災害廃棄物処理計画

市は、羽咋市災害廃棄物処理計画（令和3年3月策定）に基づき、廃棄物の処理を行う。

阪神・淡路大震災では、災害から数日が経過した段階から、崩壊建物の撤去作業や被災した家の片付けが始まり、ほこりや粉塵の発生や大量のゴミが道路に散乱し、被災地の衛生環境の低下がみられた。また、東日本大震災では、各市町村が災害廃棄物の処理を行ったが、膨大な量の処理に時間を要した。

また、被災地内の災害廃棄物の集積場所では、有機性の廃棄物の発酵や腐敗性のある廃棄物によって、火災、悪臭、害虫等が発生し、周辺住民の生活環境に悪影響を与えた。

災害廃棄物処理に関する、ボランティア活動の、被災地復旧課程における環境改善、災害廃棄物の仮置き場等の整備などが挙げられる

3 防災ボランティアの育成（共通事項）

- (1) 市は県及び関係機関と連携し、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会、民生委員、防災士、NPO・ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。
- (2) 市は、防災ボランティアの受入れや派遣などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネート力の向上のための研修等を行う。また、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。
- (3) 市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。
- (4) 市は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民や学生、企業、NPO・ボランティア等のボランティア団体に積極的に活動参加を呼びかける。
- (5) 市は県、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即した専門ボランティア活動が効果的に行える体制づくりに努める。

第6節 防災訓練の充実

(生活安全課・羽咋消防署)

市は、人命優先を第一義とし、消防機関等、防災関係機関と連携し、災害予防の万全を期すため、単独で又は共同して、災害（地震・風水害など）発生時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、具体的計画を立て、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、特に自主防災組織や市民に参加を求めて、災害時の初期消火、避難等をより多くの市民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や市地域防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

1 防災訓練の実施（共通事項）

市は、防災関係機関及び事業所等と連携し、災害予防の万全を期すため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行うよう努める。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、訓練参加者、使用する機材及び冬期や夏期、最大クラスの津波の高さや最も早い津波の到達予想時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練、実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報や、エリアメール、登録制メールを取り入れるなど、地震・風水害発生・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

公共機関、地方公共団体等との連携を強化するため、多数の機関が参画する枠組みの活用等により、広域に被害が及ぶ大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施する。

(1) 図上訓練

市は、防災関係機関及び事業所等と連携し、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の図上訓練の実施に努めるものとし、訓練実施項目は、次の通りとする。

- ① 迅速、的確な情報収集、伝達
- ② 広域応援の要請
- ③ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- ④ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- ⑤ その他災害対策事務（地震・風水害など）又は業務の迅速、的確な処理

(2) 実地訓練

災害（地震・風水害など）の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。

① 総合防災訓練

市は、県、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、市地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び市民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種訓練を総合的に実施する。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対策に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

- ② 水防訓練
水防活動の円滑な運営を図るため、洪水が予想される時季前の最も訓練効果があがる時期を選び、河川の危険箇所等、洪水のおそれがある地域において、水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて、隣接水防管理団体その他の関係機関と共同して訓練を実施する。
- ③ 消防訓練
消防活動の円滑な遂行を図るため、消防機関は適宜訓練を実施する。また、学校、病院、工場、事業場、大規模商店等多数の者が出入りし、勤務し、若しくは居住する防火対象物又は施設等においては、消防用施設、避難設備等を整備するとともに、消防機関の指導協力によって、消火、通報、避難等の訓練を実施する。
- ④ 避難救助訓練
避難その他の救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せて避難訓練等を実施する。
- ⑤ その他の訓練
消火、救助、避難、通信等の訓練あるいは気象予報の伝達、災害情報、通信連絡等各種の応急対策に即応した訓練を実施するよう努める。
- ⑥ 広域避難
市は、国及び県と大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- ⑦ 避難所開設
新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
- ⑧ 応急給水訓練
迅速な応急給水を実施するため、応急給水タンクの設置訓練及び応急給水車の操作訓練を定期的に実施する。

2 市民・自主防災組織の防災訓練の充実（共通事項）

- (1) 大規模災害発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返す実施することが必要である。
このため、市民においては「自らの身の安全は自らが守る」、自主防災組織においては「自らの地域は皆で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練等各種防災訓練を行うよう努め、防災活動に必要な知識、技術を習得しておくよう指導する。
- (2) 市及び県は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施するとともに、市が実施する防災訓練への積極的な参加を促す。

3 事業所等の防災訓練（共通事項）

- 事業所等は、応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で次の訓練を年1回以上実施する。
- (1) 災害情報等の通信訓練
 - (2) 災害応急対策従事者の動員訓練
 - (3) 避難救助訓練
各事業所等の立地状況、事業内容を勘案し、地域の自主防災組織等との連携を目的とした防災訓練も実施するよう努める。

災害に強い組織体制づくり

大規模な災害（地震・風水害など）に、市、県及び防災関係機関が、迅速、的確に対処できるようにするためには日ごろからの備えが重要であり、災害時における通信や避難、緊急輸送、医療などの体制整備を行うとともに、災害時における拠点整備を行う。

第7節 防災体制の整備

（生活安全課・総務課・関係課）

災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、市及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、洪水対策等の強化など、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

1 職員の動員・配備体制の強化（共通事項）

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は本編第2章第1節「初動体制の確立」参照）

- （1）災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- （2）勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、当直員等による24時間体制で対応する。
- （3）関係課長等は平時から被害状況等の把握のため、市及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実に努めるなど、実効性の確保に努めるものとする。

2 市の活動体制（共通事項）

（1）災害対策本部要員等の確保

災害発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、市は応急対策活動の中枢拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災害現場での応急対策活動を行う地区拠点の整備に努める。

なお、整備に当たっては、県の示す浸水想定区域図における津波浸水リスクを考慮するものとし、加えて防災拠点機能の維持を図るため、事前に複数の拠点を整備しておくように努める。

（2）国、県との連絡体制等の整備

市は、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

（3）災害情報の収集

市は災害情報の収集にあたっては平時から地区、町会ごとに収集・伝達体制を整える。

(4) 情報提供体制の整備

市は、避難所、地区、町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の地方公共団体に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進

① 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

② 市は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるように、相互応援協定の締結に努めるものとする。

加えて相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

③ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用し、他の地方公共団体との広域一時滞在における応援協定の締結や、協力体制の構築に努めるとともに、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

④ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

⑤ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(6) 受援計画の策定等

① 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援が受けられることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

② 市は、国や県、他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

なお、感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストを整備する。

③ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

④ 市は、県からの応援職員の受け入れを見据え、受け入れ態勢の構築や県との合同訓練の実施に努める。

⑤ また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

⑥ 大規模災害からの復旧・復興を円滑に進めるため、国の復旧・復興支援技術職員派遣制度

の利用や、中長期派遣可能な技術職員の登録の周知等を行うものとする。

(7) 罹災証明交付体制の確立

市は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平時から次の措置を講ずる。

- ① 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図る。
- ② 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結する。
- ③ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させる。
- ④ 民間の調査要員の確保策について検討する。
- ⑤ 市は、住家被害の調査班や罹災証明書交付担当班と、応急危険度判定班の非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。
- ⑥ 必要な資機材について、あらかじめ調達ルートを確保する。

(8) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平時から、応急仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定したリストの更新に努める。建設候補地については、周辺の地形や地盤の状況等を考慮し、避難誘導体制の確立やハザード区域における安全対策を検討する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(9) 災害廃棄物の仮置き場の確保

市は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

○仮置場候補地

名称	所在地	概算面積㎡	所有者
邑知の郷公園	中川町へ23番地 ほか	31,000	羽咋市
滝港海岸公園	一ノ宮町辺41番地4 ほか	12,000	石川県
羽咋運動公園駐車場	鶴多町亀田14番地 ほか	10,000	羽咋市
旧し尿処理場	東釜屋町東区86番地1	6,500	羽咋郡市広域圏事務組合
寺家工業団地内	羽咋市寺家町タ1-20外	13,500	羽咋市土地開発公社

(10) 被災者生活再建支援制度等の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、平時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、市民にわかりやすい制度周知に努める。

(11) 情報のバックアップ化

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(12) 業務継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

市は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

(13) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

市及び県は、あらかじめ市町、商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(14) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

市及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(15) 代替水源の確保

市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

(16) システムの整備・利活用

市は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

(17) 事業継続力強化支援計画の策定促進

市及び県は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町と商工会・商工会議所が連携して行う、事業継続力強化支援計画の策定を促進する。

(18) 業務継続計画の策定等

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

3 災害対策本部の運営体制の整備（共通事項）

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第2章第1節「初動体制の確立」参照）

- (1) 警報等発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等の備蓄等の推進に努める。
- (3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。
 - ① 動員配備・参集方法
 - ② 本部の設置方法
 - ③ 各種通信機器の等の操作方法等

4 災害対策本部の整備（共通事項）

庁舎203会議室に設置する災害対策本部室については、必要な機能を整備する。

5 防災拠点の整備（共通事項）

災害時において応急対策活動の拠点となる防災拠点（羽咋市地域内輸送拠点）を整備する。防災拠点は被災地域外から被災地域への人員や物資の集積、配送の拠点であるため、交通上利便のよい所とする。

また、各拠点には、被災地域外からの人員や物資を集積、配送するための広場や緊急情報の通信施設を整備し、避難者数を考慮した物資の集積面積の確保に努める。

6 先進技術の導入促進

国は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取り組みを通じて、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応におけるものとする。

7 防災行動計画（タイムライン）の作成

国、県、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するように努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

8 情報の分析整理

国、地方公共団体は、平時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

国等は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータ

ベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。また、国地方公共団体等は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について、推進を図る。

国は、複数の災害リスク情報等を一元的かつわかりやすく表示・提供できるシステムを構築するとともに、避難所等に関する統一的な地理空間情報を整備し、関係機関と連携して情報の充実に努めるものとする。

9 安否不明者の氏名等の公表等

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

第8節 通信及び放送施設災害予防

(生活安全課)

1 基本方針（共通事項）

災害（地震・風水害など）発生時には、通信施設の被害により市民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、市は、県や防災関係機関と連携して、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性や安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備や衛星通信機材の配備など、災害時の迅速な通信手段の確保に向けた体制づくり等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等、情報入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

特に、高齢者等における電子機器による防災情報の利活用を平時から推進するほか、災害時には、必要に応じて紙媒体の配布を行うなど、デジタル・アナログの両面での情報発信に努めるものとする。

国〔内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省〕及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

国〔内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省〕及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 通信用施設設備の整備（共通事項）

（1）市の整備

① 市は、市民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。

また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入力するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

② 市は、119番通信回線、NET119緊急通報システムが確保されるよう設備等の保守点検に努める。

③ 市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

（2）防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、Lアラート、防災相互通信用無線局（固定系・移動系）などの整備を図り、通信の確保に努める。

なお、市は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

（3）応急用資機材の整備

市は、県や防災関係機関と連携して、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。

また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成

するとともに平時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

(4) 災害時優先電話の確保

市は、県や防災関係機関と連携し、災害時の電話の利用制限を回避するため、平時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

(5) 緊急地震速報の通信施設の整備等

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるとともに、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により市民等へ伝達するよう努める。

3 石川県総合防災情報システム（共通事項）

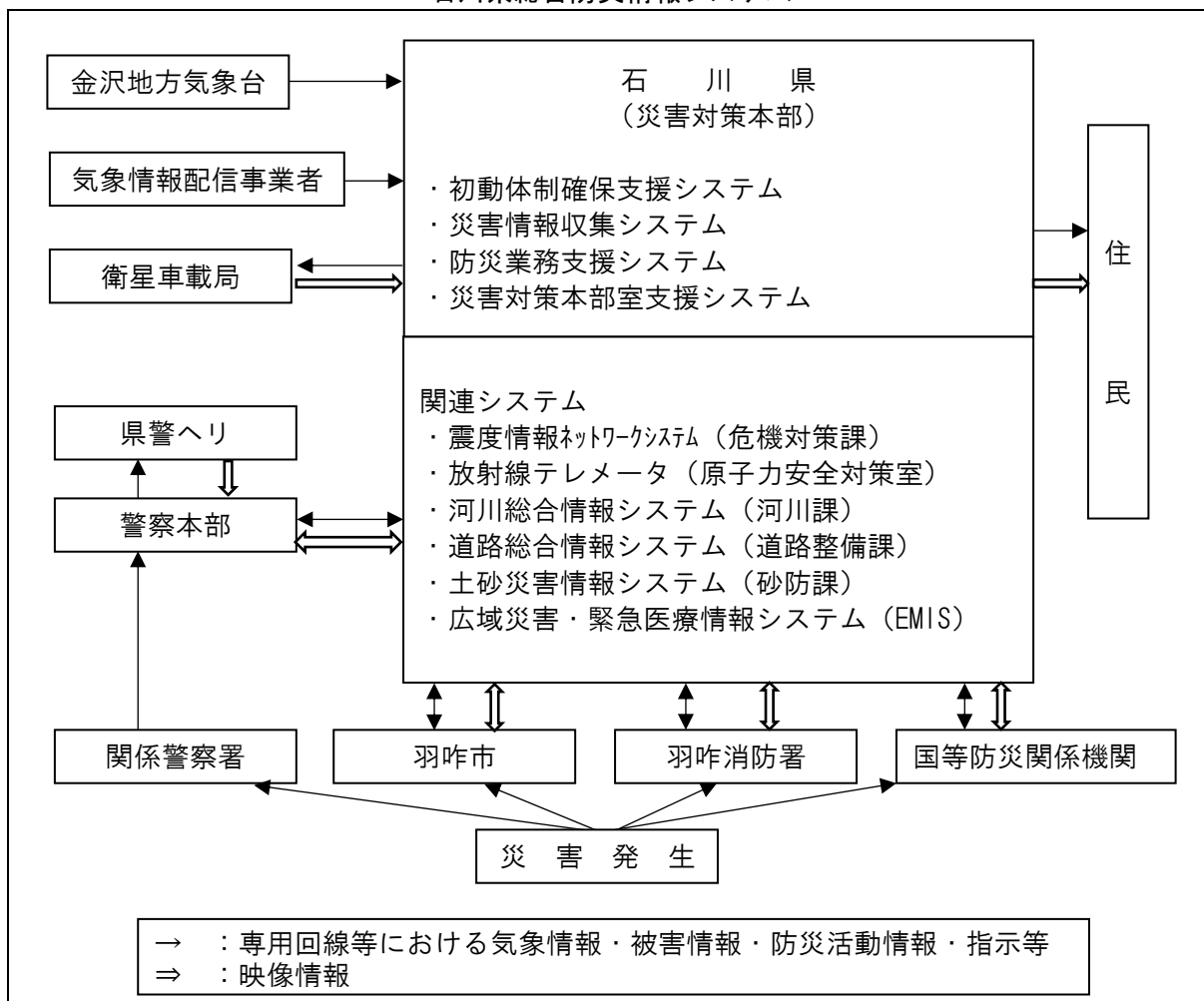
県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるほか、石川県総合防災情報システムを県広域データ連携基盤と接続するなど、機能強化を図る。

4 情報の共有化（共通事項）

市は、国（内閣府等）・県及び公共機関と情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、防災IoTシステム等を活用し、防災関係機関への共有を図る。

また、県と連携した避難所管理システムを活用し、避難所開設後、迅速に避難者情報を取得・共有することで、避難者の安否情報や健康状態の維持・改善に努める。

石川県総合防災情報システム



第9節 消防力の充実、強化

(生活安全課・羽咋消防署)

都市の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、災害（地震・風水害など）に伴う火災の発生による人的、物的被害が生じることが予想される。

このため、市は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

1 出火防止、初期消火（共通事項）

(1) 出火防止

- ① 火の使用に関する制限等は市火災予防条例の定めるところであり、火を使用する設備等の所有者・使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。
- ② 市及び県は、防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関して、火災予防運動等を通して指導を行い、地震発生時の出火防止の徹底を図る。
- ③ 火気器具を使用する者は、その器具に地震発生時に自動的に消火又は出火を防止する装置を取り付けるよう努める。

(2) 初期消火体制の確立

- ① 火災による被害防止、又は被害の軽減を図るためには、初期消火が基本である。
市は、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置等により初期消火体制の確立を図る。
- ② 市民に対して、家庭に住宅用消火器を常備するよう普及に努めるとともに、自主防災組織等、自衛消防隊等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。
- ③ 津波直後は、電力施設等の被害によって停電し、そのため水道施設の機能が停止したり、振動によって水道管が破損したり、道路の通行も不能となるなど悪条件が重なることが予測される。
- ④ 市は、このような悪条件のもとにおいて初期消火の目的が十分に発揮できるよう、消防本部と連携し、平時より、耐震性防火水槽等の防火用水の整備に努め、発災時の防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置及び化学消火剤の備蓄等により初期消火体制の確立を図る。
- ⑤ 木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、市は県とともに、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

2 火災警報の発令（共通事項）

市長は、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けた場合のほか、地域的气象の状況が火災予防上危険である場合の火災警報の発令基準をあらかじめ設定し、有効適切な警報の発令をする。

3 消防力の強化（共通事項）

市は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。また、断水などライフラインの停止に備えた資機材等の整備に努める。（資料）

(1) 消防組織の整備状況

消防組織は、常備消防（羽咋郡市広域圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。））と非常備消防（市消防団）により構成されている。

(2) 消防施設装備等の強化

市長及び消防長は、消防施設装備や資機材の科学化及び近代化を図るとともに、消防職員・団員の充実を図るなど、消防体制の確立に努める。

(3) 消防水利の強化

市長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽などの消防水利を増設し、その適正配置を推進する。

また、海水、河川水などの自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、農業用水及びプールなども、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立てる。

(4) 消防団の活性化

市長及び団長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団

の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る。

また、消防団については、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

(5) 関係機関の連携強化

市は、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

4 消防機械器具の点検整備（共通事項）

消防機器機材の点検は、各分団とも毎月1回必ず整備を実施し、火災発生時に備える。

5 警戒警備体制の確保（共通事項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したとき、又は、関係機関より予警報の通知を受けたとき、若しくは火災等災害を発見した場合は、次の要領により通報する。

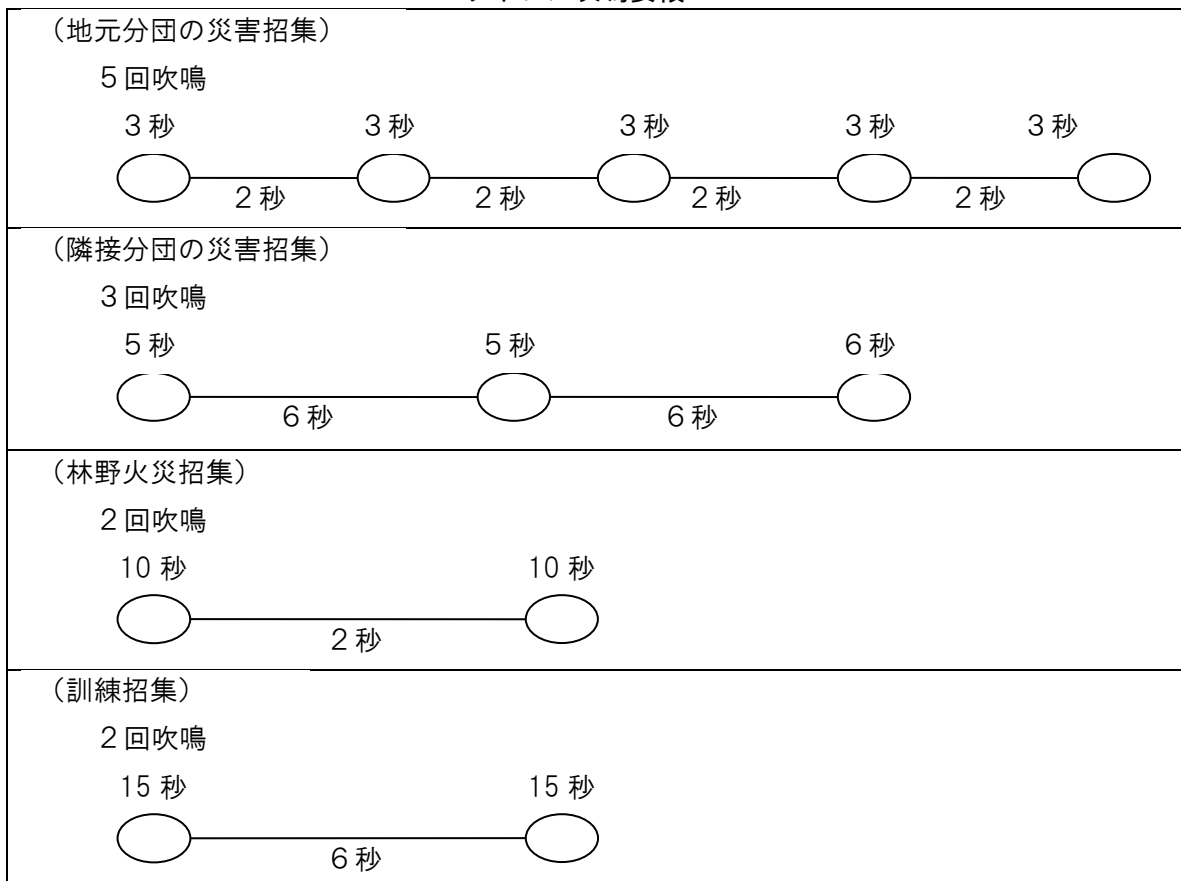
(1) 火災等の予警報の発令

各区に対する連絡はあらかじめ定めた連絡所へ電話又は急使により通報する。通報を受けた関係者は直ちに電話又は口頭で市民に周知し、分団長は適当人員を待機させる。

(2) 火災等の予警報解除

解除通報は、電話又は口頭等の手段により行う。

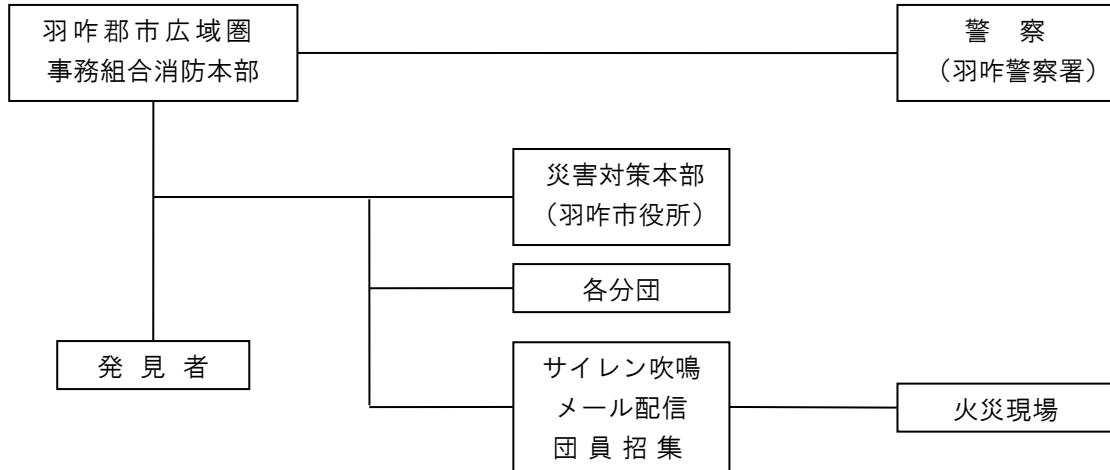
サイレン吹鳴要領



6 招集及び出勤計画（共通事項）

消防団の招集はサイレン吹鳴及びメール配信により行う。消防団員が電話、サイレン若しくはその他によって火災を覚知したときは、所属分団は定位置へ緊急招集に応じ、出勤計画に基づいて配備につく。

招集出動要領



7 救助・救急体制の整備（共通事項）

（1）救助機材の整備

市長及び消防長は、救助資機材の整備に努めるとともに、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備に努める。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

（2）体制の整備

- ① 市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。
- ② 市長及び消防長は、大規模災害時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、県の災害・救急医療情報システムの活用を図る。

第10節 風水害予防

(地域整備課・農林水産課)

市は、豪雨に対する災害予防として治山治水事業の促進、河川管理の強化及び水防体制の整備のほか、次の予防措置を講ずるものとし、細目については羽咋市水防計画（以下「水防計画」という。）に定めるところにより所要の警戒措置をとる。

さらに、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協議し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

1 水害予防対策（共通事項）

豪雨や地震発生に伴う河川、ため池等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、さらには護岸、水門、樋門、邑知潟周辺排水機場等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなる。

また、地震発生後の豪雨や高潮・高波による二次災害が予想されるとき、水防計画に基づき、次の措置をとる。

(1) 河川危険区域の監視

豪雨により河川の水位が上昇しているときは、市が指定する河川注意箇所、県が指定する土石流危険溪流箇所及びその他河川について、堤防巡視を行うものとし、必要な場合には水防団員（消防団員）を配置する。

また、水防管理者は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

(2) 土砂災害危険区域の監視

土砂災害防止法に基づく県知事の土砂災害警戒区域の指定があった場合は、土砂災害から住民の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。

(3) がけ崩れ等危険区域の警戒

土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の発生に備えて、平時からあらかじめ指定した危険区域の巡視、警戒を行うとともに、状況に応じて消防団員その他の警戒要員を配置する。

(4) ダム、農業用排水路、ため池、邑知潟周辺排水機場等の点検

市又は土地改良区等の管理する農業用排水路、ため池等工作物及び市が指定する防災上観察を要するため池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。

また、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市は、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

(5) 水防資機材の点検配備

豪雨により河川の水位が上昇しているとき、又は県の指定河川については水防警報が発せられたとき、水防管理者（市長）はそれぞれ消防分団車庫及び水防倉庫内格納資機材の点検を行い、河川の出水状況に応じて水防作業に便利な位置に資機材の配備を行う。

(6) 水防活動従事者及び作業人員の確保と安全確保への配慮

① 市は、水防計画の策定に当たっては、洪水、津波又は高潮の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

② 豪雨に伴って河川の水位が上昇したときは、水防作業上必要な人員の確保に努める。

③ 水防管理者は、洪水、津波、高潮、高波等の発生時における水防活動、その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

(7) 避難準備措置の確立

① 避難準備措置

ア 市長は、豪雨又は津波発生後の豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに高齢者等避難、

避難指示、緊急安全確保を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

イ 河川の出水状況により、溢水又は堤防の破壊又は、土砂崩れやがけ崩れ等により、土砂等の流出によって直接被害を受けるおそれのある地域等に対して、避難指示の発令等、避難準備措置を講じる。

ウ 市長は、「羽咋市避難指示等の判断基準」に沿って、市民に避難指示等を発令する。

② 洪水予報河川、水位周知河川、その他の河川の洪水浸水想定区域の指定等

国及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位（（水防法第13条で規定される特別警戒水位）以下「避難判断水位」という。）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川又はその他の河川において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町の長へ通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

水防管理者（地方公共団体長、水防事務組合長）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めた時は、河川管理者から必要な情報提供、助言等をうけつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

③ 市地域防災計画において定める事項

市は水防法に基づき、指定された浸水想定区域について、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、避難判断水位の水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項

ウ 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法

エ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

知事が指定した浸水想定区域

区分	指定日	河川名
水位周知河川	県：R1.9.27	羽咋川、子浦川
小規模河川	市：R5.6.5	長者川、吉崎川、飯山川、酒井川、長曾川、金丸川、久江川、地獄谷川

④ 洪水ハザードマップ（洪水避難地図）・内水ハザードマップ（内水浸水避難地図）・土砂災害ハザードマップ（土砂災害避難地図）の作成

洪水浸水想定区域をその区域に含む市は、国及び県からの洪水浸水想定区域に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた「避難計画」等をあらかじめ作成するとともに、市地域防災計画に定められた、上記ウの事項について示した洪水ハザードマップ（洪水避難地図）等を作成し、住民に周知する。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

なお、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

⑤ 企業防災の促進

ア 洪水浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の

確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画、自衛水防組織の構成員等及び訓練の結果について市町長に報告する。

イ 洪水浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。

⑥ 風水害に強いまちの形成

市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。また、市は、防災・減災目標を設定するよう努める。

また、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による著しい危険区域について、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

(8) 地下空間の浸水対策

① 市は、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。

② 地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導が出来るよう避難誘導計画等の整備に努める。

③ 道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

(9) 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施

① 水防協力団体の育成

水防管理団体は、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体と連携し、水防活動の担い手を確保し、水防協力団体の育成、強化に努める。

② 防災訓練の実施

ア 洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、地方公共団体は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう務める。

なお、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

イ 洪水浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(10) ため池防災支援システム

① 国（農林水産省）は、地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報について、ため池防災支援システムにより、地方公共団体及び関係機関との速やかな情報共有に努めるものとする。

② ため池避難地図（ハザードマップ）

想定される浸水範囲は、ため池の被災状況・気象条件等によって異なり、大雨と地震災害によって引き起こされる場合が多い。また、避難行動が大きく異なる場合がある。

③ 注意、観察を要するため池

市内には注意、観察を要するため池（資料編）があり、順次改修を行っているが、改修工事には時間を要することが多い。

また、現在注意が必要ないため池も、経年により改修が必要になる場合もあるため、ため池の安全パトロールが必要になる。

2 風害予防対策（共通事項）

市は、季節風、台風に対する災害予防として、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、次の予防措置を講ずる。

（1）火災予防措置

火災に対する災害予防措置は、本章第9節「消防力の充実、強化」に準ずる。

（2）小型船舶の事前避難措置

小型船舶の事前避難措置は、それぞれ当該船舶の所有者が実施するものとし、津波、台風情報等により、あらかじめ危険が察知されるときは、遭難防止のために出航を見合わせる等の措置を徹底する。

漁業協同組合は、出漁中の事故防止のために、警報発令時における出漁中止、出漁漁船の帰港等について、組合員の申し合わせ等による自主避難体制を確立し、無線電話あるいは標識による警告等所要の措置を講ずる。

（3）家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置の徹底

家屋その他建築物の倒壊防止のための緊急措置は、それぞれの家屋管理者が行うものとし、市は状況に応じて家屋管理者に対し次の措置を講ずるよう指導する。

- ① 戸、窓、壁等への、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事指導
- ② 倒壊のおそれがある建物への、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きな筋交いの打ち付け等の指導
- ③ 煙突、看板、塀、立木等の針金等での補強指導
- ④ 電灯引き込み線のたるみ及び破損に対し、電力会社への早期復旧連絡指導

（4）避難の指示

前項の措置によっても、被害の防止が困難である急迫事態に際しては、当該家屋等の居住者に対し、避難のための立退きを指示し、避難所に収容する措置を講ずる。

（5）水門施設の点検

施設管理者は、異常出水が予想される気象状況の場合は、あらかじめ水門開閉機能が適切に作動するように点検修理する。

第11節 雪害予防

(地域整備課・生活安全課・学校教育課)

冬は、大陸の優勢な高気圧から吹き出す強い北西の季節風が、日本海を吹走中に水蒸気を補給し、県内に雨や雪を降らせる。北陸地方は、世界有数の多雪地域で雪害をもたらすが、貴重な水源でもある。また、冬の雷は、日本で一番多い。

近年、降雪量の減少等により雪害は減ってきているが、市が管理する道路を除雪することにより、安全で円滑な道路交通を維持するとともに、活発な産業経営活動と活力ある市民生活の安定に努める。

※ 降積雪の状況

金沢地方気象台における観測開始以来（1891年：明治24年～）の最深積雪及び降雪量の状況は、下表のとおりである

○（平年値は1991年～2020年の30年平均値）平年値最深積雪 32cm、平年値降雪量 157cm

○（平年値は1981年～2010年の30年平均値）平年値最深積雪 44cm、平年値降雪量 281cm

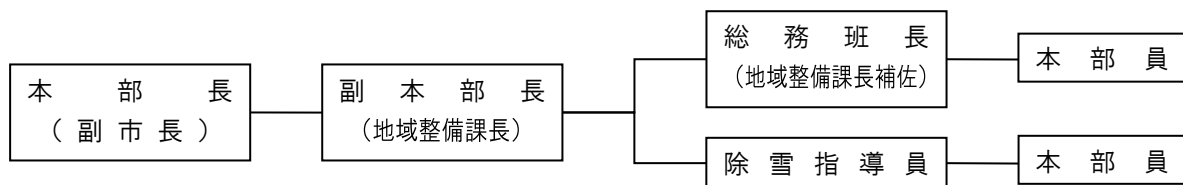
1 除雪対策本部の設置等

(1) 計画的かつ効率的な除排雪業務を統括するため、羽咋市道路除雪対策本部を設置する。

(概ね12月1日から翌年3月31日の間)

(2) 道路除雪対策本部の事務局は地域整備課におき、円滑かつ適切な運営を図るため班を設け、その編成及び業務分担は次のとおりである。

羽咋市道路除雪対策本部組織図



(3) 積雪量が80cmを超え被害の発生が予想される場合で市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。

この場合、災害対策本部は除雪対策本部を統括する。

2 除排雪体制及び実施要領

路線の重要性、交通量、除雪の可能性を勘案し、別に定める羽咋市道路除雪計画により配備体制を整え、路線の確保に努める。

また、生活道路の確保のため、異常降雪の場合の除排雪は、町会等の協力を得て、適宜にこれを行う。

種類	基準	内容
平常時 第一配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 積雪が15cm以下の場合（第1種路線は10cm） 気象状況により降雪が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> 除雪要員の待機や除雪パトロールの実施 情報の収集
注意時 第二配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 積雪が15cmを超え、50cm以下の場合 大雪注意報が発令されたとき又は気象情報等から積雪が予想される場合 除雪班長が早期出勤の必要があると判断したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 主要道路と市道の路線確保 情報連絡の強化 排雪機械の準備と要員の確保 除雪準備体制の指示
警戒時 第三配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 積雪が50cmを超え、80cm以下の場合 大雪警報が発令されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 主要道路の路線確保 本部員の増員 民間借上げ除雪機械の追加 地域住民との協力
緊急時 第四配備体制 (災害対策本部の設置)	<ul style="list-style-type: none"> 積雪が80cmを超えた場合 降雪が続き、積雪が80cmを超え、降雪状況等を勘案し緊急事態に陥るおそれがあると判断したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路を主体に除雪 情報連絡の最強化 屋根の雪降ろし一斉実施 市民との協力、一斉除雪日の設定

注 降積雪量の計測値は羽咋市地域整備課で測定した値を用いる。

3 交通・通信確保対策

(1) 道路の交通確保

市は、国・県と調整しつつ、冬期間における道路交通の確保を目途として、冬期の交通確保計画を策定し、適正な人員配置及び除雪機械の配備を行い、除雪体制の強化に努める。

また、必要に応じ、除雪機械の整備、増強を行い、効率的・効果的な除雪作業を行うとともに、流雪施設、消融雪施設の整備等を推進し、道路交通を確保する。

(2) 公共交通機関の確保

公共交通事業者は、積雪に伴う運行の混乱防止のため、それぞれ除雪機械及び要員の配備を行い、除雪体制の強化に努め、安全確保を第一に、十分な運行本数を確保するよう努める。

特に、集中的な大雪に対しては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等、国、県と連携して道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整し、集中的な除雪作業を行うなど、道路管理者相互の連携のもと、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(3) 通信の確保

雪害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。

(4) 除雪作業体制の維持・確保

熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国、県、市は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

4 医療措置

医療施設より著しく離れた集落等における急患発生に備えて、その搬送体制を整備するとともに、当該集落等に救急医療品を備蓄するよう指導する。なお、ヘリコプターによる搬送のためのヘリポート適地は資料のとおりである。

5 ごみ、し尿処理対策

降積雪期間におけるごみ、し尿の収集等は、次の措置により計画的に処理するとともに、一般に周知してその協力を求める。

(1) ごみの収集及び処分

豪雪により、収集が不能の場合は一時家庭でごみを蓄えるよう、ビニール袋等の準備を依頼する。

また、収集車の入りにくいごみ収集場は一時、幹線道路沿いに移設するなど市民の協力を依頼する。

(2) し尿の汲み取り処分

降積雪時の汲み取りを低減するため、できるかぎり早い時期に汲み取りをするよう市民に協力を依頼する。

6 なだれ事故の防止

(1) なだれ危険箇所の警戒

予想される危険箇所（資料参照）について適時査察を励行し、なだれの早朝発見に努め、事故の防止を図る。

市は気象予警報（なだれ注意報等）を市民に周知徹底するほか、状況により県知事に石川県消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの災害派遣を要請し、空中偵察を実施する。

(2) 標識の設置

関係機関と連絡をとり、危険箇所の標示をして、交通の抑制を実施する等地域住民に注意を喚起する。

(3) 避難

あらかじめ避難予定建物を指定し、状況により緊急避難を指示する。

7 教育の確保

児童の安全を確保しながら授業の完全実施を図るため次の措置を講ずる。

(1) 通学道路の確保

通学道路を確保するため、除排雪計画を講ずるとともに登下校は集団的にこれを行わせ、必要によって父兄等がこれを誘導する。

(2) 予備知識の指導

児童、生徒に対して危険防止の予備知識を与えるとともに、危険な場所で遊ばないように指導する。

(3) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

ア 防災教育の充実

イ 積雪・降雪時の登下校中、在宅中に起きる様々な危険とその際の対処の方法

ウ 具体的な危険箇所、事故等

エ 災害時におけるボランティアの重要性

オ 要配慮者に対する配慮

カ その他災害対策に必要な事項

8 建築物の雪害予防対策

(1) 一般建築物

① 老朽危険建築物に対する調査、指導

市及び県は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導する。

特に、老朽危険建築物等が避難地や避難経路に面している場合には、必要な措置をとるよう早期に所有者等に対し指導等を行う。

また、老朽危険建築物のうち空家であるものについて、市はその所在状態等を把握するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保守上危険となるおそれのある状態となるものについて、所有者等に対して助言、指導等必要な措置を行う。

② 特殊建築物の検査、指導

市及び県は、旅館、百貨店、マーケット、病院、興業場、集会場等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、又は実地に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。

③ 市は、降雪及び積雪の状況により、屋根雪の状況等を適宜巡回して把握し、集落区長等を通じて、一斉に屋根の雪おろしを行うよう督促し、家屋倒壊による事故防止に努めるとともに、除雪後の非常口の設定について指導する。

特に、高齢者、障害者等要配慮者の家屋については、市は、消防機関及び社会福祉関係機関等と連携し、民生委員等地域関係者の協力による安全確保に十分配慮した除雪体制の確立に努める。

(2) 防災上重要な公共建築物の雪害予防

市は、防災上重要な次の公共建築物等については、一層の耐雪害性等の強化を図る。また、(イ)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。

① 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等

② 雪害時の緊急救護所、被災者の避難所となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

9 住民に対する防災知識の普及

県、市町及び防災関係機関は、雪崩危険箇所等の存在、融雪時の対応、雪崩に関する情報等についてわかりやすくとりまとめた災害発生時の行動マニュアルやハザードマップ等の作成、配布に努め住民に周知徹底を図る。

(1) 普及の方法

① 生涯学習教育を通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

② 自動車運転者に対する啓発

ア 警察は、運転免許更新時の講習、各種交通安全講習等地域の実情に応じた各種研修等を通じて、冬用タイヤの早めの交換、降積雪時における安全運転、自家用車の自粛、運転する際の必要な準備等、車両の運転者への周知に努めるものとする。

- イ 運輸関係団体は、運輸事業者に対し、積雪時の冬用タイヤ、チェーン着装の周知徹底を図る。
 - ウ 広報媒体等による普及
 - a ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等による普及
 - b 新聞、雑誌による普及
 - c 防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及
 - d ビデオ、映画、スライドによる普及
 - e 広報車の巡回による普及
 - f 講演会や実地研修等の開催による普及
 - エ 社会教育施設の活用を通じた普及
公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- (2) 普及の内容
- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
 - イ 雪についての知識及びその特性
 - ウ 普段からの心がけ（住宅の点検、火災の防止、非常用飲食料の備蓄）
 - エ 要配慮者に対する配慮
 - オ 自主防災組織の活動
 - カ 降積雪時の心得（交通対策、除雪計画、落雪・転倒注意、渋滞時の車内での一酸化炭素中毒）
 - キ 最低3日分、できれば1週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進
 - ク 除雪作業中の事故防止役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法
 - ケ 国（文部科学省）及び地方公共団体は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。
 - コ 除雪作業の危険性に対応策として、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置、除排雪の安全を確保するための装備、克雪に係る技術。
- (3) 住民の雪害に対する心構え
- ① 集中的な大雪が予測される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の外出を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。
 - ② 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料、毛布及び携帯トイレ等を備えておくよう心がけるものとする。

第12節 積雪・寒冷対策

(地域整備課・生活安全課・学校教育課)

積雪・寒冷期において津波が発生した場合、他の季節に発生する津波災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難路、避難場所等の確保等に支障を生ずることが懸念される。このため、市は、県及び防災関係機関と連携し、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における津波災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進（共通事項）

積雪期における津波対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくりなど、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

市は、県及び防災関係機関と相互に協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。なお、平時の雪害予防については第2編第1章第11節「雪害予防」に準ずる。

2 交通の確保（共通事項）

(1) 道路交通の確保

渋滞発生時には、緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、市は、除雪対策を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

道路管理者及び関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一次避難の支援等を行うよう努めるものとする。

ア 除雪体制の強化

(ア) 一般国道、県道、市道及びのと里山海道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 効率的な除雪を行うため、地形や積雪の状況など自然条件に適合した除雪機械等の調達・配備に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 冬季交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

(イ) なだれ等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、なだれ防止柵等防雪施設の整備を促進する。

(2) 航空輸送の確保

津波による道路交通の一時的な麻痺により、山間地では孤立する集落が発生することが予想される。市は、県及び防災関係機関と連携し、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

3 雪に強いまちづくり（共通事項）

(1) 家屋倒壊の防止

住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準の順守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制など、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難路、避難場所等の確保

流雪溝等融雪施設の整備及び避難路、避難場所等の確保に努める。

4 寒冷対策の推進（共通事項）

(1) 避難所対策

避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

5 積雪時の要配慮者への支援（共通事項）

市においては、積雪時には、民生委員や介護職員等との連携により、要配慮者の安否情報など生活状況の把握に努め、速やかに医療機関への送迎や食料調達支援など必要な対応ができるよう体制を整備する。

また、除雪（雪下ろしを含む）に当たっては、市は、社会福祉協議会をはじめ、地域内各組織の協力を結集するなど、社会連携し、組織的活用を図るとともに、安全確保に十分配慮した除雪に努める。

6 既往の主な雪害とその被害（共通事項）

県内に特に大きな被害をもたらした豪雪・大雪として、「38豪雪」、「52豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」、「61豪雪」、「平成13年大雪」、「平成18年豪雪」、「平成30年大雪」、「令和5年大雪」がある。

(1) 「38豪雪」

昭和38年1月10日夜から発生した日本海の低気圧は、沿海州から南下する大寒波の侵入に伴って猛風雪をもたらした。この大寒波の勢力は強く17日間、殆ど休みなく風雪が続き、記録的な豪雪となった。

この大風雪は里雪型で、県下平野部で連日多量の降雪があった。特に1日の降雪量は羽咋市では23日に60cmを記録した。

(2) 「平成13大雪」

平成13年1月9日に低気圧が発達しながら日本海中部を北東に進み、12日から強い冬型となった。13日から輪島上空500hpaで -36.0°C 以下の寒気が流入し、15日には、 -42.5°C の強烈な寒気が流入した。このため、13日から17日にかけて県内全域で断続的に雪が降り続いた。特に15日夜明け前から16日にかけて小松市、金沢市、宇ノ気町、羽咋市の海岸部で大雪となった。

(3) 「平成30年大雪」

1月10日から、北陸地方の上空約5,500mに氷点下 30.0°C 以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。県内では断続的に雪が降り、県内全域で大雪警報が発表された。この大雪により各地で被害が発生した。

2月4日から8日にかけて、北陸地方の上空約5,000mに氷点下 36.0°C 以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。県内では断続的に雪が降り、能登北部を除く県内全域で大雪警報が発表された。

(4) 「令和5年大雪」

12月23日から25日にかけて、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下39度以下の寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。県内では大雪となり、1月24日から26日にかけて、北陸地方の上空約5000メートルには氷点下42度以下の非常に強い寒気が流れ込んだため、強い冬型の気圧配置となった。県内では、冷え込みが厳しく、水道管の凍結や破裂が相次ぎ、各地で断水が発生した。

第13節 避難体制の整備

(生活安全課・地域整備課・健康福祉課・学校教育課・関係課)

市は、建物倒壊及び出火、延焼、津波等の災害において、市民が安全に避難できるよう、地域の実情、感染症対策等を踏まえて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。

あわせて、感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。この際、住民への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏期には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、市は地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

県は、大規模災害においては避難所運営について県・市で連携して対応することを踏まえ、被災者支援に関するマニュアルを整備するとともに、市が運用する避難所運営マニュアルの改訂を支援するなど、生活環境（給水・入浴支援、見守り・健康管理）の各分野の対応力強化に努める。

県は、避難者名簿の作成・情報共有の体制を整備するため、マイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に努めるものとするほか、被災者支援で重要となる健康情報等について、県・市町に加え保健医療・福祉団体と連携し、健康管理データの標準化に努める。

1 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等（共通事項）

市は、災害時に市民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所をあらかじめ指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、避難所開設・運営訓練等の防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、市は災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。県は、広域的な断水を想定し、トイレ確保や洗濯支援等についてマニュアルを整備することで、県・市町の役割の明確化を図り、平時から避難環境の改善を図る。

(1) 指定緊急避難場所

- ① 災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等が、周辺等でない安全な場所であること。
- ② 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。
- ③ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有していること。
- ④ 都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすること。また、津波浸水深以上の高さを有すること。
- ⑤ 下記の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な場所であることのほか、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。
 - ア 土砂崩れ、がけ崩れ、なだれ、浸水などの危険性がない所であること。
 - イ 津波に対する安全性

沿岸地域及び河川の下流域にあつては、できるだけ津波による浸水の危険性が低い標高の高い所であること。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた電源の二重化、情報通信手段の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

ウ 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難場所内で市民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、多量に危険物等が蓄積されていない所であること。

- ⑥ 緊急の避難場所として、道路空間が有効な避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議の上、相互に協力し、避難場所として整備を図る。

(2) 指定避難所

- ① 避難者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。
② 速やかに、避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
④ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
⑤ 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

⑥ 施設・設備や体制の整備

避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、浄化槽、仮設トイレ、簡易トイレ、パーティション間仕切り、マット、備蓄倉庫、非常用電源（ガソリン、LPガス、再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設や設備のほか、相談等の支援を受けることができる体制を整備し、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

- ⑦ 避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。
⑧ 停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
⑨ ペット動物の飼育場所等について検討すること。
⑩ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、避難者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。
⑪ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の使用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
⑫ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
⑬ 避難者情報の共有方法について、平時から関係機関と協議・検討を行い、発災時において円滑かつ的確な対応が図られるよう、必要なマニュアル等の整備を進めること。
⑭ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。
⑮ 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。
⑯ 市は、平時から、避難所におけるNPO・ボランティア等の外部支援を受ける体制整備に努めるものとする。
⑰ 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
⑱ 市及び県は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみ

で避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。

- ⑭ 市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
 - ⑮ 県が協定も含めて整備している、トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを、災害時に速やかに配備できるよう、本市と県において、平時より、避難所生活の環境整備にかかる連携体制の整備に努める。
 - ⑯ 迅速な避難所開設に向け、施設管理者、町会（自主防災組織）との連携が行えるよう、平時より体制の構築に努める。
 - ⑰ 避難所避難者への情報提供にあたり、市本庁舎と避難所間で適切に情報の共有ができるよう、情報伝達体制の強化に努める。
- (3) 避難路（避難地へ速やかな誘導ができる道路・避難所等まで、最も短時間かつ安全に到達できる道路）
- ① 山、がけ崩れ、建物倒壊及び落下物などによる危険が少ないこと。
 - ② 円滑に避難できるよう幅員が確保されていること。
 - ③ 海岸、河川沿いの道路は、原則として指定しないこと。
 - ④ 海岸方向へ向かっての避難路の指定は、原則として行わないこと。
 - ⑤ 自動車の交通量が少ない道路であること。
 - ⑥ 冬期の積雪時や夜間でも安全に通行できること。
- (4) 避難情報の発令基準の策定等
- ① 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川、水位周知河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。
 - ② 安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれがあることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。県は、市町に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、国とともに、必要な助言等を行うものとする。さらに、市は、首長不在時における災害時に備え、避難指示等発令に係る代理規程を整備する。
 - ③ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
 - ④ 市は、策定した「羽咋市避難指示等の判断基準」を活用し避難指示等の判断を行う。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
 - ⑤ 地震の場合は避難指示のみとなる。また、津波については、避難指示にレベルは付さない。津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

2 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備（共通事項）

高齢者や障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者については避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入れ・支援体制の整備を図り、個別避難計画等により、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

る。

また、市福祉避難所開設・運営マニュアルを活用し、関係団体との連携により、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う。

内容は、県の災害派遣福祉チーム（DWA T）の受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

3 交通規制への協力（共通事項）

市は災害時の避難を容易にするため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、警察の行う交通規制に協力する。

4 避難誘導標識等の設置（共通事項）

市は、避難場所等について、町会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、視認性の良い避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所等や避難路・避難階段の位置などをまちのわかりやすい場所に表示することや、畜光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、市民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような、視認性の良い避難誘導標識及び避難場所等の表示標識の整備に努める。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、標高なのかなどについて、町会、自主防災組織等を通じて市民等にわかりやすく示すよう留意する。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

5 安全確保計画（共通事項）

（1）市

① 市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、市民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、発表される津波高に応じた発令対象地域を定めるなど、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の市民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・避難所や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

② 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。なお、検討にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

③ 市は、消防職団員、水防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係わる行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

④ 市は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

⑤ 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する

情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

- ⑥ 市及び県は、要配慮者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(2) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む災害避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長、PTA等と協議し、飲料水、医療品等の調達及び保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(3) 要配慮者の安全確保

市は、災害において要配慮者の避難が速やかに行われるように、平時から要配慮者の状況把握に努める。

また、自主防災組織と連携し、地域における要配慮者への配慮に努めるほか、家庭内での話し合い等により市民への啓発に努める。

避難誘導の救出体制では、消防・警察と手話通訳者や地域住民の協力のもとお互いに安全地帯まで避難し安全確保を図る。

- ① 避難訓練の際には、要配慮者の参加を呼びかける。
② 要配慮者に対し、音声告知放送、FAX等による緊急通報システムの拡充を推進する。

(4) 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、あらかじめ設備等の定期確認や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期すよう指導する。

6 避難所運営マニュアルの作成（共通事項）

市は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている避難者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本として策定した、「羽咋市避難所開設・運営マニュアル」を活用する。

7 被災者の生活環境の改善（共通事項）

(1) 避難所以外での避難

市は、町会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(2) 関係機関との連携

市及び避難所運営者は、避難所の良好な生活環境を継続的に確保するため、平時から医療を始めとする多種多様の専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

(3) 運営管理

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所の正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努め、他の公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が自主的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

8 感染症対策（共通事項）

(1) 避難所の対策

市は、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制

など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

また、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(2) 職員等への対策

市は、感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底を推進する。

9 情報連絡体制の整備（共通事項）

保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、管内の市町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市の保健福祉担当部局、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

10 被災者支援業務の迅速化・効率化（共通事項）

市は、クラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。

第14節 要配慮者対策

(健康福祉課・こども課・生活安全課)

災害(地震・風水害など)発生時には、乳幼児、妊産婦、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、高齢者、妊婦、食物アレルギーのある人、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、市は、県及び社会福祉施設等の関係機関と連携し、市民、自主防災組織等と平時から顔の見える関係を構築し、災害時の連携体制を確立するなど、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

1 在宅の要配慮者への配慮(共通事項)

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(1) 在宅の要配慮者の把握

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(以下、「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

① 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災関係部局や福祉関係部局等など関係部局の連携の下、平時から県との連携及び民生委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、町会等(以下、「避難支援等関係者」という。)の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

② 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

ア 75歳以上の高齢者のみ世帯に属する者

イ 要介護3以上の認定を受けている者

ウ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、視覚障害、聴覚障害、上肢障害又は体幹障害1級又は2級、又は下肢障害1級～3級の交付を受けている者

エ 療育手帳Aの交付を受けている者

オ その他、災害時に地域の支援が必要で申し出のあった者

③ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする理由

キ ア～カに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

④ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

⑤ 名簿情報の利用及び提供

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、提出先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

⑥ 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、市は避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

⑦ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

ア 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

イ 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

ウ 国（気象庁）は、市町に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

⑧ 個別避難計画の策定

ア 市は市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

特に、市レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成する。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 市は地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

ウ 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合に、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に呈する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

エ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難先等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(3) 情報伝達、避難支援体制等の整備

市は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災知識の普及や災害情報の収集手段、非常用持ち出し袋及び食料の備蓄の推進を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

① 防災マップ及び避難行動要支援者マップの作成

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できるコミュニティ単位の防災マップ（地震・津波災害）の作成に努める。

また、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

② 福祉避難所の指定

市は、高齢者や障がい者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定や災害協定の締結を進める。

医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

また、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、要配慮者が、避難が必要となった際

に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

エ 特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

③ 福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備

県は、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する体制を整備し、関係団体や市町との協力体制の構築を図る。

市は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

④ 避難後の支援対策

市及び県は、要配慮者等が地震・津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 社会福祉施設等の防災体制の整備（共通事項）

（1）防災組織体制の整備

県は、社会福祉施設等の管理者が、市の地域防災計画等に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示す。

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「社会福祉施設避難確保計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、避難訓練の実施を明確化しておく。

また、社会福祉施設の管理者は、平時から関係機関、市民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

（2）防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努める。

また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医療品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を備える施設を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

（3）防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

3 外国人等に対する防災対策（共通事項）

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

（1）避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

（2）市及び県は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備を推進するとともに連携を強化する。

（3）多言語による防災知識の普及を推進する。

（4）外国人等の防災訓練への参加を推進する。

- (5) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。
- (6) 石川県災害多言語支援センターが設置された際には、大使館や宿泊施設などと連携し、SNS等を活用した情報の周知に努める。

4 障がい者に対する情報伝達等（共通事項）

市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第15節 緊急輸送体制の整備

(地域整備課・生活安全課)

市は、国や他の道路管理者と連携し、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、想定津波などの災害区域を考慮したうえで、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取り組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。さらに、道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。

県及び市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター一時的離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態時のアクセス手法を検討するとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。

また、市は、県や関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

1 緊急輸送道路ネットワークの整備（共通事項）

県は、設定基準及び接続される防災拠点等に基づき選定された緊急輸送道路ネットワークを次の3つに区分し整備している。

区 分	設 定 基 準
第1次緊急輸送道路	初動体制の確保 地域間相互の連携、救命活動に対応する路線
第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線
第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線

なお本市に関係する緊急輸送道路は次のとおりである。

緊急輸送路線ネットワーク路線表（羽咋市関係）（単位：km）

道路種別	路線名	第1次	第2次	第3次
県道	のと里山海道	82.8	—	—
国道	159号	63.8	6.5	—
国道	249号	154.0	65.1	8.5
国道	415号	—	10.9	—

2 緊急輸送体制（共通事項）

(1) 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

- ① 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められ

るものについては、届出済証の交付を受ける。

- ② 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

(3) 緊急輸送体制の確保に向けた民間事業者との連携

市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の羽咋市地域内輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。また、必要に応じ、輸送業務を一元的に行う物流事業者との協定を締結するなど、物流体制の強化を図る。

市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

3 臨時離着陸場の整備（共通事項）

道路の損傷により陸上輸送に支障を来たす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空き地を調査し、臨時離着陸場を設ける。（資料参照）

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できるような十分な面積を有する空き地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。

第16節 医療体制の整備

(健康福祉課・こども課・市民窓口課)

災害時には、市民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は、防災関係機関及び医療関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療救護体制の整備に努めるとともに、ライフラインが機能停止した場合における業務継続計画の策定支援を行う。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から災害の発生に備える。

1 医療救護体制（共通事項）

(1) 市

- ① 市は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市独自で編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。
- ② 医療救護班編成に当たっては、一般社団法人羽咋郡市医師会（以下、「羽咋郡市医師会」という。）、公立羽咋病院（以下「羽咋病院」という。）、公益社団法人石川県薬剤師会羽咋支部（以下「薬剤師会羽咋支部」という。）等の協力を得る。
- ③ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。
また、連絡体制についても定めておく。
なお、市等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。
- ④ 市は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域保健医療福祉調整本部への当該責任者の参加及び連携について定めておく。
- ⑤ 市は、災害時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。
- ⑥ 市は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行って行く。
- ⑦ 市は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
- ⑧ 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。
- ⑨ 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。

(2) 救急告示病院への要請

- ① 市は、救急告示病院である羽咋病院に対して、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、傷病者の受入れ及び搬送、医療救護班の編成及び派遣並びに他の医療機関から派遣された医療救護班の受入れ（※公立病院等）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努めるよう要請する。
(※公立病院等・・・大学病院、公立病院、国立病院機構の病院、金沢赤十字病院、済生会金沢病院、金沢社会保険病院)
- ② 市は、救急告示病院である羽咋病院に対して、地域の災害拠点病院が実施する定期的な防災訓練への参加に努めるよう要請する。

(3) 一般医療機関への要請

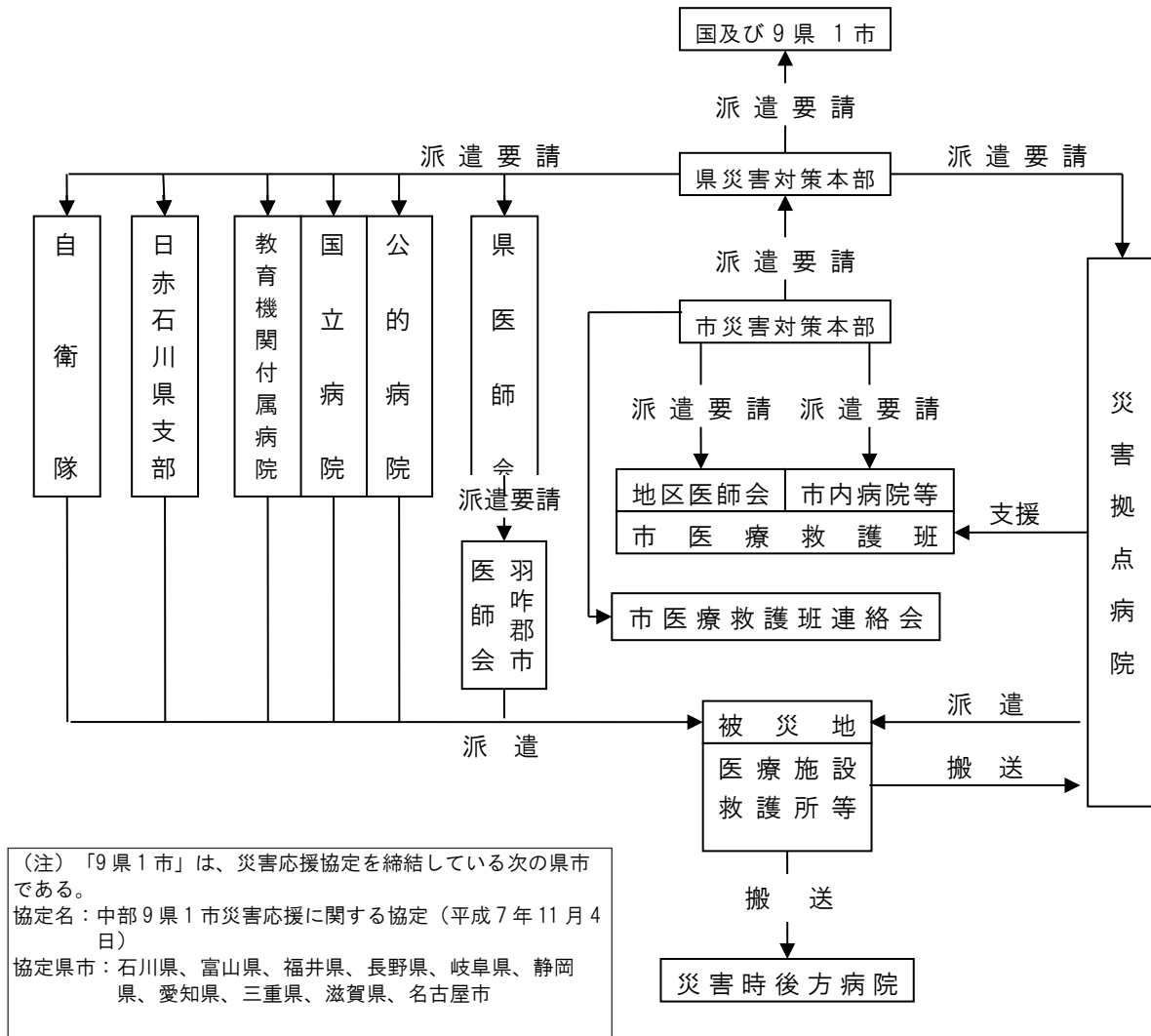
- ① 市は、一般医療機関に対して、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努めるよう要請する。
- ② 市は、人工呼吸器等を使用している患者や透析をしている患者を抱える医療機関に対して、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておくよう要請する。

2 情報連絡体制（共通事項）

（1）医療救護活動に係る情報連絡体制

市は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

医療救護活動系統図



（2）災害時通信手段の確保

- ① 市は、救急告示病院等に対して、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努めるよう要請する。
- ② 市は、災害（地震・風水害など）時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

3 医療品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制（共通事項）

市は、災害（地震・風水害など）時における医療救護活動の実施に備え、平時から市内の医療機関、避難所として指定している施設等に医療品、医療資機材等の備蓄に努める。

4 応援医療従事者の受け入れ体制（共通事項）

応援医療従事者等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援医療従事者等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第17節 健康管理活動体制の整備

(健康福祉課・こども課)

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、市は、県及び医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から災害（地震・風水害など）の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

1 平時の健康管理対策（共通事項）

- (1) 市は、災害時に健康障害の発症リスクの高いものに対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 市は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 市民は、平時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の記録及び緊急時に備えた自己管理に努める。

2 災害時の健康管理体制の整備（共通事項）

市は、災害時に保健医療福祉行政の指揮調整機能等の確保や被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障がい者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

災害時における健康支援が円滑に実施できるよう、健康管理システム等のデータが活用できるよう情報管理体制の整備に努める。

3 情報連絡体制の整備（共通事項）

市は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

第18節 こころのケア体制の整備

(健康福祉課)

災害(地震・風水害など)発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予測される。

このような混乱した状況のもとで、被災した市民は、災害時のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招いたりするおそれがあり、精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、市は平時から、県及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者のこころのケア等に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

1 活動体制の整備(共通事項)

- (1) 県は、災害派遣精神医療チーム(石川DPAT)を派遣する意思を持ち、DPATの活動に必要な人員を有する病院を石川DPAT指定機関に指定し、支援体制を確立しておく。
- (2) 県は、次の機能を有する災害拠点精神科病院として石川県立こころの病院を指定する。
 - ア 医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)に基づく精神科医療を行うための診療機能
 - イ 精神疾患を有する患者の受入れや、一次避難場所としての機能
 - ウ 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣機能
- (3) 県は、発災直後から精神科医療の提供及び精神保健活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領」等に基づき、「石川DPAT活動マニュアル」を整備するとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。
- (4) 市は、平時から住民に対する災害時のメンタルヘルスに関する知識の普及・啓発を行うとともに、支援が必要な精神障害者等要配慮者に関する情報の把握に努める。

2 情報連絡体制の整備(共通事項)

- (1) こころのケア活動に係る情報連絡体制
県は、DPAT統括者、DPAT調整本部、DPAT活動拠点本部等相互の情報連絡体制を整備しておく。
- (2) 災害時通信手段の確保
災害拠点精神科病院である石川県立こころの病院は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。

3 DPAT調整本部等の設置及び運営に関する訓練等(共通事項)

県は、DPAT統括者や石川DPAT指定機関等の協力を得ながら、災害時において精神保健医療(こころのケア)活動が円滑に行われるよう、平時からDPAT調整本部、DPAT活動拠点本部等の設置、運営に関する研修や訓練の実施に努める。

第19節 食料及び生活必需品等の確保

(総務課・生活安全課・健康福祉課・企画財政課)

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、新物資システム（B-P-L-O）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、平時から孤立集落等への無人航空機（ドローン）による飛行ルートの整備を進めるなど、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国〔消防庁〕はこれを支援する。なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）や県民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう啓発する等の取り組みを一層推進する。

1 市、県、市民等の役割分担（共通事項）

(1) 市及び県の役割

ア 市は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。

イ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数（自主避難所や在宅避難者、車中泊避難者等を含む）と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

ウ 県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。

また、県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

エ 県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、県が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

オ 市及び県は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

カ 市及び県は、新物資システム（B-P-L-O）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

キ 市は、避難所の備蓄物資等について定期的に確認を行い、不足・賞味期限切れ・不良品等があればへ担当課で発注し、備蓄食料を更新・補充する。

(2) 市民の役割

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに個人又は地域において可能

な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。

(3) 事業所の役割

事業所等は、災害発生に備えて、従業員や地域住民も考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。

2 食料及び生活物資の確保（共通事項）

(1) 非常食の備蓄

市は、非常食の備蓄に努める。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

(2) 供給体制の整備

市は、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に処理できるようそれらの供給体制を整備を図り、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(3) 地域における仕組みづくり

市は、市民に対して、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに個人又は地域において可能な方法、範囲で平時から各家庭による「最低3日分、推奨1週間分」の食料品等の物資の備蓄を推奨するとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努めるよう指導する。

(4) 事業所への取組み

市は、事業所等に対しても、災害発生に備えて、従業員や地域住民も考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努めるよう指導する。

(5) 市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

3 物資の集積、配送地の整備（共通事項）

市は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

(1) 1次集積所

県は、災害の規模が甚大で市が定める集配予定地のみでは対応が困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、集配予定地（1次集積所）を定める。

(2) 羽咋市地域内輸送拠点（2次集積所）

市は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、羽咋市地域内輸送拠点（2次集積所）を次の施設とする。

施設名	所在地	借上げ可能倉庫・敷地面積
JA はくい園芸総合集出荷場	羽咋市中川町へ11-1	総面積 9,000 m ² 内 1,000 m ²
はくい農協低温倉庫	羽咋市円井町 327	総面積 5,200 m ² 内 1,000 m ²

(3) 民間業者の活用

市及び県は、大規模災害等を想定した物資の仕分けの配送について、民間業者の活用を事前に検討しておく。

4 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成（共通事項）

市は、災害発生直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルを作成し、受入体制の強化を図る。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、義援金及び義援物資の受付・調整にデジタル技術を活用するよう努める。

第20節 ペットの同行避難

(健康福祉課・生活安全課)

災害発生時、ペットの安全と健康を守るのは飼い主の責任となる。ペットの逸走などによる二次被害の防止のため、平時から災害時の同行避難への備えが必要となる。

1 市の対応

(1) 平時からの備え

市は平時よりペットの同行避難に関する啓発・周知を行う。また、避難所開設訓練等にあわせペットの同行避難の訓練を実施する。

(2) 災害時の対応

災害発生時、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び獣医師の派遣等について、県との連絡調整及び支援を行う。

市は県と協力して、飼い主とともに同行避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防法上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

同行避難可能な指定避難所については、羽咋市民体育館または羽咋体育館のいずれかとする。

2 飼い主の対応

(1) 平時からの備え

災害時の避難はペット同行避難を基本とする。避難場所・避難所においては、原則として同行したペットは屋外又は個人の車中での避難となる。そのため、飼い主は、「羽咋市ペット同行避難ガイドブック」をもとに、平時から同行避難に向けた備えを行うよう努める。

① しつけと健康管理

災害発生時、飼い主は動物と同行避難することが基本となることから、平時よりペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努める必要がある。

② ペットの識別

災害時のペットの逸走対策として、首輪や迷子札、マイクロチップなどにより、飼い主のもとに戻れるよう所有者を明らかにしておく必要がある。

③ 避難用品・備蓄品の準備

ペット用の避難用品・備蓄品（首輪やリード、感染症予防のための道具、キャリーバッグなど）や、ペットフード、薬、ペットシーツ・トイレ用品などペットの生活に必要なものをあらかじめ持出可能なよう準備しておく。

また、避難先でのペット受付のため「ペット同行避難者の受付簿」を事前準備しておく。

④ 情報の収集

ペットとの同行避難が可能な避難所や、避難所への経路についてあらかじめ確認しておく。

(2) 災害時の対応

開設された避難所のうち、ペットとの同行避難が可能な避難所を確認し避難する。

市では、ペット同行避難した避難者による「飼い主の会」で、避難場所・避難所での受付、飼養場所の準備を行う。ペットの同行避難者全員「飼い主の会」に所属し、「羽咋市ペット同行避難ガイドブック」をもとに、協力して避難所運営を行う。

第21節 農林水産災害予防

(農林水産課)

災害から農林水産業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

1 農作物災害予防対策

気象による被害を極力防止、軽減するため、次の事項に留意の上、気象の推移や農作物の育成状況に応じた個別具体的予防対策を講ずるなど、適時適切に対応する。

(1) 水稲

① 干ばつ対策

水不足が予想される地域では、あらかじめ予備苗の確保、用水系統別水利計画の策定、既存かんがい施設の点検、整備を行う。

また、必要に応じ番水の実施やあぜ際部分への散水等、節水栽培の実施、共同給水場の設置等を行う。

② 低温、寡照、長雨対策

気象や病害虫発生予察情報に基づき、不稔防止のための深水管理やいもち病等の発生防止のための予防剤の施用等を行う。

③ 大雨対策

あらかじめ、排水路等の点検及び補修整備を行い、冠水時には速やかに排水する。

④ 台風対策

台風の来襲が予測される時は、フェーン現象や強風による被害の軽減を図るため、事前にはほ場へ入水するとともに、事後は速やかに排水する。

(2) 野菜等畑作物

① 干ばつ対策

畑地かんがい施設の積極的導入を図る。また、土壌の保水力を高めるための深耕及び有機物投入や土壌水分の蒸発防止のための敷わら等を行う。

さらに、葉ダニ類やうどんこ病等が発生しやすいので、発生動向に留意しつつ適期防除を行う。

② 低温、寡照、長雨対策

対低温性品種の選定、保温フィルム資材の利用、雨よけ施設の導入等の事前対策のほか、夏秋期における低温、寡照、長雨は生育不良となり、また、病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

③ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれのあるときは、あらかじめ栽培施設に補強や不織布等べた掛けによる風や飛砂の防止等暴風雨対策を実施する。

④ 雪対策

積雪によるビニールハウス等施設の破損倒壊を防止するため、融雪装置の設置や施設周辺の除雪等を行う。

(3) 果樹等永年性作物

① 干ばつ対策

土壌水分の蒸発を抑制するために、敷わらや敷草、草生園にあっては草刈の励行等を実施する。

また、土壌の保水力を高めるために、休眠期に深耕、有機物投入等を行う。

② 低温、寡照、長雨対策

果樹では、結実確保のための人工授粉の励行、適正結果量の確保のための摘果、排水溝の設置等、適正な肥培管理を行う。

また、桑では、春の寒波、冷夏などが懸念されるときには、ポリマルチング等を行う。

③ 台風、大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれのあるときには、あらかじめ既成施設や栽培施設の点検、補強を行うとともに、収穫可能な果実の収穫や枝の結束等を行う。

また、土壌侵食を防止するため、特に傾斜地においては、排水路等を整備する。

④ 雪対策

積雪による樹体の損傷を防ぐため、果樹では早期せん定の実施や支柱による枝の補強、果樹棚の補強等を行う。

(4) 飼料作物

① 干ばつ対策

干ばつのおそれがあるときには、刈取り、施肥を控え、止むを得ず刈取りを行う場合には高刈りを行うなど、再生草の草勢を確保する。

② 長雨対策

長雨、湿害対策に対しては、排水溝の設置や窒素質肥料の追肥等を行って草勢の維持を図るほか、牧草の予乾中に降雨があったときには、サイレージ調製へ転換する。

③ 台風対策

台風来襲のおそれがあるときには、トウモロコシ等長大作物は事前に刈り取る。

④ 雪対策

積雪が長期にわたるときには、フライアッシュ等の融雪剤を散布し融雪を促進する。

2 林業施設関係予防対策

(1) 林産物及び林産関係

① 風害対策

気象情報に留意し、必要に応じて施設の補強ができる体制を整備する。

② 水害対策

気象情報に留意し、排水溝等の整備を図る。

また、土壌及び貯木場等の木材を常に係留できる体制整備を図る。伐採木については、流失等による被害の未然防止に万全を図る。

③ 干ばつ対策

気象情報に留意し、しいたけほ場については、散水体制や日覆い等を行う。

(2) 林業用苗木関係

① 干ばつ対策

かんがい施設の導入を図る。

② 低温、長雨対策

夏秋期における低温、長雨は生育不良となり、また病害が発生しやすいので、病害防除や排水体制の実施を徹底する。

③ 雪対策

積雪が長期にわたるときには、融雪剤を散布し、融雪を促進する。

3 家畜災害予防対策

畜舎、鶏舎等施設の設置に当たっては、適切な場所を選定するとともに、災害に備え、補強整備、放牧場の整備等を指導推進する。

4 干ばつ災害予防対策

(1) 干ばつ対策

渇水時には、市民に節水協力を強く求めるとともに、水圧低下又は井戸水の枯渇による断水地域に対しては、タンク車などによる生活用水の給水に万全を期す。

(2) 防火対策の強化

渇水時には火災の危険性が増大するので、防火体制の徹底や消火用水の確保を計画するとともに、市民に対し火災予防の周知徹底を図る。

また、山林の防火体制の強化については、事故災害対策編第6章「林野火災対策計画」による。

第22節 孤立集落対策

(生活安全課)

中山間地域など、災害時に土砂崩れや津波による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

1 県の対策（共通事項）

- (1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施
県は、土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、土砂堆積等によって交通が遮断され、孤立する可能性のある地区及び集落について、市を通じて事前に把握する。
また、被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う
- (2) 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援
県は、市に対し、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。
- (3) 積雪期のヘリコプター運用
積雪期のヘリコプターによる住民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。

2 市の対策（共通事項）

- 市は、県と連携して孤立集落対策を実施する。
- (1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知
 - (2) 避難経路多重化の検討
 - (3) 衛星通信等の通信手段の確保
 - (4) 集落防災拠点施設の確保
 - (5) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置
 - (6) 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備
 - (7) 集落内のヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する）
 - (8) 積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保
 - (9) 市地域防災計画で定める事項
 - ア 孤立が予想される集落
 - イ 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所
 - ウ 各集落との通信の確保方法
 - エ 各集落の防災拠点施設及び資機材の整備、物資等の配置状況
 - オ 各集落のヘリポート適地
 - カ 企業・事業所等との災害時の協力に関する事項

3 市民等の役割（共通事項）

- (1) 市民の役割
孤立が予想される地域の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう努めるものとする。
- (2) 地域の役割
災害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう努めるものとする。
- (3) 企業・事業所の役割
孤立が予想される地域の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議するよう努めるものとする。

災害に強い地域づくり

「災害に強い地域づくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化、道路施設や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などの市区域保全事業を計画的かつ総合的に推進する。

第23節 建築物等災害予防

(地域整備課・文化財課・健康福祉課・こども課・生活安全課・総務課・関係課)

災害に強いまちづくりを行うに当たって、市は、公共建築物、一般建築物の耐震化、不燃化の推進及び安全性の指導等に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層強める。

1 防災上重要な公共建築物等の災害予防（共通事項）

災害（地震・風水害など）対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、市は、次の公共建築物等については、できるだけ、活断層直近を避けた場所、浸水の危険性の低い場所に立地するように整備するものとし、やむを得ず立地する場合には、地質調査などに基づき活断層直情を回避するとともに、建物の構造の強化及び一層の耐震性や不燃化の推進や浸水地域である場合は、建物の耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、浸水対策等の強化を図る。

また、（2）に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。

- （1）避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
- （2）災害時の救急救護所、被災者の避難所となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

2 一般建築物の災害予防（共通事項）

市、県及び施設管理者は、「石川県耐震改修促進計画」及び「市耐震改修促進計画」に定める目標の達成に向け、災害（地震・風水害など）による建築物被害の未然防止と、火災等による延焼拡大防止を図り、

劇場等の興行場、駅その他の不特定多数の者が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。また、浸水想定区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

るために、次の措置を講ずる。

（1）市民への意識啓発

市は、市民に対し、次の意識啓発を実施する。

① 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応ずる。また、独立行政法人住宅金融支援機構等の融資制度等を活用し、促進を図る。

② がけ地近接等危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

③ 老朽建築物及び密集地帯における防災対策

老朽化建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置の指導を行い、国、市び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。また、密集地帯は火災の拡大による大火災が予想されるので、消火、避難施設の整備、不燃材料の使用促進及び自主防災組織の協力体制等、防災上の指導が必要である。

④ 工事中建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

⑤ 家具等転倒防止対策

市は、地震動による家具等の転倒被害を防止するため、日ごろから市民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及、啓発に努める。

(2) 特殊建築物等の安全化

① 特殊建築物の定期報告

県は、店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

② 特殊建築物の定期的防火検査の実施

県は、多数の者に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防署等の協力を得て、防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

③ 防火対象物の状況

市内の防火対象物は資料のとおりである。

3 文化財災害予防（共通事項）

(1) 建築物等予防対策

指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、市、市教育委員会、消防機関、警察と協力して所有者、管理者等を指導する。

- ① 防火管理の体制を整備する。
- ② 環境の整理整頓を実施する。
- ③ 火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。
- ④ 火災危険のある箇所の早期発見と施設の改善を行う。
- ⑤ 火災警戒は、特に厳重に行う。
- ⑥ 消火設備を完備する。
- ⑦ 警報設備を完備する。
- ⑧ 落雷状況を考慮し、避雷装置を設置する。
- ⑨ 消防用水の確保措置を講ずる。
- ⑩ 消防車両の進入道路を確保する。
- ⑪ 消火へい、防火帯を設ける措置をする。
- ⑫ 消火壁、防火戸を設置する。
- ⑬ 自衛消防組織の訓練を実施する。
- ⑭ 盗難、き損等事故防止措置を講ずる。
- ⑮ 建築物の不燃化、倒壊防止対策を講ずる。
- ⑯ 延焼を減ずるための公園・空地整備を講ずる。
- ⑰ 文化財を安全な場所へ移すことを検討する。
- ⑱ 地震災害等に対処するため、木造建築物の点検及び応急資材の準備をする。

(2) 美術工芸品等予防対策

美術工芸品はできる限り収蔵庫に保管し、収蔵庫は耐火性のものとし、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置や転倒・転落防止対策の措置をとるよう指導する。

(3) 施設、史跡、名勝、天然記念物等予防対策

(1) (2) 同様の措置をとる。また、災害が発生しても人命に被害の及ばぬよう平時の管理を万全にするよう指導する。

(4) 事前対策

- ① 未指定文化財の文化財価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。
- ② 市又は市教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。
- ③ 市又は市教育委員会は文化財保護のため、平時から民間団体等との連携を強化する。また、文化財の所有者・保管場所・価値等のデータベース化や、3Dスキャン等によるデジタルアーカイブ化の検討に努めるものとする。

4 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策（共通事項）

市は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存ブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保に努める。

5 所有者不明土地対策（共通事項）

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第24節 公共施設災害予防

(地域整備課・上下水道課・農林水産課・総務課)

道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害（地震・風水害など）発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、災害に強いまちづくりを行うに当たっては、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進し配慮し、これら公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し強靱化を図るとともに、主要な鉄道、道路、港湾、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう優先的に復旧すべき公共土木施設や拠点等の事前把握及び関係者間での情報共有を行うなど、体制を強化する。

また、衛星携帯等の調査資機材の整備や、応急対応に係る資材調達ルートについてあらかじめ検討するよう努めるものとする。

1 道路施設整備対策（共通事項）

災害（地震・風水害など）により道路及び道路の重要な構造物である橋梁等が破損することは、災害時における市民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生ずる。

このため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図り、災害時において道路施設を利用した救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等を迅速かつ円滑に行い、また通行止めの発生防止や、被災地への交通網を早期に確保し、避難路、消防活動用道路等として、その機能を発揮できるよう、緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施し、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。

また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、安全性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。さらに、道路空間が有効な緊急避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議のうえ相互に協力し、避難場所としての整備を図る。

老朽化した道路、橋梁等の社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理を図る。

(1) 道路の整備

代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。

また、災害により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土箇所崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。

このため、これら災害（地震・風水害など）時に孤立のおそれがある箇所や、緊急度の高い箇所から順次、避難や救援に必要な道路の整備等に努める。

(2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用して、緊急性の高いものから、落橋防止や橋脚の補強並びに架け替え等の対策を推進する。また、橋梁の新設についても、最新の仕様を準用し建設する。

(3) 信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

(4) アンダーパス部等の整備

道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(5) 沿道の建物の耐震化・不燃化

耐震改修促進法により、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物（法附則第3条）、県耐震改修促進計画で指定する公益上必要な建築物（法第5条第3項第1号）及び市耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物（法第6条第3項第1号）に、耐震診断の実施と所管行政庁への診断結果の報告が義務付けられており、これらの建築物について、重点的に耐震化を促進する。

2 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策（共通事項）

（1）海岸、港湾、漁港の整備

- ① 人員、緊急物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、耐震性を補強するとともに必要に応じて耐震強化岸壁を整備する。緊急物資の集積及び市民の避難等のための広場等についても整備を図る。

また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。

- ② 護岸等についても、耐震点検の結果を踏まえ、耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。
- ③ 港湾については、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。
- ④ 津波による被害を防止・軽減するために、海岸保全施設等の整備を進める。海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い一定程度の地震に対し整備を進めるとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震点検の結果を踏まえ、耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

なお、各施設については、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努め、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造への改築等を図る。

（2）河川の整備対策

- ① 抜本的な河川改修と並行し、即効性のある災害予防対策として堆積土砂除去を推進する。
- ② 災害時におけるダム、堰堤及び堤防等の損壊により、甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある箇所については、改築、補強等の整備を促進するとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。

このほか、樋門等についても安全性の劣る施設又は老朽化の著しい施設の改築等の整備を促進する。

3 公園、緑地等の整備対策（共通事項）

災害（地震・風水害など）時においては、公園、緑地等の果たす役割は、火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住居の建設用地等として活用できる。

このため、市街地の公園、緑地等の整備を促進するとともに、災害時における地域防災拠点施設としての整備に努める。

（1）公園、緑地等の整備

公園、緑地等市街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備を進める。

（2）地域防災拠点施設の整備

災害時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備に努める。

（3）耐震性能の確保

既存の公園内の建築物、工作物等の損壊を防止するため、緊急性が高く、かつ実施可能な施設から順次対策工事を実施する。また、新たにつくる施設については、耐震性を配慮して整備する。

4 上水道、下水道の整備対策（共通事項）

（1）上水道の整備

災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

① 体制の確立

ア 断水等水道被害に即応するため、市は、あらかじめ次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

イ 市は、あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者、及び公益社団法人日本水道協会石川県支部（以下、日水協石川県支部）への協力要請も考慮する。

② 情報収集及び連絡体制

市は、情報連絡体制を整えておく。

この場合、近隣市町への連絡以外に、日水協石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

また、あらかじめ情報収集連絡事項を定めておく。

③ 飲料水の確保

災害時においても飲料水を確保するため、平時からそれぞれ次の措置に努める。

ア 水道施設の安全性の確保に努める。

イ 緊急時給水拠点として、水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。

ウ 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。特に、災害用井戸を登録するなど、災害用井戸の活用に努める。

エ 応急給水又は応急復旧及び他市町への応援給水のため、あらかじめポリタンク及び給水用ポリ袋等を整備するほか、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機及び管材料等の整備に努める。

オ 自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあっせん等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。

カ 応急給水及び施設復旧等に際しては、あらかじめ拠点施設及び給水所の位置情報を収集し、即座に他事業体等に指示ができるように整理しておく。なお、道路の通行不能な状態も考慮する。

キ 自主防災組織及び市民に対し、あらかじめ防災訓練等を通じて応急給水の指導を行う。

(2) 下水道の整備

市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の災害時における防災性の強化に努めるとともに、災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。また、新設する施設については、耐震性、耐水性を備えた施設とし、災害に対する安全性を確保する。

① 施設の整備

ア 管渠

地盤の軟弱な地区等に敷設する場合は、埋戻し土の液状化対策を実施するとともに、主要な管路等を重点に、優先度（老朽化の著しいもの等）の高いものから補強、整備に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場については、災害時でも一定の処理機能を確保できるよう安全性の強化に努め、耐震性及び耐水性を備えた施設更新とする。

また、新たに整備する場合は、「下水道施設計画・設計指針と解説」、「下水道施設地震対策指針と解説」の基準に従い、総合的に検討を行う。

② 安全の確保

ア 体制面の強化

日ごろから設備の巡視、点検を維持管理者に行わせ、安全の確保に努める。

イ 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

a 初動時の要員の確保

b 非常招集方法

c 応援要請方法

d 広報体制等

ウ 上水道・下水道施設の応急復旧連携

水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管について迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

なお、上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

5 電力施設の整備対策（共通事項）

市は、必要に応じ北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）の行う予防対策に協力する。

北陸電力株式会社	電話	0767-53-0204
北陸電力送配電株式会社		0120-837-119

6 通信施設の整備対策（共通事項）

市は、必要に応じ西日本電信電話(株)等の行う予防対策に協力する。

7 農地、農業用施設整備対策（共通事項）

ダム、農地及びため池、水路、邑知潟周辺排水機場等の農業用施設の災害は、一般公共用施設、宅地等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、流域治水の取組と連携しつつ、平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。

また、市は、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については廃止を進める。防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図ることで、防災・減災対策を推進する。

第25節 地盤災害予防

(地域整備課)

土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、市は、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所とその周辺の住宅移転等の総合的な対策の実施、指導するよう努める。

1 地盤災害の危険区域の指定促進及び周知（共通事項）

市は、地盤災害から市民の生命、財産を保護するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関し、次の措置を講じて市民等に周知する。

- (1) 市は、県から土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域に対し、資料の提供を受けるとともに当該区域の市民への警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行い、市民に周知するよう努める。
- (2) 市内における指定された危険区域及び指定区域外の危険な箇所は、資料のとおりである。なお、これらの危険箇所の市民に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進（共通事項）

(1) 土砂災害警戒区域における対策

① 市は、県による土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

② 市は、前項（エ）に記載する事項を定めるときは、市地域防災計画において、土砂災害が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項（ア）に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

③ 警戒区域をその区域に含む市長は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等市地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ（土砂災害避難地図）等を作成し、住民に周知する。

④ 市及び県は、協力して土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努める。また、市は、土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施することを基本とする。

(2) 土砂災害特別警戒区域における対策

「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、住民等の身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域を、県が市長の意見を聴いて土砂災害特別警戒区域としての指定した場合、市及び県は次の措置を講ずる。

- ① 住宅分譲地、社会福祉施設等の開発行為に関する許可
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資、資金の確保

3 警戒体制の確立（共通事項）

(1) 市は、県の協力を得るなどして、合同又は単独で定期的に危険箇所の巡視、点検を実施

し、地盤災害の未然防止に努める。

- (2) 県は、土砂災害から人命・身体を保護するため、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、市長が防災活動や市民等への避難活動発令等の対応を適時適切に行えるように支援するとともに、市民自らの避難を支援するため、金沢地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を警戒レベル4相当情報として発表し、市町長が防災活動や住民等への避難指示発令等の対応を適時適切に行えるよう、関係する市町長へ通知するとともに、住民の自発的な避難判断等を促すため一般へ周知する。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後に発表され、土砂災害の危

険性が最も高いことを示し、避難指示の判断に資する警戒レベル4相当情報として位置付けられている。

- (3) 市は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等のおそれがあると認めるときは、危険箇所の巡視、警戒を行う。

また、当該危険箇所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制について、市地域防災計画にあらかじめ定めておく。

なお、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にし、降雨量の把握に努める。

4 避難体制の確立（共通事項）

市長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の市民、滞在者その他の者に対して速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。避難指示等の発令基準やその伝達手段等については、市町地域防災計画にあらかじめ定めておく。

また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法を定め、これを市地域防災計画に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。具体的な避難対策については、本編第2章第10節「避難誘導」参照のこと。

5 地盤災害防止施設の整備、促進（共通事項）

市は、国、県の行う次の措置に必要な応じ協力する。

- (1) 治山対策の促進

山地災害危険地区の周知等、総合的な山地治山、防災林造成の整備を行うとともに、山地災害危険地区等における治山施設の整備等ハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策を推進するものとする。

- (2) 土石流防止工事の促進

土石流は、豪雨により生じた山崩れの際の崩落土石が多量の水分を含んで溪流を流下し、下流に被害をもたらす現象である。

このため、下流の人家、公共施設の多い重要溪流から、順次、砂防堰堤及び流路工事等を行い、土石流の防止に努める。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉式効果の高い透過型砂防堰堤等の整備に努める。

- (3) 急傾斜地崩壊防止工事の促進

急傾斜地崩壊危険区域については、地元民にがけ崩れを誘発するような行為の制限、又は防止対策工事の施工を指導する。

また、地元住民だけで崩壊防止工事の施工が困難である区域のうち、危険度の高い重要区域から順次、公共事業として、擁壁、コンクリート張り工、排水工、法切工等の防止工事を行い、がけ崩れ防止に努める。

6 住宅移転事業の促進（共通事項）

市及び県は、危険個所に居住する者に対して、必要な指導を行うとともに、当該危険地域外に住居の建設移転等を行う場合に住宅金融支援機構資金の融資指導等を行うほか、次の事業によりその移転を促進する。ただし、家屋等の経常的被害に対する補修又は補強は、原則としてそれぞれの家屋管理者が行う。

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域に存する危険住宅の移転を促進するため、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施に努める。

(2) 防災のための集団移転事業

防災のための集団移転に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)に基づき、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進するよう努める。

(3) 大規模盛土造成地の耐震化等

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び所有者等による宅地の耐震化を促進するよう努める。

7 宅地造成地災害予防（共通事項）

市及び県は、宅地の造成や盛土・切土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。

(1) 宅地造成地域の規制

宅地造成盛土等に伴う災害により、人家等に被害を及ぼしうる区域に対して、宅地造成及び特定盛土等規正法(昭和36年法律第191号)に基づき宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、宅地造成に関する工事だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や、単なる土捨て行為・一時的な堆積についても適切な規制を行い、盛土等に伴う災害の防止を図る。

また、都市計画法の開発許可制度も宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可となることから、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう規制する。

なお、必要があると認められるときは、勧告又は改善命令を発して、宅地の安全確保に努める。

(2) 指定区域内における措置等

宅地造成等工事規制指定区域内及び特定盛土等規制区域内における宅地造成や盛土・切土等に関する許可申請に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。

また、必要に応じて、指定区域内のパトロールを実施し、違反工事、危険な宅地の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う。

(3) 危険盛土等に対する措置

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

(4) 大規模盛土造成地の耐震化等

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、所有者等による宅地の耐震化を促進するよう努める。

第26節 防災資機材等の点検整備

(生活安全課)

市は、災害応急対策に必要な資機材を、災害に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう点検整備する。

1 救助用備蓄物資の整備点検（共通事項）

備蓄する救援物資については、品目、員数、梱包の整理点検による適正保存に努めるとともに、災害発生による備蓄物資の支給又はき損したときの補充等、物資の確保に万全を図る。

2 その他資機材の整備点検（共通事項）

救援資機材は、適宜点検整備を行い、災害に備える。

第27節 危険物等災害予防

(生活安全課)

高圧ガスその他の発火性若しくは引火性物品又は毒物・劇物等の危険物品は、津波発生時には直ちに災害の原因となるとともに、津波による流出等により災害を拡大させる重要な要因ともなるおそれがある。このため、津波発生に係る緊急措置の徹底を図るとともに、消防機関の行うこれらの施設への立入検査、従事者に対する取扱いの指導及び訓練等の予防対策に協力し、災害防止に万全を期する。

1 高圧ガスの保安（共通事項）

立入検査及び保安指導の実施への協力

監督機関は、対象事業所に対して立入検査等を実施し、施設の構造、位置及び高圧ガスの取扱いに関する保安指導又は措置命令を行うこととなっており、市はこれに協力する。

2 毒物・劇物の保安（共通事項）

(1) 立入検査の実施への協力

県及び消防機関は、事務所などに対し、適時立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する設備、火災予防管理及び火災防ぎよの指導を行うこととなっており、市もこれに協力する。

(2) 事故措置への協力

県及び消防機関は、毒物・劇物などによって、市民の生命及び保健衛生上に危険を生ずるおそれがあるときは、毒物・劇物事業者及び毒物・劇物取扱責任者に対し、保健福祉センター、警察署及び消防機関等に届出させる。

3 石油類等の危険物の保安（共通事項）

(1) 立入検査の実施への協力

市は、県及び消防機関等が行う以下の対策に協力する。

ア 県及び消防機関は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）に対して立入検査を実施し、法令に基づく適切な維持、管理をさせ、基準に適合しないものは直ちに移転、改修するなど、災害防除の見地から貯蔵、取扱い等の厳正を期し、十分な監督指導を行う。

イ 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）による事故は、人家の密集する地域で発生する可能性が大であるため、県、警察、陸運支局及び消防機関は連絡を密にして立入検査を実施する。

(2) 自主保安体制の確立指導

県及び消防機関は、危険物施設の所有者、管理者に対して、法令の基づく予防規定の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を推進させる。市もこれに協力する。

第2章 災害応急対策計画

- 第1節 初動体制の確立
- 第2節 事前措置及び応急措置
- 第3節 気象予報等の伝達
- 第4節 災害情報の収集・伝達
- 第5節 通信手段の確保
- 第6節 石川県消防防災ヘリコプターの活用
- 第7節 災害広報
- 第8節 消防活動
- 第9節 自衛隊の災害派遣要請
- 第10節 避難誘導
- 第11節 要配慮者の安全確保
- 第12節 災害医療及び救急医療
- 第13節 健康管理活動
- 第14節 こころのケア活動
- 第15節 救急・救助活動
- 第16節 水防活動
- 第17節 災害救助法の適用
- 第18節 交通確保対策
- 第19節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬
- 第20節 ライフライン施設の応急対策
- 第21節 公共土木施設等の応急対策
- 第22節 給水活動
- 第23節 食料の供給
- 第24節 生活必需品の供給
- 第25節 障害物の除去
- 第26節 輸送手段の確保
- 第27節 防疫、保健衛生活動
- 第28節 ボランティア活動の支援
- 第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理
- 第30節 住宅の応急対策
- 第31節 文教対策
- 第32節 農林水産物災害応急対策

災害応急対策計画

地震災害などの発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

そのため、発災後の時間の経過に伴い変化する対応策を時系列に沿って、初動対策期（発災から1日程度）、緊急対策期（1週間程度まで）、応急対策期（1ヶ月程度まで）の3期別に分類・整理する。

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、特に発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。この際、職員は当事者意識を持ち、被災地に寄り添った判断を適時適切に行うものとする。

また、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

（全課）

市長は、災害対策基本法第23条に基づき、地震、その他の災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立するとともに、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。

また、防災関係機関は、災害（地震・風水害など）に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、広域応援体制を確立する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
災害対応が必要と見込まれ、高齢者等避難が見込まれるとき	【注意報の発表】 注意配備態勢 【警報の発表】 警戒配備態勢 ○災害対策本部もしくは初期防災連絡体制の設置 ○職員の配備、動員、参集
災害の発生が予測されるとき	【災害の発生等】 災害対策本部体制 ○災害対策本部、現地対策本部の設置 ○市民、本部員、県及び関係機関へ設置の連絡・公表・通知
避難指示	○発令の周知
災害による被害発生	○関係機関へ派遣要請 ○災害救助法適用の検討 ○応援協定に基づく応援要請 ○本部会議の開催
事後	○避難指示の解除 ○本部組織の見直し
事後1週間以内	○激甚災害法

1 防災組織体制（共通事項）

（1）初期防災連絡体制の設置

① 設置基準

災害対策本部設置前において、予警報または情報等により災害が発生するおそれがあることを察知した場合又は災害が発生した場合に設置する。

災害対策本部設置前において、震度3または震度4の地震が発生した場合に設置する。

② 組織

初期防災連絡体制は、上司の指揮を受けて危機管理監が主宰し、総務課長、企画財政課長、健康福祉課長、危機管理監、農林水産課長、地域整備課長、上下水道課長、教育次長、羽咋消防署長で組織する。ただし、状況に応じて他職員を加えることができる。

③ 措置事項

ア 気象予警報、情報の収集及び連絡調整

イ 人員、機材の配備の指示

ウ 関係課との連絡調整

エ 高齢者等避難、避難指示等の発令

オ 消防・水防その他応急措置

カ その他初期防災連絡体制において必要な措置

（2）職員の動員

① 動員基準

職員の動員は次表のとおりとする。ただし、配備要員の数は、災害状況、規模等により適宜増減することができる。

② 動員方法

ア 市長は、あらかじめ配備要員及び参集のための連絡方法等を定めた動員計画及び行動マニュアルに従い職員を動員する。

イ 配備要員に当たった職員は、勤務時間外においてテレビ、ラジオ、広報車等により災害発生を覚知した場合は、直ちに自主的に登庁し、配備体制につく。

その他の職員は、地域の被害の情報・状況や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けた場合は、直ちに登庁する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの関係の機関に参集し、応急活動に従事する。

災害対策本部における職員の情報共有は、Logo チャットやLINEなどの一般SNSを活用して情報共有を行う。

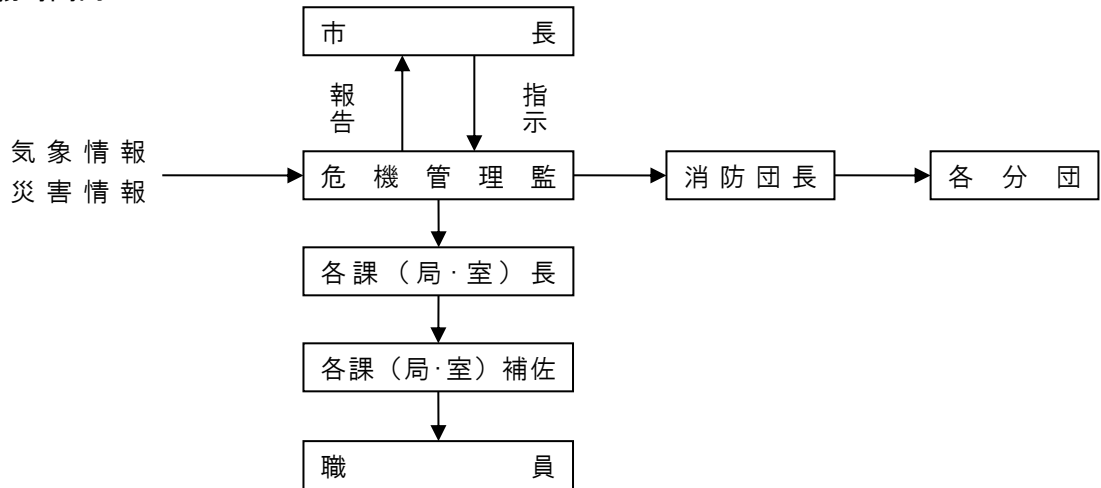
③ 動員連絡系統図

職員の配備指令等の動員系統は次による。

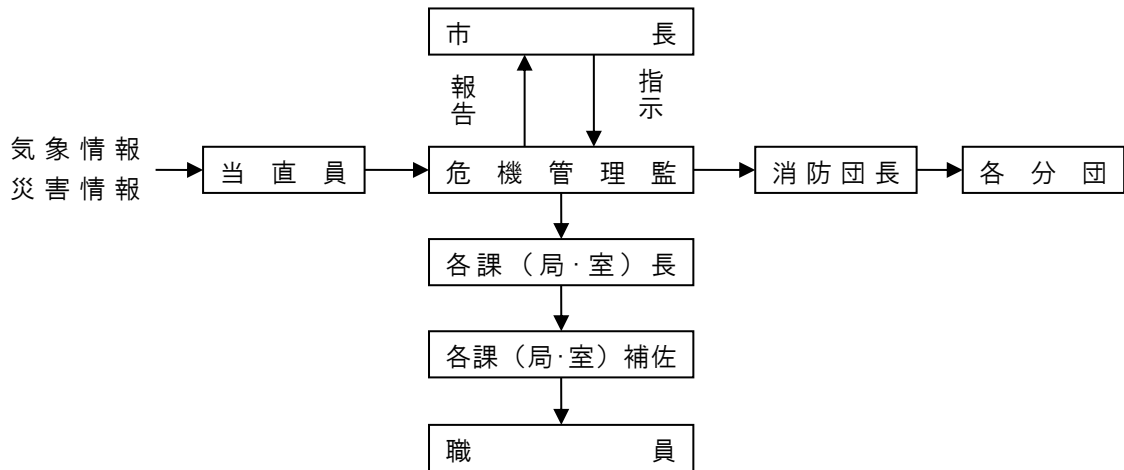
配備体制及びその基準等

配 備 体 制		基 準	動 員 対 象 職 員
初期防災連絡体制	注意配備体制 〔情報収集、連絡活動が円滑に行える体制〕	○市域に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・震度3の地震 ・津波注意報	○災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制 (危機管理監、総務部長、産業建設部長、市民福祉部長、農林水産課長、上下水道課長)
	警戒配備体制 〔災害対策本部の設置に備える体制〕	○市域に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・洪水警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報 ・暴風警報 ・高潮警報 ・震度4の地震 ・津波警報 ○市域に顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。	○上記の配備を強化し、災害対策本部の設置に備える体制 (危機管理監、総務部長、産業建設部長、市民福祉部長、農林水産課長、上下水道課長、教育次長、秘書課長、企画財政課長、こども課長、生涯学習課長、羽咋消防署長) ○要員配備は各課が適宜対応
災害対策本部体制	災害対策本部体制 〔災害応急対策の推進体制〕	○市域に次の特別警報が1以上発表されたとき。 ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ○市域に相当規模の災害の発生が予測され災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めるとき。 ○市域に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 ○市域に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 ○以下の事象が発生したとき。 ・震度5弱以上の地震 ・大津波警報 ・津波被害	○原則として全職員 ○ただし、災害対策本部長(以下本部長)が災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。 (全課)

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



(3) 災害対策本部の設置

市長は、市の地域内において災害が発生し、又は発生のおそれが生じたときは、次の基準により災害対策本部を設置し、各種の応急対策を迅速に推進するとともに、関係機関との連絡調整を図り、すみやかに県及び市防災会議に通知する。

① 設置基準

ア 市域に次の特別警報が1以上発表されたとき。

- ・大雨特別警報
- ・暴風特別警報
- ・暴風雪特別警報
- ・高潮特別警報

イ 相当規模の災害が予想され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めた時。

ウ 災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めた時。

エ 市域に震度5弱以上の地震が発生した時。

オ 災害救助法が適用され災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めた時。

② 設置決定の順位

本部の設置決定は、市長が行う。

ただし、市長が不在の場合は、①副市長 ②教育長 ③総務部長 の順に設置の決定を代行する。この場合、事後速やかに市長の承認を得る。

③ 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び市民に対し、電話、文章、その他の方法で通知するとともに、災害対策本部の表示を災害対策本部設置場所に掲示する。

なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

④ 設置場所

災害対策本部の場所は、市役所 203 会議室とする。万一、庁舎が被災等により使用不能となった場合は、すこやかセンター及びコスモアイル羽咋を代替施設とする。

また、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

⑤ 広域避難

広域避難が必要となった場合は、廃校等を利用させてもらえるよう県や関係市町と事前に協議を行う。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各班（課）	庁内放送又は庁内システム	危機管理監
市民	広報車、行政防災無線、メール、SNS	危機管理監
県本部	県防災システム又は電話・FAX	危機管理監

(4) 現地対策本部の設置

市長は、局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生のおそれがあると予想される場合において応急対策を推進するうえで必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置する。

また、知事が必要と認めた場合は、現地災害対策本部を市の庁舎内に設置し、市と合同会議等を開催するなど機動的な運用を図る。

① 現地災害対策本部長は、本部長が、副本部長及び本部員の中から指名する。

② 現地災害対策本部は、災害現場又は災害現場近くの公共施設に設ける。

③ 現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。

ア 被害状況等の情報収集、調査及び本部への報告に関すること

イ 応急対策実施に関すること

ウ 現地における関係機関との連絡調整に関すること

(5) 本部等の設置場所

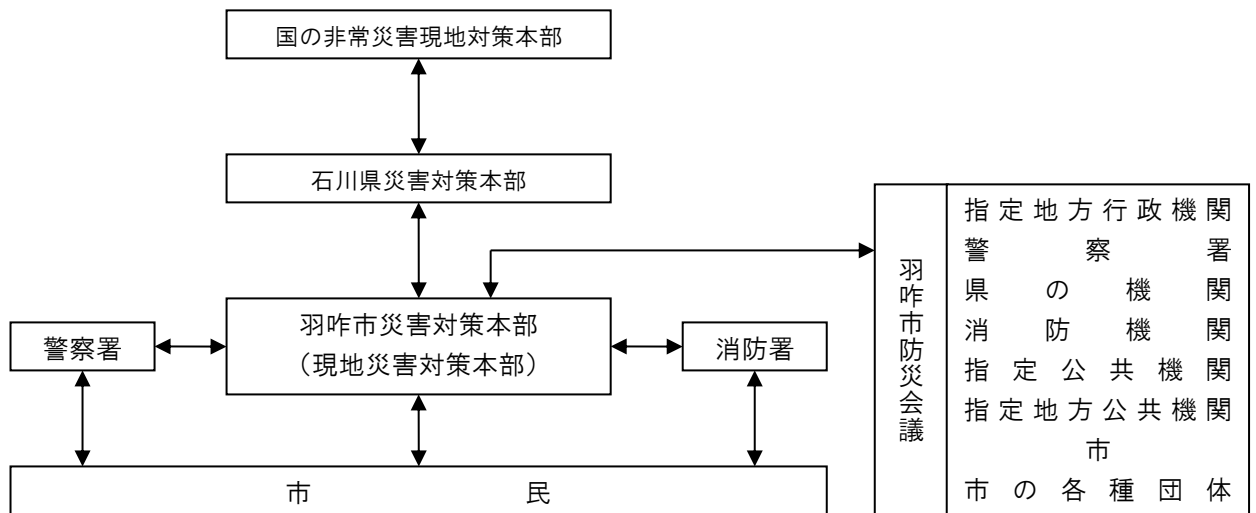
災害対策本部、現地災害対策本部は次の設置場所に設置する。

本 部 名	設 置 場 所
災 害 対 策 本 部	市役所 203 会議室
現 地 災 害 対 策 本 部	各 公 共 施 設

(6) 災害対策本部の廃止

当該災害に係る応急措置が概ね完了したとき、又は予想された災害の危険性が解消されたと認められるとき、市長（本部長）は災害対策本部を解散する。

(7) 災害対策本部の総合調整



【災害応急対策総合調整の系統図】

市防災会議は、災害対策本部を設置した場合必要に応じて庁舎内に市防災会議連絡員室を設け、関係機関相互間の連絡調整の円滑化を図る。

市は、国、県、警察、消防及びライフライン機関等の防災関係機関と相互に連絡調整を図りつつ、災害応急対策を円滑に実施する。

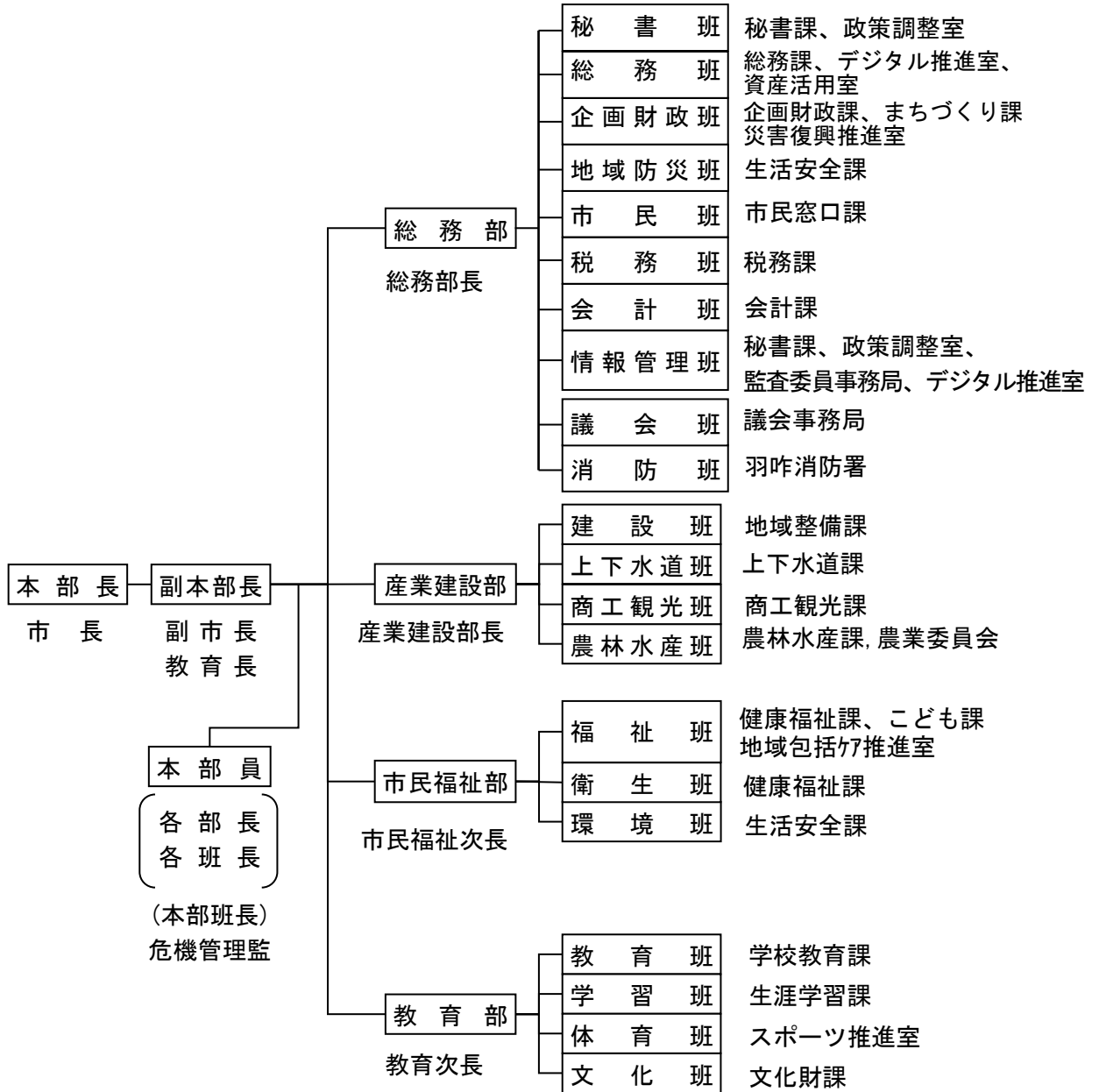
※命令系統及び指示又は、相互連絡、協力体系を示す。

市長不在時の職務代理順位

①	副市長
②	教育長
③	総務部長

(8) 災害対策本部の組織

羽咋市災害対策本部組織図



(9) 災害対策本部各部の事務分掌

部 名 及 び 部 長 担 当 職	班名及び 班長担当職	分 掌 事 項
対 策 本 部 (本部長)	本 部 班 (危機管理監)	1 災害対策本部の設置及び庶務に関する事。 2 本部諸会議に関する事。 3 本部長の命令伝達に関する事。 4 市民の避難対策及び警戒区域等の設定に関する事。 5 災害応急対策全般の調整に関する事。 6 合同対策本部等への職員等の派遣に関する事。
総 務 部 (総務部長)	秘 書 班 (秘書課長) (政策調整室)	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 災害見舞者、視察調査者等の応援に関する事。 3 報道機関への発表に関する事。 4 災害写真の撮影、収集に関する事。 5 災害関係の広報活動に関する事。
	総 務 班 (総務課長) (デジタル推進室長) (資産活用室)	1 本部との連絡及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 国、県への報告及び応援要請に関する事。 3 自衛隊等の派遣の要請に関する事。 4 職員の動員及び派遣等の服務に関する事。 5 災害応急対策全般の調整に関する事。 6 他縣市町職員の受入(受援)に関する事。 7 広域応援要請に関する事。 8 町会長との連絡に関する事。 9 市有財産の被害調査及び応急措置等に関する事。 10 災害時の通信設備及び情報機器等の管理運用に関する事。 11 職員の安否確認及び安全に関する事。 12 公用車を利用した、輸送業務に関する事。 13 合同対策本部等への職員等の派遣に関する事。 14 その他他部に属さないこと。
	企 画 班 (企画財政課長) (まちづくり課長) (災害復興推進室)	1 災害予算に関する事。 2 災害救助用物資及び資材等の調達に関する事。 3 復旧、復興の総合計画に関する事。 4 国、県等への要望事項の取りまとめに関する事。 5 災害対策等に必要な車両(リース等)の確保に関する事。 6 災害救助法に関する事。
	会 計 班 (会計課長)	1 災害経費の経理に関する事。 2 義援金の出納、保管及び礼状等に関する事。 3 他部への応援に関する事。
	資 料 班 (監査委員事務局長)	1 災害関係書類の取りまとめに関する事。 2 国、県への要望事項の取りまとめ(資料作成)に関する事。 3 他部への応援に関する事。
	議 会 班 (議会事務局長)	1 議会議員との連絡調整に関する事。 2 他部への応援に関する事。

部 名 及 び 部 長 担 当 職	班名及び 班長担当職	分 掌 事 項
産 業 建 設 部 (産業建設部長)	建 設 班 (地域整備課長)	1 本部との連絡及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 土木災害に係る被害調査に関する事。 3 道路交通の確保に関する事。 4 交通規制措置に関する事。 5 所管施設の応急補修、復旧対策、及びその他緊急措置に関する事。 6 水防に関する事。 7 水防協議会との連絡調整に関する事。 8 水防管理団体の指導及び連絡調整に関する事。 9 公共施設における障害物の除去に関する事。 10 除排雪に関する事。 11 土砂災害等に関する事。 12 高潮、津波に関する事。 13 公営住宅、市有建物の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 14 応急危険度判定に関する事。 15 罹災者住宅の融資あっせんに関する事。 16 修理用資材の調達あっせんに関する事。 17 応急仮設住宅の建設に関する事。 18 災害復旧、復興計画に関する事。 19 建設事業者等との連絡調整に関する事。 20 所管施設等の応急補修、復旧対策及びその他緊急措置に関する事。
	上 下 水 道 班 (上下水道課長)	1 飲料水の確保及び供給に関する事。 2 給水資機材の確保に関する事。 3 上水道施設の被害調査、衛生維持及び応急復旧対策に関する事。 4 下水道施設の被害調査、衛生維持及び応急復旧対策に関する事。 5 所管施設建設業者等との連絡調整に関する事。
	農 林 水 産 班 (農林水産課長) (農業委員会事務局長)	1 農林水産物、家畜等の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 罹災農林漁業者に対する復旧用資材及び融資あっせんに関する事。 3 農林水産関係団体との連絡調整に関する事。 4 農業委員会との連絡及びその業務に関する事。 5 災害時における家畜の防疫に関する事。 6 ため池及び用排水路等農業用施設の水防活動に関する事。 7 邑知渦周辺排水機場の運転状況に関する事。 8 所管施設等の応急補修、復旧対策及びその他緊急措置に関する事。
	商 工 観 光 班 (商工観光課長)	1 商工観光施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 罹災商工業者に対する経営指導及び融資あっせんに関する事。 3 罹災商工業者に対する救助用物資及び応急復旧用資材等の調達あっせんに関する事。 4 観光客の応急対策に関する事。 5 労務者の確保に関する事。 6 罹災失業者の対応に関する事。 7 物資の流通及び安定対策に関する事。
	環 境 班 (生活安全課長)	1 し尿処理に関する事。 2 仮設トイレの確保及び設置に関する事。 3 動物の死体処理に関する事。 4 ごみ処理及び清掃に関する事。 5 公害の規制及び市道に関する事。 6 環境調査及び環境対策に関する事。

部 名 及 び 部 長 担 当 職	班名及び 班長担当職	分 掌 事 項
産業建設部 (産業建設部長)	地域防災班 (危機管理監)	1 防災会議の職員周知に関する事。 2 気象情報及び災害情報の受理及び伝達に関する事。 3 被害調査、災害記録及び災害応急対策の総括に関する事。 4 消防団の出勤に関する事。 5 防災ヘリコプター等の派遣要請に関する事。 6 国、県等への被害状況等の報告に関する事。 7 防災行政無線に関する事。 8 防災関係機関との連絡調整に関する事。 9 防災備蓄品に関する事。
	消 防 班 (羽咋消防署長)	1 消防施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 気象通報、災害情報の受信及び伝達に関する事。 3 ヘリポート設置に関する事。 4 災害情報の調査及び情報の収集に関する事。 5 災害区域の警戒に関する事。 6 緊急救出、救助等の救急に関する事。 7 緊急避難の誘導指示に関する事。 8 消防及び水防に関する事。 9 行方不明者の捜索及び遺体の収容に関する事。 10 公安警備機関との連絡調整に関する事。
市民福祉部 (市民福祉部長)	福 祉 班 (健康福祉課長) (こども課長) (地域包括ケア推進室長)	1 本部との連絡及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 福祉施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 3 炊き出しの実施に関する事。 4 義援金、援助物資等の受入及び配分に関する事。 5 罹災者の救助及び避難所の設置に関する事。 6 福祉避難所に関する事。 7 要配慮者等の安全確保及び被災後の生活に関する事。 8 災害弔慰金の支給等に関する事。 9 罹災者に対する生活保護及び世帯厚生資金等に関する事。 10 罹災保育児童の応急対策に関する事。 11 社会福祉関係団体との連絡調整に関する事。 12 ボランティアの受入れ・配分に関する事。 13 日赤との連絡調整に関する事。
	衛 生 班 (健康福祉課長) (統括保健師)	1 罹災者の医療救護及び健康に関する事。 2 公衆衛生防疫の指導及び実施に関する事。 3 救急用医療品及び衛生資材の調達あっせんに関する事。 4 保健所、病院、医師会等の連絡調整に関する事。 5 医療施設等の避難対策に関する事。 6 防疫に関する事。
	市 民 班 (市民窓口課長)	1 罹災者調査の総括に関する事。 2 災害相談に関する事。 3 罹災者に対する各種年金の保険料免除及び所得制限の緩和等に関する事。 4 罹災者に対する各種保険給付の減免、早期支払いに関する事。 5 遺体収容所の開設及び遺体の収容処理に関する事。 6 行方不明者等に関する事。 7 埋火葬に関する事。
	税 務 班 (税務課長)	1 災害に伴う税の減免措置に関する事。 2 罹災証明に関する事。 3 他部への応援に関する事。 4 ベッド等の資機材、非常食、日用品の避難所への搬入。

部 名 及 び 部 長 担 当 職	班名及び 班長担当職	分 掌 事 項
教 育 部 (教育次長)	教 育 班 (学校教育課長)	1 本部との連絡及び部内各班との連絡調整に関する事 2 学校施設等の被害調査及び応急復旧対策に関する事 3 児童生徒の避難等に対する各学校との連絡調整に関する事 4 学校給食保全措置に関する事 5 罹災児童、生徒の応急教育対策及び救護に関する事 6 教科書、学用品等の調達配分に関する事 7 学校施設等の避難所開設、運営等に関する事
	学 習 班 (生涯学習課長)	1 社会教育施設等の被害調査及び応急復旧対策に関する事 2 青年団、女性団体等社会教育団体の奉仕活動の連絡調整に関する事 3 社会教育施設等の避難所開設、運営等に関する事
	体 育 班 (スポーツ推進室長)	1 体育施設等の被害調査及び応急復旧対策等に関する事 2 体育施設等の避難所開設、運営等に関する事
	文 化 班 (文化財課長)	1 文化財等の被害調査及び応急復旧対策に関する事 2 他部への応援に関する事

協力機関	羽咋病院	1 医療、助産の救護に関する事 2 医療救護班の編成に関する事 3 入院患者の避難、医療救護の応援要請及び連絡調整に関する事 4 医療救護所の開設に関する事 5 救急用衣料品の調達に関する事 6 遺体の検案処理に関する事 7 衛生班の特命事項に関する事
------	------	--

※1 必要がある場合、本部長は、特別部・班の編成及び分掌事項外の部・班の応援を命ずることがある。

※2 本表にない事項については、本部会議において定める。

4 羽咋市業務継続計画の発動

発災時における通常業務も含めた、本市における業務継続体制については、「羽咋市業務継続計画」に基づく。

(1) 業務継続計画の目的

大規模な地震等の発生により本市の機能が低下する中であっても、市民の生命・身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限とすることができるよう、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持しつつ、可能なかぎり早期に本市の機能を回復させることを目的とする。

(2) 対象業務と対象期間

① 対象業務

業務継続計画で対象とする業務は、災害対策本部分掌事務と、平時に各課が行っている業務のうち、災害時の継続して実施すべき通常業務を非常時優先業務とする。

② 対象期間

対象期間は、通常業務への移行や地域の主要産業の復旧等も考慮し、また受援業務の期間とも整合をとり、災害発生後1ヶ月程度を目安とする。

(3) 業務継続計画の発動及び運用

① 発動の決定

大規模な災害の発生により、市災害対策本部が設置され、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合とする。

② 発動の流れ

ア 本部会議において、副本部長（副市長、教育長）及び本部員（各部課長）は、市域及び市役所機能の被害状況等を本部長に報告する。

- イ 本部長は、副本部長及び本部長、現地災害対策本部（以下、「現地本部」という。）からの報告に基づき、業務継続計画の発動の要否について決定する。
- ウ 発動が決定された場合、総務課は、直ちにその旨を防災関係機関等に通知する。
- エ 非常時優先業務は災害の規模や被害の状況、本部会議で決定された対処方針に応じて、本計画に基づき実施することとし、各班及び現地本部で対応体制をとりまとめ、総務課に報告する。
- オ 総務課は、業務の実施状況を常に把握し、必要に応じて関係する機関等へ情報を伝達する。

③ 発動の解除

本部長は、本市における全ての優先的通常業務の再開をもって業務継続計画の解除を宣言する。ただし、本部長及び現地本部長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。

2 受援体制の確立（共通事項）

市及び県は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

(1) 羽咋市受援計画に基づく体制

大規模災害が発生した場合、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中で、膨大な災害対応業務を行うためには、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応することが必要不可欠であり、「羽咋市受援計画」に基づき、人的・物的応援の受入を行う。

応援の受入にあたっては、人的応援に関しては総務課、物的応援に関しては企画課、商工観光課が中心となり実施する。

(2) 知事又は他の市町長に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。

- ① 災害の状況
- ② 応援を要請する理由
- ③ 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他必要な事項

※現在市が締結している応援協定（詳細は資料編）

(3) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、災害に際して、人命及び財産を保護するため必要と認められるときは、本章第9節「自衛隊の災害派遣要請」に基づき、知事に自衛隊への災害派遣要請を申し出る。

なお、災害に際して、特に緊急を要し、或いは通信の途絶等により、知事等からの派遣要請を待ついとまが無いと認められる場合、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣が実施される。

(4) 職員の派遣の要請等

① 職員の派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、市長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は、必要に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の地方公共団体長に対し、職員の派遣を要請する。

特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。なお、要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

② 職員の派遣のあつせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにし、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあつせんを求める。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

派遣のあっせん

派遣のあっせん	あっせん依頼先	根拠法令
他の地方公共団体	知事	災害対策基本法第30条第2項
都道府県	知事	災害対策基本法第30条第2項
指定地方行政機関	知事	災害対策基本法第30条第1項

(5) 受入体制の確立

市は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務遂行を図るため、次の措置を講ずる。

- ① 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。
- ② 派遣職員等の宿舍を提供する。
- ③ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

3 広域応援協力体制の確立（共通事項）

市及び県は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

市長は、他の地方公共団体から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

4 職員の勤務ローテーションの確立と健康管理（共通事項）

(1) 職員や家族の安否確認

災害対策本部を設置する災害が発生した場合には、各所属の連絡体制に基づき、職員及び職員の家族、家屋の被災状況を確認し、災害対策本部に情報を集約する。

なお、自宅又は自分がいる地域で相当規模の被害が予測される災害が発生した場合には、原則として本人が所属の課へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。

また、勤務中の災害時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況を確認させるとともに、周辺の被害状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の災害対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、防災・危機管理に関する専門知識を有する職員配置による負荷軽減や、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

第2節 事前措置及び応急措置

(生活安全課・地域整備課)

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、事前措置及び応急措置を実施するため、緊急の必要があると認められるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは、応急措置業務に従事させる等の措置を講ずる。

1 市長の事前措置及び応急措置

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、次の措置をとる。

- (1) 出動命令等（災害対策基本法第58条）
 - ① 消防機関、水（消）防団に対して出動の準備をさせ、又は出動を命じること。
 - ② 地域内の災害応急対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう要請又は求めること。（警察官の出動を求める場合、羽咋警察署長を経て警察本部長に対して行う。）
- (2) 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。
- (3) 避難の指示
本章第10節「避難誘導」に定める。
- (4) その他の応急措置等
本計画に掲げる市長の応急措置に関する事項はおおむね次のとおりとする。
 - ① 市長の応急措置に関しての責任（災害対策基本法第62条第1項）
 - ② 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条、消防法第23条の2、第28条、第36条、水防法（昭和24年法律第193号）第21条、道路交通法（昭和35年法律第45号）第6条第4項）
 - ③ 工作物等の使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項、同法施行令第24条）
 - ④ 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第64条、同法施行令第25条～第27条）
 - ⑤ 従事命令（災害対策基本法第65条、消防法第29条第5項、水防法第24条、災害救助法第7条第1項、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条、水害予防組合法（明治41年法律第50号）第50条第2項）
 - ⑥ 災害対策基本法第63条第2項に定める市長の委任を受けて市長の職権を行う市の吏員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡しておくこと。
 - ⑦ 損失補償
市長はウによる工作物等の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償すること。（災害対策基本法第82条第1項）
 - ⑧ 応急措置の業務に従事した者に対する損失補償
市長又は警察官が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため市の区域内の市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をすること。（災害対策基本法第84条第1項、同法施行令第36条第1項）

2 市長が実施すべき応急措置の代行

災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき次の応急措置の全部又は一部の代行を知事が行う。

- (1) 警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者に対して、立ち入りを制限し、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること。（災害対策基本法第63条第1項）
- (2) 市の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹林その他の物件を使用し、若しくは収用すること。（災害対策基本法第64条第1項）
- (3) 工作物等の除去（災害対策基本法第64条第2項）
- (4) 市の区域内の市民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができること。（災害対策基本法第65条第1項）

3 市の委員会並びに委員の応急措置

市の委員会または委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力しなければならない。（災害対策基本法第62条第2項）

4 被害の発生及び拡大防止対策

(1) 第1段階（当事者体制）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生を防ぎよするために必要な措置は、それぞれ災害応急対策責任者が、その機能を挙げて所要の措置を講ずる。

このために、市はその消防機関、水（消）防団その他市の機関の災害時出動体制等についてあらかじめ定め、また、指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る災害に関して保安要員等の出動体制を定めるなど、万全の体制を整えておく。

(2) 第2段階（相互応援体制）

被害の発生又は拡大の防止に当たり、被害の規模が大きく第1段階たる当事者体制のみによっては所期の目的を達しがたい場合は、災害応急対策責任者は、災害対策基本法第67条（他地方公共団体長等に対する応援の要求）又は第80条（指定公共機関等の応急措置）の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図る。

この場合における応援の措置について調整が必要な場合は、知事がこれに当たり、事態の推移に応じて、それぞれの災害応急対策責任者は、知事に対して近況報告するとともに応援のあつせんを求める。

(3) 第3段階（災害派遣体制）

災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第3節 気象予報等の伝達

(生活安全課・地域整備課・上下水道課)

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	○気象情報の発表 ○警報・注意報の発表 ○土砂災害等警戒情報の発表

1 気象予報区（共通事項）

	一次細分区域	地方公共団体等をまとめた地域の名称	二次細分区域
石川 県	能 登	能登北部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
		能登南部	七尾市、羽咋市、中能登町、志賀町、宝達志水町
	加 賀	加賀北部	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
		加賀南部	小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町

一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。

(注) 大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり地方公共団体等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

2 種類及び発表基準（共通事項）

(1) 特別警報・警報・注意報

金沢地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

① 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での大雨、長雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での大雨、長雨、融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想したときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。	

※地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表

※水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は上記のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

② 警報等の基準

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

雨に関する市の50年に一度の値（令和4年3月24日現在）

地域					50年に一度の値			警報基準
都道府県	府県予報区	一次細分区域	地方公共団体等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SW1	SW1
石川県	石川県	能登	能登南部	羽咋市	323	129	205	144

注1）R48：48時間降水量（mm）、R03：3時間降水量（mm）、SW1：土壌雨量指数（Soil Water Index）。

注2）「50年に一度の値」とは再現期間50年の確立値のこと。R48、R03、SW1いずれについても、各市町にかかる5km格子の平均をとったもの。

注3）大雨特別警報は、50年に一度の値となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。ただし、R03は150mm以上

となった格子をカウント対象とする。
注4) 警報基準(SWI)は、令和7年5月29日現在。
※各市町で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和6年11月1日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)
		更新値	更新値
石川県	輪島	85	110
石川県	金沢	133	181
石川県	珠洲	136	159
石川県	七尾	87	74
石川県	白山河内	260	308
石川県	加賀中津原	227	246

注1) “※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもので、50年に一度の値は“-”としている。
注2) データ不足のため、50年に一度の値が算出できない地点は、値を“-”としている。
注3) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いいため、参考値として扱う。
注4) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。
注5) 大雪特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の積雪深となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在

発表官署		金沢地方気象台
府県予報区		石川県
一次細分区域		能登
地方公共団体等をまとめた地域		能登南部
警報	大雨	区域内の地方公共団体で別表1の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の地方公共団体で別表2の基準に到達することが予想される場合
	暴風（平均風速）	陸上 20m/s, 東海上 25m/s, 西海上 25m/s
	暴風雪（平均風速）	陸上 20m/s, 東海上 25m/s, 西海上 25m/s 雪を伴う
	大雪	平地:12時間降雪の深さ 30cm 山地:12時間降雪の深さ 45cm
	波浪（有義波高）	東海上 5.0m/s, 西海上 5.0m
	高潮	1.2m

別表1 大雨警報基準

地方公共団体等をまとめた地域	地方公共団体等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
能登南部	羽咋市	21	144

別表2 洪水警報基準

地方公共団体等をまとめた地域	地方公共団体等	流域雨量指数基準	複合基準※	指定河川洪水予報による基準
能登南部	羽咋市	羽咋川流域=27.6 子浦川流域=16.1 吉崎川流域=6.2 飯山川流域=8.7 長者川流域=7.5	飯山川流域=(6、7.8)	—

※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値

発表官署		金沢地方気象台
注意報	大雨	区域内の地方公共団体で別表3の基準に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の地方公共団体で別表4の基準に到達することが予想される場合
	強風（平均風速）	陸上 12m/s, 東海上 15m/s, 西海上 15m/s
	風雪（平均風速）	陸上 12m/s, 東海上 15m/s, 西海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	平地:12時間降雪の深さ 15cm 山地:12時間降雪の深さ 30cm
	波浪（有義波高）	東海上 2.0m, 西海上 3.0m
	高潮	区域内の地方公共団体で別表5の基準に到達することが予想される場合
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	融雪	(ア) 積雪地域の日平均気温が 13℃以上 (イ) 積雪地域の日平均気温が 10℃以上、かつ日降水量が 20mm 以上
	濃霧（視程）	陸上 100m, 東海上 500m, 西海上 500m
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 65%
	なだれ	(ア) 24時間降雪の深さが 50cm 以上あって気温の変化の大きい場合（昇温） (イ) 積雪が 100cm 以上あって金沢地方気象台の日平均気温 5℃以上、又は昇温率（+3℃/日）が大きいとき（ただし、0℃以上）
	低温	夏期：最低気温 17℃以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温 -4℃以下
	霜	早霜・晩霜期に 最低気温 3℃以下
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		100mm（1時間雨量）

別表3 大雨注意報基準

地方公共団体等をまとめた地域	地方公共団体等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
能登南部	羽咋市	8	113

別表4 洪水注意報基準

地方公共団体等をまとめた地域	地方公共団体等	流域雨量指数基	複合基準※	指定河川洪水予報による基準
能登南部	羽咋市	羽咋川流域=22 子浦川流域=12.8 吉崎川流域=4.9 飯山川流域=6.9 長者川流域=6.0	羽咋川流域=(6, 17.6) 子浦川流域=(7, 12.2) 吉崎川流域=(7, 3.7) 飯山川流域=(6, 5.5) 長者川流域=(5, 6.0)	—

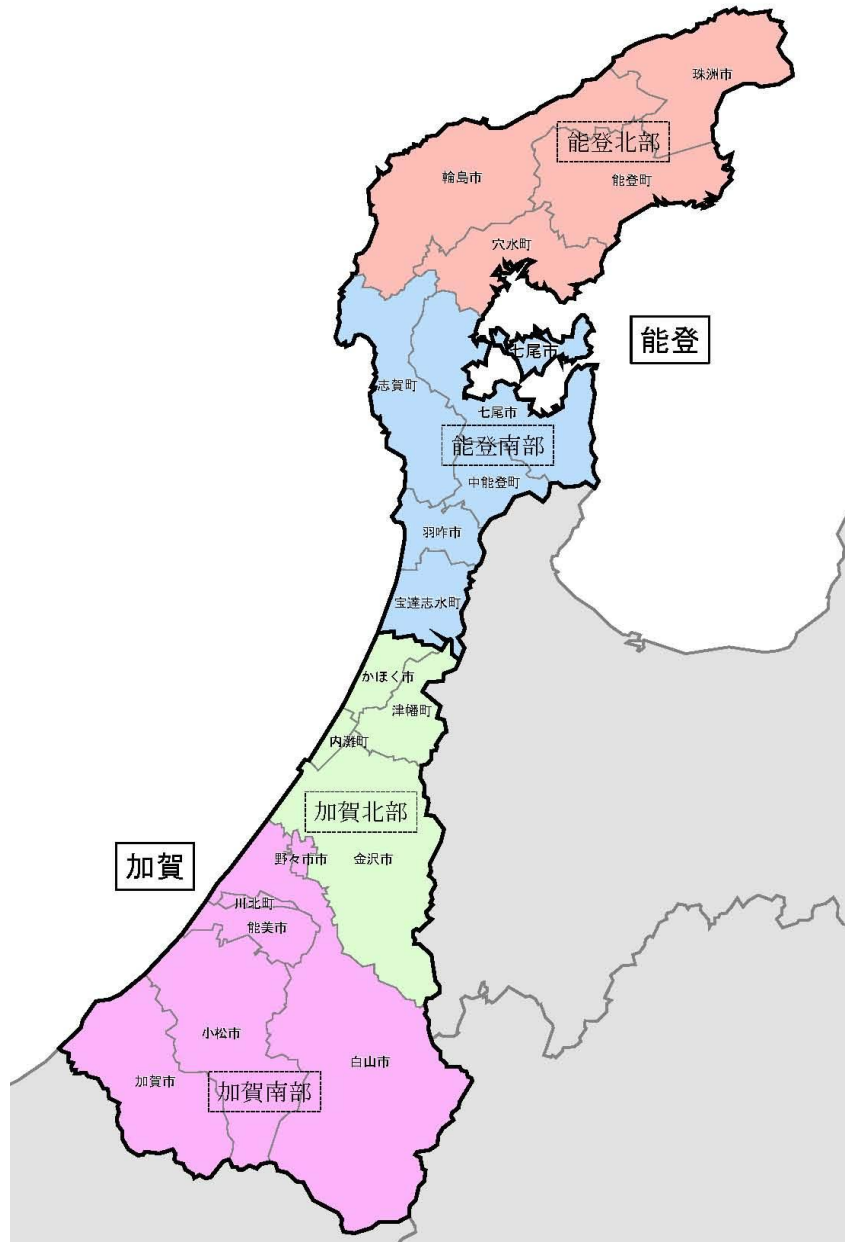
※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- ① 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- ② 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町に対して発表する。
波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、一次細分区域及び市町をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- ③ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- ④ 表中において、金沢地方気象台が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

- ⑤ 表中において、対象の市町等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“-”で、それぞれ示している。
- ⑥ 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害)は「大雨警報(浸水害)」、(土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- ⑦ 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町等の域内において単一の値をとる。
- ⑧ 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町等の域内における基準の最低値を示している。
- ⑨ 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- ⑩ 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各地域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町等において主要な河川は存在しないことを表している。
- ⑪ 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。
- ⑫ 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- ⑬ 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL(平均潮位)等を用いる。
- ⑭ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

予報や注意報・警報の区分図



別表5 高潮警報・注意報基準

地方公共団体等をまとめた地域	地方公共団体等	潮位	
		警報	注意報
能登南部	羽咋市	1.2m	0.8m

- (注) 1 発表基準に記載した数値は、石川県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。
- 2 注意報、警報は、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。
 また、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 3 風に関する基準については、金沢地方気象台、輪島特別地域気象観測所とも観測機器が高所に設置してあるため、値はこれとは別に設定している。

別表6 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

地方公共団体等をまとめた地域	地方公共団体等
土砂キキクル	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けにした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

(2) 全般気象情報、北陸地方気象情報、石川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表する。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、「竜巻発生確度ナウキャスト」で確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（加賀・能登）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(5) 災害時気象支援資料

金沢地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情

報等の提供に努める。

(6) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ区域(加賀・能登)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ区域(石川県)で発表される。

大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

3 水防法に定める水防警報

(1) 河川

- ① 水防警報は各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、概ね次の4段階により必要な警報を発表する。

段階

準備：水防団幹部の出動を行い、水防資器材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの

出動：水防団員又は消防団員が出動する必要がある旨を通知するもの

状況：水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位の状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川の状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの

解除：水防活動の終了を通知するもの

- ② 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。

知事の指定した河川の水位観測所及び氾濫注意水位

河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位	消防団待機水位
羽咋川	羽咋川の間	羽咋市の間町	の間	1.15m	0.85m

(2) 海岸

水防警報は、各海岸の高波の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、次のとおり必要な警報を発表する。

段階

待機・準備：水防団の所要の人員が出動し、海岸巡視および水防資器材の整備点検を行う必要がある旨を通知するもの。

出動：水防団員または消防団員等が出動し、土のう積み、通行止め、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。

距離確保準備：激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離確保の準備をしながら、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。

距離確保：激しい越波の発生を警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。

距離確保解除：激しい越波のおそれが無くなった旨を通知し、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。

解除：水防活動の終了を通知するもの。

4 水位情報の通知及び周知

(1) 知事が指定した次の河川（水位周知河川）については、それぞれ水位情報の通知及び周知を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた土木総合事務所長又は土木事務所長が直接これを発表する。

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒 レベル2～5に相当する。

河川名	区域		発表者	
羽咋川	羽咋市東釜屋町	防潮水門	海まで	羽咋土木事務所長

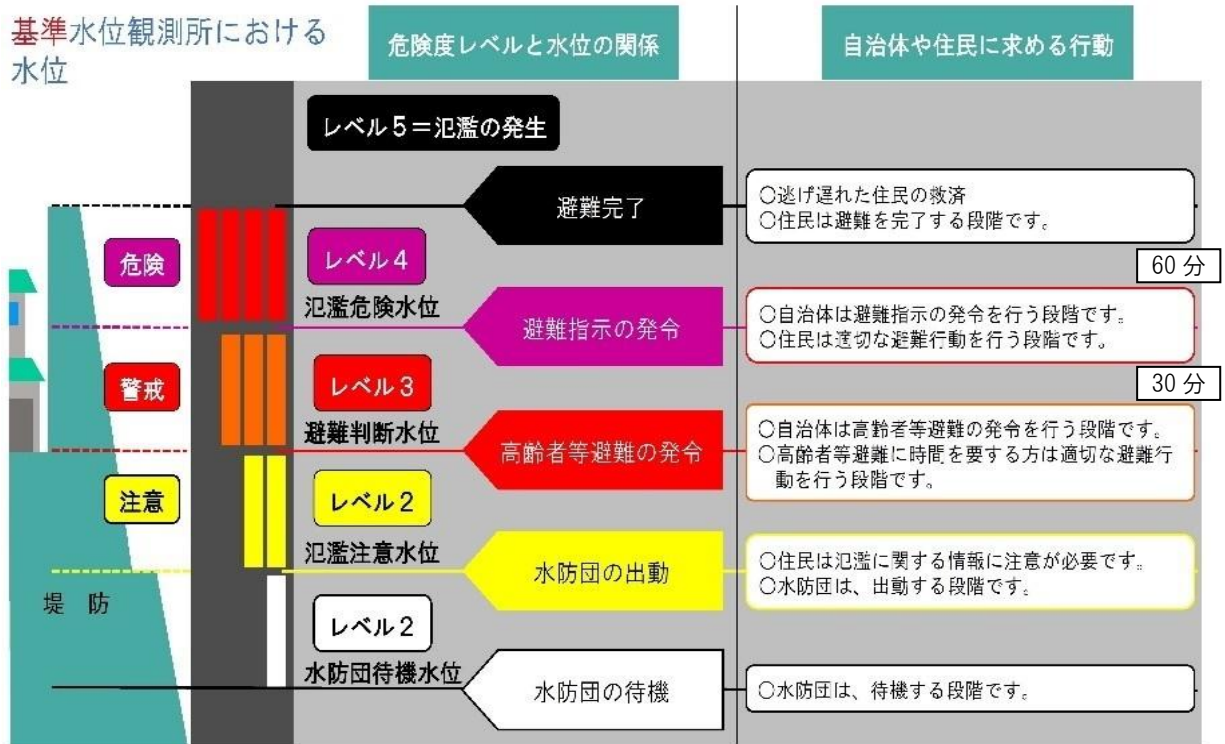
(2) 水位周知河川における水位情報の発表の基準は、次のとおりである。

- ① 氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）
対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。
- ② 氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）
対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。
- ③ 氾濫発生情報
氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。
なお、水位周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。

河川名	観測所名	地先名	位置	避難判断水位	氾濫危険水位	消防団待機水位
羽咋川	羽咋川の場	羽咋市的場町	的場	1.60m	1.75m	0.85m

※危険水位 2.05m

※氾濫発生 2.95m/付近の堤防高



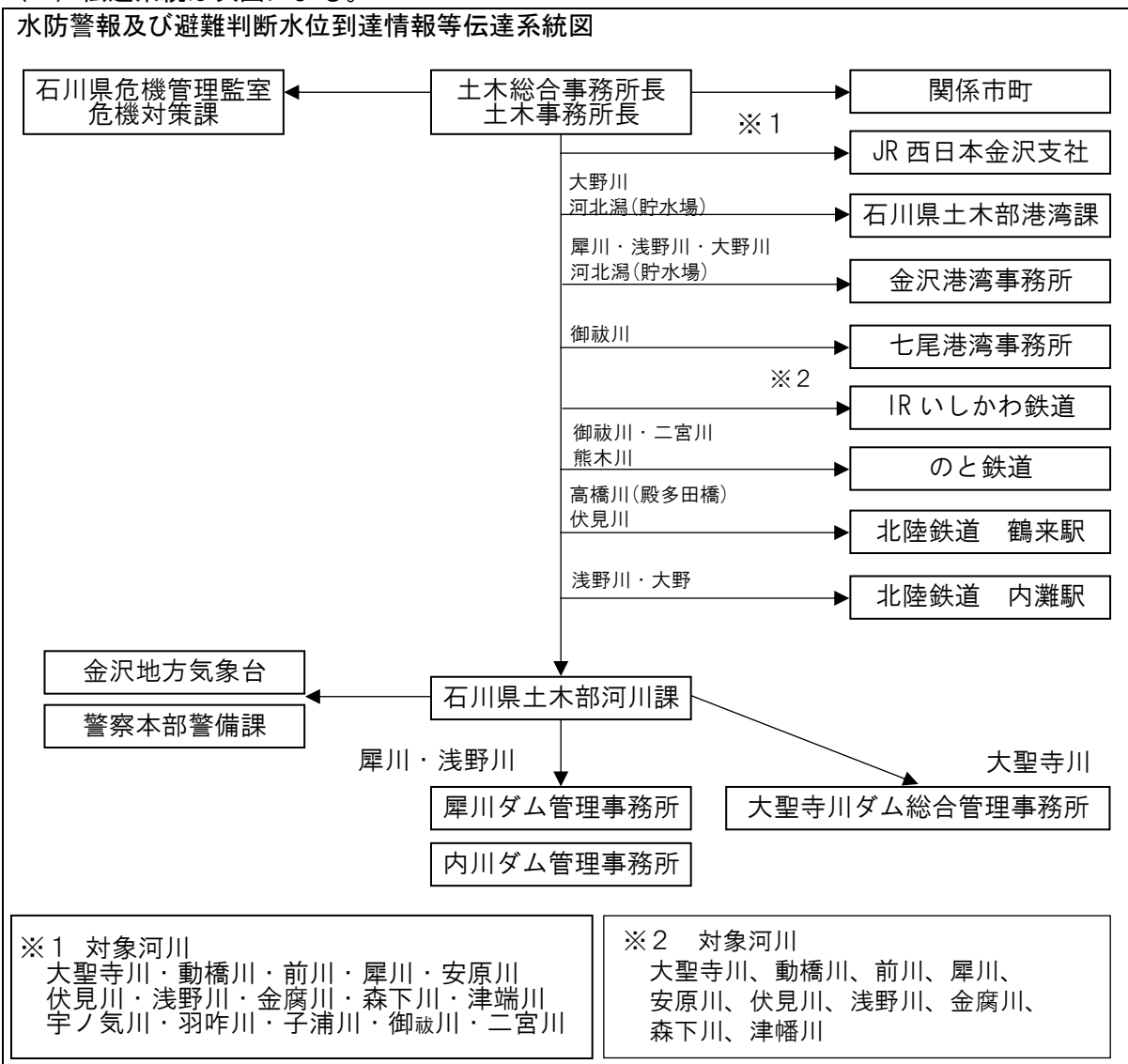
5 気象警報等の伝達（共通事項）

- (1) 金沢地方気象台は、警報等を発表し、又は解除した場合は、防災情報提供システムにより関係機関に伝達する。
なお、異常災害時に平時の加入電話又は防災情報提供システムが途絶した場合の気象警報等の伝達は、緊急連絡用衛星電話を活用して行う。
- (2) 金沢地方気象台が気象予警報を発表した場合、県は、防災行政無線、ファクシミリ通信網等により速やかに市へ伝達する。それを受けて市は、災害発生や拡大のおそれがある場合は直ちに広報車等を利用して市民へ周知する。
- (3) 西日本電信電話(株)北陸支店は、一般通信に優先し市へ電話回線を使用して略号等により警報を伝達する。警報の種類及び略号並びに警報解除の種類及び略号は次表による。

警報の種類	同 略 号	警報解除の種類	同 略 号
暴風警報	ボウフウ	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
暴風雪警報	ボウフウセツ	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
大雨警報	オオアメ	大雨警報解除	オオアメカイジョ
大雪警報	オオユキ	大雪警報解除	オオユキカイジョ
高潮警報	タカシオ	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	ハロウ	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	コウズイ	洪水警報解除	コウズイカイジョ

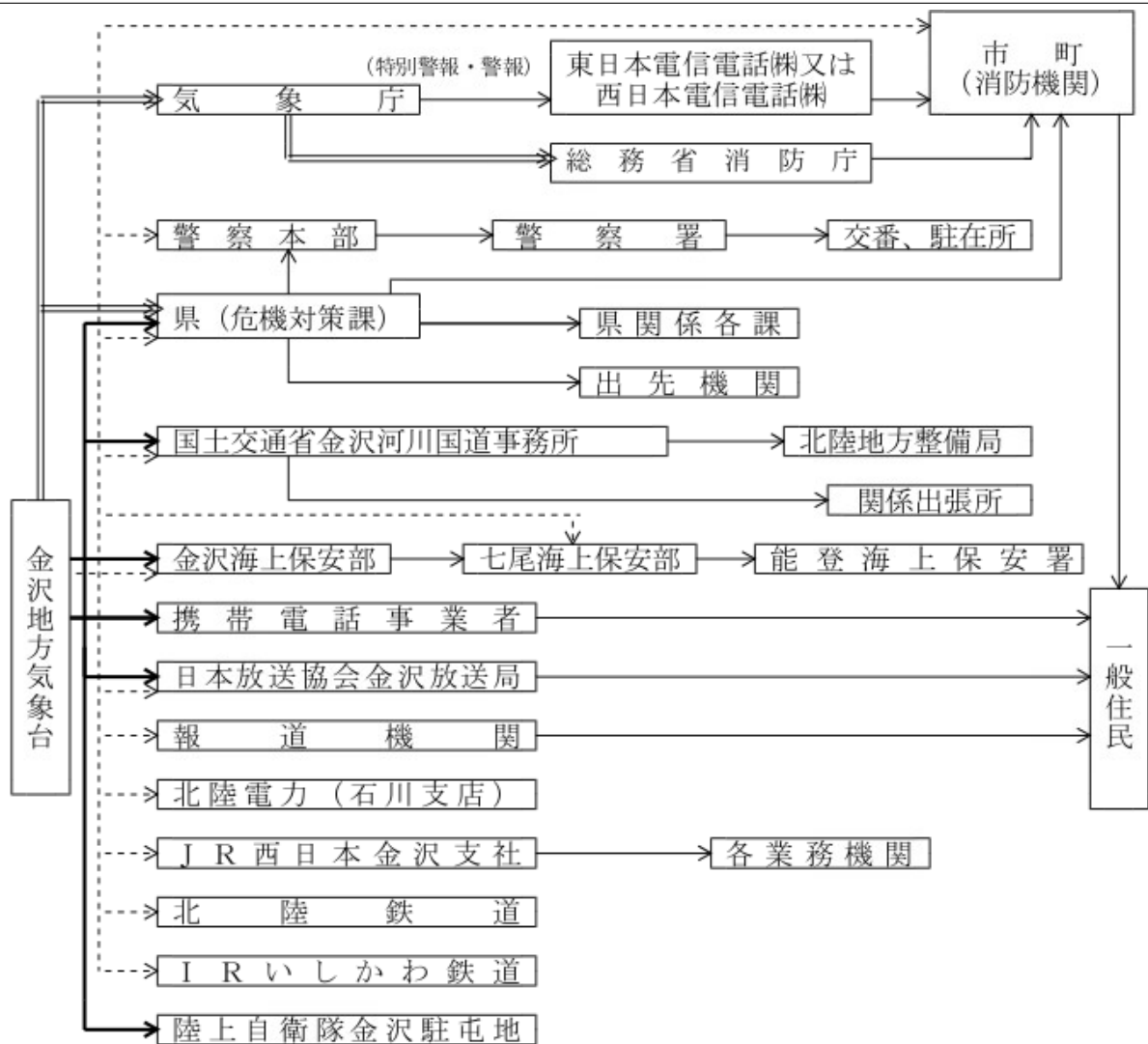
- (4) 放送機関は、ラジオにあつては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中継し、テレビにあつては字幕等により放送し、公衆に周知するよう協力する。
- (5) 伝達系統は次図による。

水防警報及び避難判断水位到達情報等伝達系統図



※1 対象河川
大聖寺川・動橋川・前川・犀川・安原川
伏見川・浅野川・金腐川・森下川・津端川
宇ノ気川・羽咋川・子浦川・御祓川・二宮川

※2 対象河川
大聖寺川・動橋川・前川・犀川・
安原川・伏見川・浅野川・金腐川、
森下川、津幡川



- (凡例)
- > 気象情報伝送処理システム
 - > 防災情報提供システム (インターネット) (注)
 - > 防災情報提供システム (専用線)
 - > 各機関伝達手段

(注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。
 ※緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

金沢気象台が発表する気象警報伝達系統図

6 消防法に定める火災警報及び火災気象通報(共通事項)

(1) 火災警報は、市長が消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じてこれを発する。

なお、金沢地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- ① 気象官署(金沢、輪島)における実行湿度が60%以下で、最小湿度40%以下になる見込みのとき。
- ② 気象官署(金沢、輪島)における実行湿度が65%以下で、最小湿度45%以下になり最大風速7m/s(金沢、輪島では10m/s)を超える見込みのとき。
- ③ 平均風速10m/s(金沢、輪島では13m/s)以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

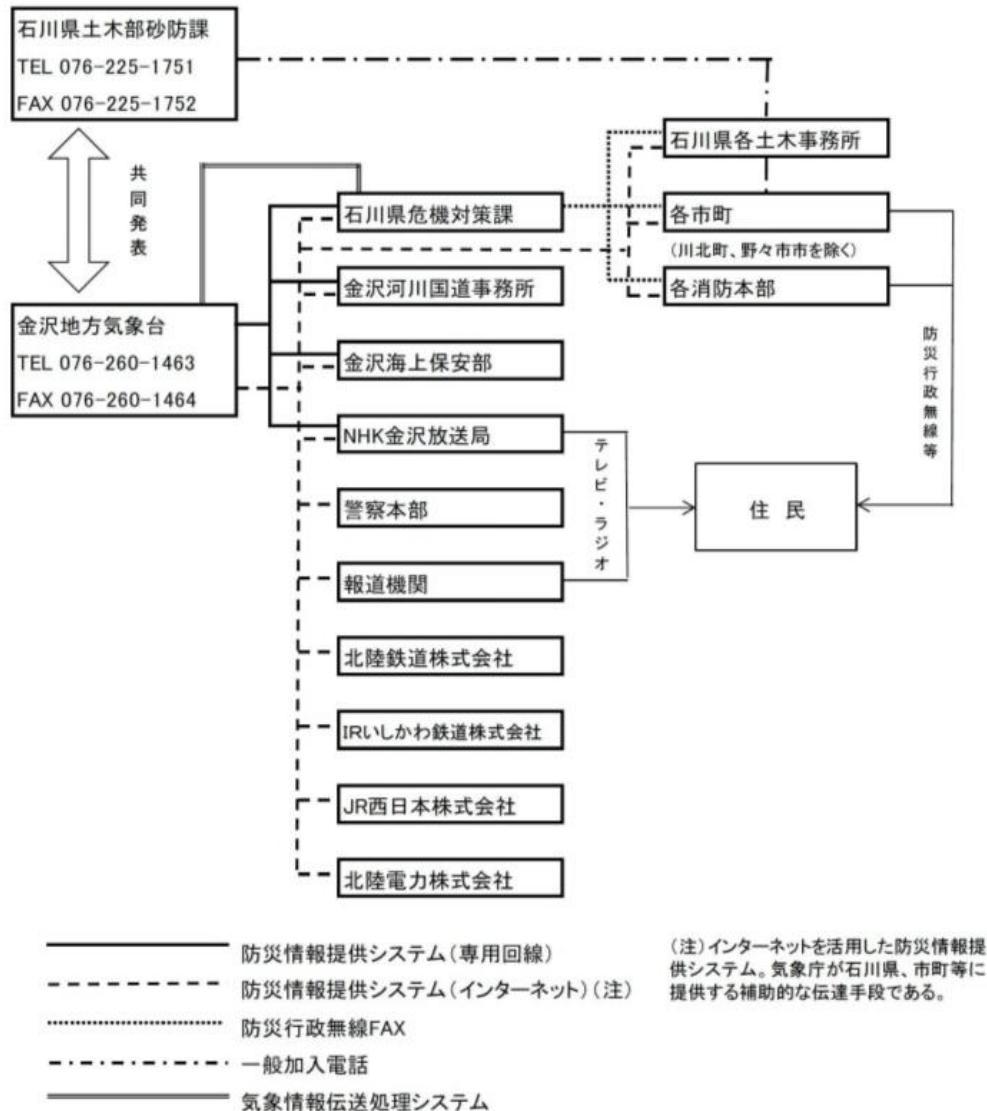
ただし、降雨、降雪を伴うときは、通報しないこともある。

(2) 市は、火災警報を発し、又は解除した場合には、サイレン吹鳴、広報車により、市民に徹底し、県あてに通報する。

7 土砂災害警戒情報（共通事項）

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）が発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。



(1) 発表対象および単位

発表対象は石川県の野々市市、川北町を除く全市町とし、発表単位は市町毎とする。

(2) 発表基準

土砂災害警戒情報の発表は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行う。

(3) 地震等発生時の暫定基準

次の事象が発生した場合、石川県と金沢地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

- ① 震度5強以上の地震を観測した場合
- ② その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(4) 補足情報の提供

金沢地方気象台及び県は共同して、避難指示等の発令対象区域を特定するための参考情報

として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした、具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令対象地区をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

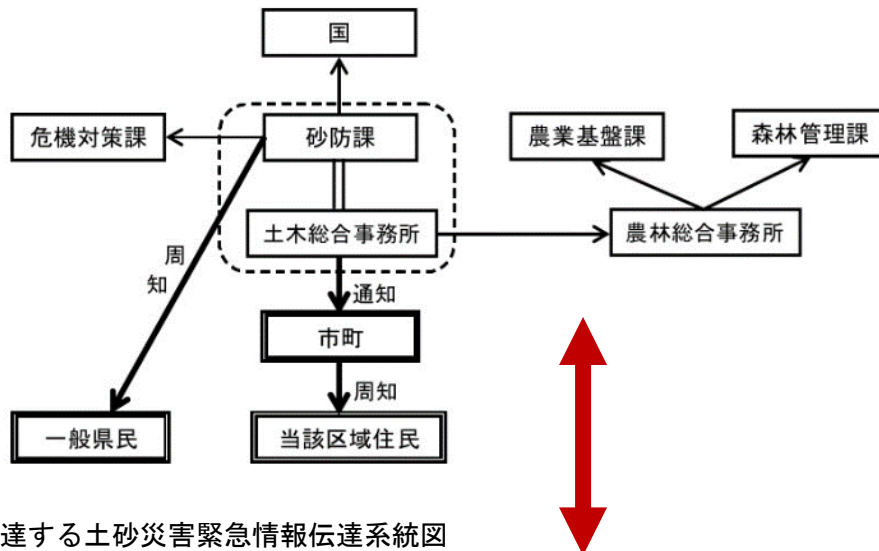
(5) 解除基準

土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行う。

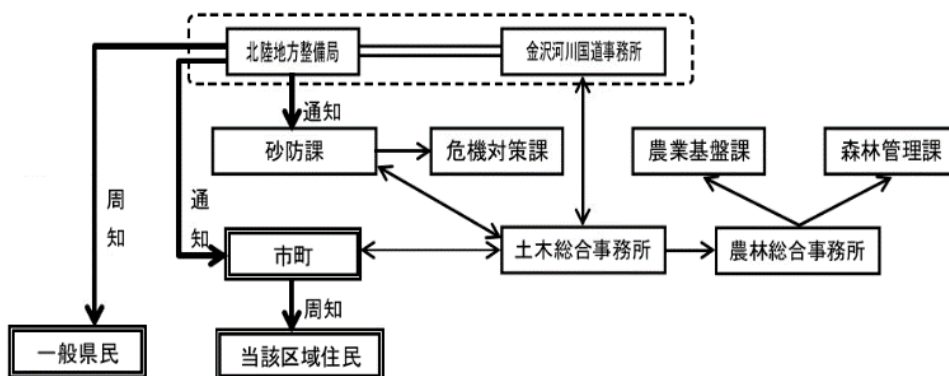
8 土砂災害緊急情報（共通事項）

国または県は、大規模な土砂災害が急迫している場合には、緊急調査の結果に基づき、土砂災害緊急情報を次のとおり速やかに被害の想定される区域及び時期について、市に通知するとともに、一般に周知する。

(1) 国が伝達する土砂災害緊急情報伝達系統図



(2) 県が伝達する土砂災害緊急情報伝達系統図



気象情報伝送処理システム インターネット（注）

防災情報提供システム

各機関伝達手段

（注）地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、従前の情報伝達に加えて、インターネットを活用した防災情報提供システムにより石川県、市町等に提供している補助的な伝達手段である。

9 特殊事業者等が利用する気象警報等の伝達

気象業務法による航空機、鉄道、電気事業その他特殊な事業に適合する警報等の伝達体制はそれぞれの事業者において定める。

10 知事、市長、その他の機関が行う警告等の伝達（共通事項）

気象警報等により予想される災害に対処するため、知事が発する通知又は要請のうち市長及び市を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。

また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信施設等による。

市長が予測される災害に対処するため発する警告の伝達体制は、羽咋市地域防災計画に定めるところによる。市長が発する警告について必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における市長の放送要請は、県を通じて行う。

市長は、上記以外の事項で、特に警告等を要する状態が発生又はそのおそれがある場合は、市民に対し所要の指示・警告を行う。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域に対する警戒体制の基準

警戒体制に該当する条件	非常警戒体制に該当する条件
前日までの連続降雨量が40～100 mmで、当日の雨量が50 mmを越えたとき。	前日の雨量が40～100 mm以上で、当日の雨量が50 mmを越え、時間雨量が20 mmを超えたとき。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域に関する雨量は、定められた箇所の雨量計の測定値によるものとし、雨量測定開始時期は、气象台による大雨に関する注意報が発せられるか、市長の命によるものとし測定間隔は10～30分ごととする。

情報の内容は、急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家の損壊減少、市民及び滞在者の数とする。

(3) 警戒体制においては、急傾斜地崩壊危険区域の警戒巡視、市民等に対する広報を実施し、非常警戒体制においては、避難準備を行うほか、必要に応じ避難の指示等の措置を実施する。

第4節 災害情報の収集・伝達

(生活安全課・関係課)

市及び防災関係機関は、災害発生時において迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、防災関係機関との緊密な連携のもと正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	○水位情報、気象情報の把握・伝達 ○地域の状況等把握
避難指示	
災害による被害の発生	○市有施設（防災拠点施設・指定緊急避難場所・指定避難所）の被災状況把握 ○被害規模の概括的情報把握 ・人的被害の状況 ・火災・地盤災害の発生状況 ・建築物等被災状況 ○医療機関の被災状況・受入可否 ○119番通報に係る状況の情報把握 ○県への報告
事後3日以内	○情報把握 ○道路等公共土木施設の復旧状況
事後1週間以内	○被害金額等の概算集計

1 情報収集体制及び伝達系統の確立（共通事項）

(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達

① 被害規模に関する概括的情報

市は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、災害発生直後は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、地盤災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握をそれぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

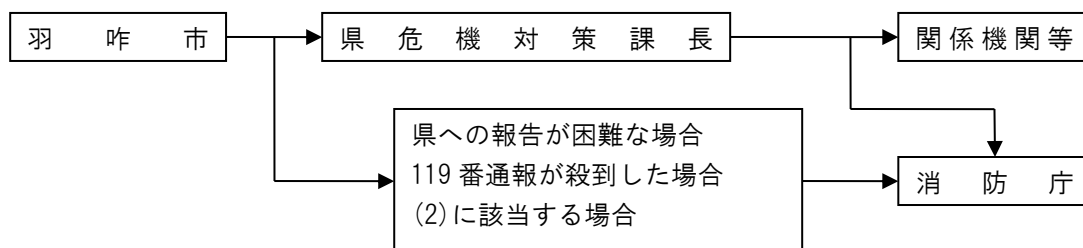
なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

② 119番通報に係る状況の情報

市は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

また、国、県等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市が報告を行うことができなくなったときは、国、県等からの被災地への職員派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を消防庁に報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

③ 伝達系統



④ 市は本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を密にし、情報の共有を図る。

(2) 消防庁に報告すべき災害

火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）により、市内において次の災害が発生した場合には、市及び消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。）

① 火災等即報

ア 交通機関の火災

- a トンネル内火災
- b 列車火災

イ 危険物等に係る火災

- a 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該施設の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
- b 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次の該当するもの
 - ・海上、河川へ危険物等が流通したものの又は流出するおそれがあるもの
 - ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- c 道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

② 救急・救助事故即報

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある救急・救助事故で、次の掲げるもの

- ア 列車の事故、転覆等による救急・救助事故
- イ バスの衝突、転落等の事故
- ウ ハイジャック及びテロ等による事故

③ 武力攻撃災害即報

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発等の人的又は物的災害のおそれがあるもの

④ 災害即報

地震が発生し、市域で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(3) 災害情報センターへの報告

県は、災害対策本部に防災関係機関の災害情報を統括一元化し、災害時の情報の混乱を防止するとともに、災害対策本部の災害応急対策の指令の伝達及び県民に対する広報活動に万全を期すため、災害情報センターを開設する。市は、被害状況や応急対策状況等を災害情報センターに随時報告する。

(4) 災害情報収集に係る関係機関等の協力関係

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡する。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(5) 安否情報の収集等

市及び県は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行う。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

(6) 異常現象発見者の通報義務

海面の上昇など災害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見した者は、市長、消防本部（消防署）、警察官、海上保安官のうちいずれかに速やかに通報する。

この場合において、市長及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市長を経由して県へ速やかに通報する。県は、必要に応じて金沢地方気象台その他の関係機関へ通報する。

① 異常な自然現象

ア 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれなど大きな災害となるおそれがあるとき。

イ 異常な突風、竜巻、強いひょうがあったとき。

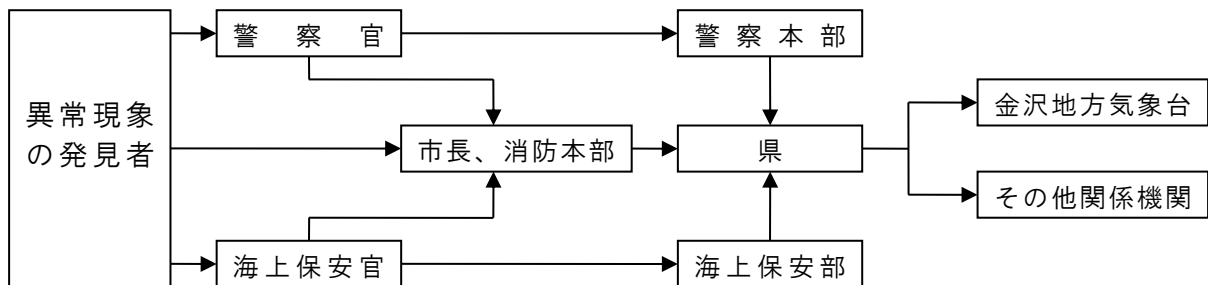
② その他の現象

ア 陸上及び水上における大量の流出油

イ ガス等の大量漏洩

ウ 火災、その他異常と思われるもの

異常現象発見者の通報系統図



2 被害状況の調査（共通事項）

(1) 収集すべき情報及び調査分担

災害が発生した場合における被害状況及び応急対策の実施状況の収集は、次の分担によりそれぞれ収集し、生活安全課が取りまとめる。

担 当 課	調 査 事 項
生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的、住家等一般被害 ・ 被害状況、応急対策状況の総括 ・ 交通関係の被害 ・ 廃棄物処理施設の被害 ・ 他の課に属さない関係の被害
総務課・資産活用室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有財産の被害 ・ 市民生活及び生活必需物資の動向
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業関係の被害 ・ 観光関係の被害
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設の被害 ・ 医療、衛生施設の被害
地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設関係の被害 ・ 市営住宅の被害
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の被害 ・ 下水道施設の被害
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕地関係の被害 ・ 農作物関係の被害 ・ 畜産関係の被害 ・ 山林関係の被害 ・ 漁船関係の被害 ・ その他の農業関係施設等の被害 ・ 公共土木施設の被害
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文教関係の被害、対策状況
羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害全般の被害及び措置状況

(2) 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、おおむね次の基準による。

被害状況等の判定基準

被害等区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

建物の被害判定基準

被害等区分		判定基準
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊 (全焼、全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 水害では、住家流出又は床上1.8m以上の浸水。液状化等では外壁は又は柱の傾斜が1/20以上。床上1m以上の潜り込み。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 水害では、住家流出又は床上1.0m以上1.8m未満の浸水。液状化等では不同沈下があり、柱の傾斜が1/60以上1/20未満。床まですべての部分が潜り込み。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。水害では、住家流出又は床上0.5m以上1.0m未満の浸水。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。水害では、住家流出又は床上0.5m未満の浸水。液状化等では不同沈下があり、柱の傾斜が1/100以上1/60未満。基礎天端下25cmまでのすべての部分が潜り込み。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

被害等区分		判定基準
住家被害	準半壊に至らない一部損壊	全壊（全焼）、半壊（半焼）にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。その住家の損害割合が10%未満のものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	全壊、半壊 大規模半壊 中規模半壊 準半壊	「災害の被害認定基準について」（平成13年） 「被災者生活再建支援法の改正施行通知」（平成16年） 「被災者生活再建支援法の改正施行通知」（令和2年） 「災害救助事務取扱要領」（令和2年）
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例：市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するため道路、鉄道、河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。
	海岸	国土を保全するため防護することを必要とする海岸、又はこれを設置する堤防、護岸、突堤、その他沿岸を防護するための施設とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号第1条）に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
下水道	下水道法（昭和33年法律第79条）第2条の2に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。	

被害等区分		判定基準
その他	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊(全焼)、半壊(半焼)及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

被害等区分		判定基準
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

上記に明記しない各施設の被害判定は、それぞれの区分に準じ認定する。

(3) 被害報告の取り扱い

被害状況等の報告については、次の要領により報告する。

① 被害報告等の基準

原則として次に掲げる災害は報告しなければならない。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 市が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 災害による被害に対して国又は県の特別の財政救助を要するもの。
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、(ア)～(エ)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- カ 人的被害又は住家被害のあったもの。
- キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認めら

れるもの、又は県より報告の要請のあったもの。

② 報告の要領

ア 被害の報告は、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れ、応急対策に支障をきたすので、市は、まず災害が発生した場合は、

a 直ちに被害規模に関する概括的情報と災害の態様を報告する。

b 順次市災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等で行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の地方公共団体に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の地方公共団体（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

③ 速報及び被害状況等の報告様式（資料参照）

第5節 通信手段の確保

(生活安全課・総務課)

市は、防災関係機関と連携し、災害（地震・風水害など）時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信手段の確保を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星ネットワークについて、一体的な整備を図る。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	○防災行政無線、災害時優先電話、市防災無線同報局、消防無線、広報車の確認
避難指示	
災害による被害の発生	○被災地との通信インフラ確認 ○非常通信の取り扱い確保 ○無線局の開局 ○アマチュア無線等に協力要請
事後	○被災通信設備の応急復旧

1 通信手段の利用方法等（共通事項）

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

(1) 電話による通話

- ① 市は、災害時における緊急通信のため、西日本電信電話(株)北陸支店等と災害時優先電話について協議し、決定しておく。
- ② 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合は、アにより決定された災害時優先電話を用いて行う。

(2) 電報による通信

「非常扱い電報」を利用する場合は、西日本電信電話(株)北陸支店(局番無し 115 番)に「非常扱いの電報」と告げ、その理由を申し出る。

(3) 非常通信

① 専用通信施設の利用

市は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

② 非常通信協議会

市長は、災害対策に必要と認めるときは、北陸地方非常通信協議会(事務局:北陸総合通信局無線通信部陸上課)に対して、非常通信の取扱いについて要請する。なお、災害応急対策機関は、応急対策を円滑迅速に処理するため、北陸地方非常通信協議会と緊密な連携に努める。

③ 利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、対象無線局を次のとおりとする。

ア 公共機関であること。

イ できればあて先までの通常通信系ルートを設定していること。

ウ 停電時でも運用できる非常用予備電源を有すること等の条件に適合するものを第1次的に利用する。

④ 利用上の注意事項

ア 非常通信は、災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急止むを得ないと認められるものについて、電波法(昭和25年法律第131号)第52条に基づき優先的に利用できる。

イ 非常通信は、NTT 西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。

ウ 非常通信の内容は、次のとおりである。

- 人命の救助に関する通報
- 天災の予報及び警報等に関する通報(主要河川の水位に関する通報も含む。)
- 秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報
- 遭難者救援に関する通報(日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものも含む。)
- 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- 鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
- 災害時の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報・中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長・石川県防災会議会長及び市町防災会議会長・石川県災害対策本部長及び市町災害対策本部長
- 電力設備の修理復旧に関する通報
- その他の通報

エ 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

- 宛先の住所、氏名(職名)及び電話番号
- 本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名
- 通報用紙がない場合は、冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入

オ 国(総務省)及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)するとともに、国(総務省)は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

(4) Lアラート(災害情報共有システム)の活用

県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

(5) 移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話の活用

通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、県、市及び防災関係機関は被害状況を把握するため、地域状況の判断により、移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局及び衛星携帯電話、公共安全LTE(PS-LTE)等を現地に配備し、災害状況の報告並びに市本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

(6) 消防用主運用波無線の活用

市は、消防機関と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用に努める。

(7) 消防用統制波無線の活用

県域を越えて消防活動の応援を受ける場合は、応援消防隊の迅速かつ適正な活動に資するため、消防用統制波により、県外消防機関と緊密な連携に努める。

(8) アマチュア無線等ボランティアの活用

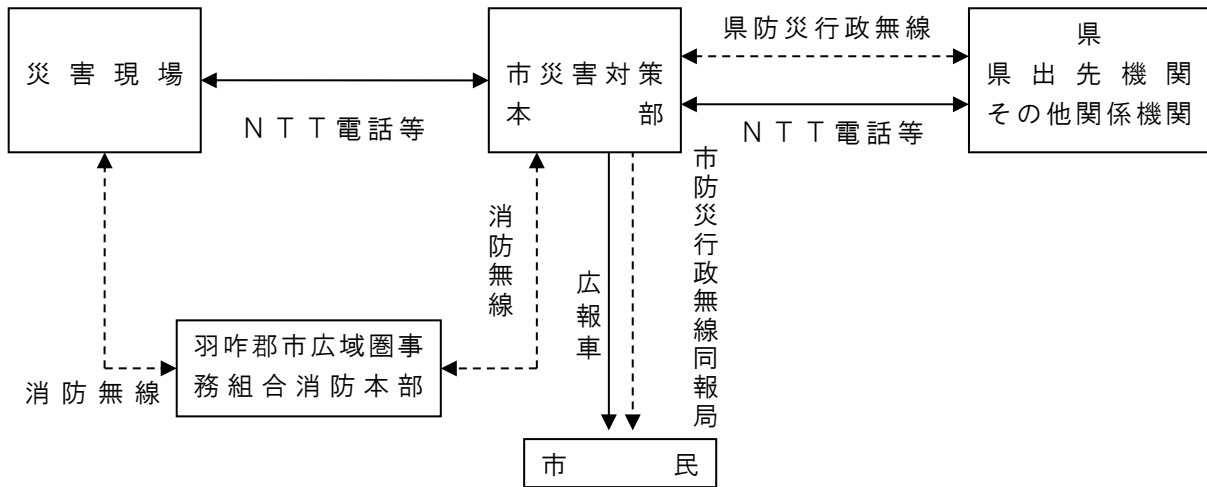
市は、地域ごとのきめ細かい情報受発信を実現するため、市内のアマチュア無線局および各種事業所等の業務用無線局等に協力を依頼する。このため、該当の組織、個人ボランティアには事前に協力を依頼するとともに、無線設備の設置場所、使用周波数等を把握しておく。また、市は、ボランティアの効果的な活用が図られるよう、県の担当部局と連携して環境整備を行う。同様に、アマチュア無線従事者免許を所持する市職員の無線機も活用することにより、迅速な情報受発信を行う。

(9) 通信手段の確保

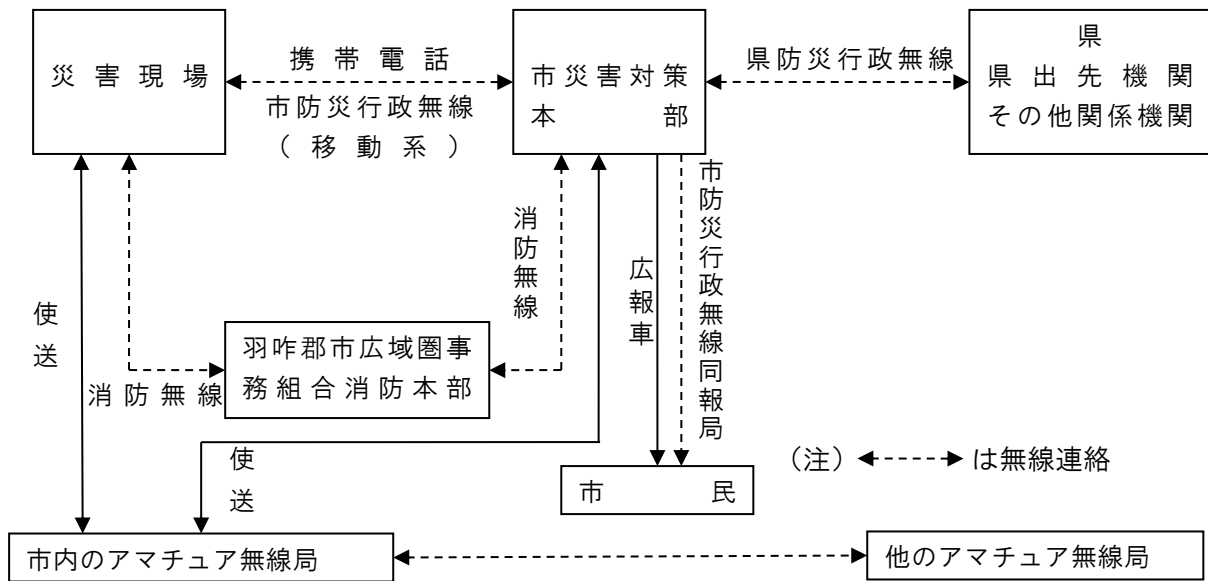
国、地方公共団体、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等

を通じた平時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

通常の災害（N T T電話等が使用できる場合）における連絡系統図



大規模災害（N T T電話等が使用できない場合）における連絡系統図



2 通信設備の応急復旧（共通事項）

通信障害発生時の早期復旧を図るため、平時から体制整備を検討するものとする。災害により防災行政無線等が途絶した場合、県及び市は応急復旧を最優先とし、通信手段の確保に努めるものとする。

(1) 市

市は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を最優先に行い、通信の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、県及び市災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

- ① 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。
- ② 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用し、応急復旧を図る。
- ③ 電力設備被災局には、移動電源車又は大型可搬型電源装置を使用し、応急復旧を図る。
- ④ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等による復旧を図る。

3 災害に強い通信機器の配備（共通事項）

市は、孤立化が懸念される山間地集落等には衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

第6節 石川県消防防災ヘリコプターの活用

(生活安全課)

災害時には、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急応急対策については、消防防災ヘリコプターを活用する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
災害による被害の発生	○離着陸場適地の被災状況確認
事後	○応援要請 ○離着陸場適地の確保

1 消防防災ヘリコプターの活動内容（共通事項）

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運行する。

- (1) 災害応急対策活動
 - ① 被害状況等の調査及び情報収集活動
 - ② 災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
 - ③ 救援物資、人員等の運送
 - ④ 消防庁、他縣市等から災害応援要請に基づく活動
- (2) 救助活動
 - ① 捜索又は救助活動
 - ② 高層建築物火災における救助活動
 - ③ 陸上から接近できない被災者の救助活動
- (3) 救急活動
 - ① 遠距離の救急患者運送
 - ② 傷病者発生場所への医師等の搬送、医療品等の輸送
- (4) 火災防ぎょ活動
 - ① 被害状況等の調査及び情報収集活動
 - ② 林野火災等における空中からの消火活動
 - ③ 消防職員、消防資機材等の搬送

2 運航基準（共通事項）

県消防防災ヘリコプターは、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（平成9年4月23日）」及び「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成9年4月23日）」の定めるところにより運航する。

運航の基本要件は、同要領に定める「運航基準」に基づいて公共性、緊急性、非代替性を満たす場合とする。

3 応援要請（共通事項）

- (1) 応援要請の用要件

市は、災害時で、次のいずれかに該当する場合は、県に対して要請を行う。

 - ① 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
 - ② 市等の消防力によっては災害の防ぎょ又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
 - ③ その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合
- (2) 要請方法

市から知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

 - ① 災害の種別
 - ② 災害発生日時、場所、及び被害の状況
 - ③ 災害発生現場の気象状態

- ④ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
 - ⑤ 災害現場の市側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
 - ⑥ 支援に要する資機材の品目及び数量
 - ⑦ その他必要な事項
- (3) 要請先

石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ	電話番号 0761-24-8930
	FAX番号 0761-24-8931

4 場外離着陸場の確保（共通事項）

場外離着陸場適地については、資料参照のこと。

※石川県ドクターヘリ運航要綱も参照すること。

第7節 災害広報

(生活安全課・秘書課・総務課)

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、市民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、市は、県及び防災関係機関と連携し、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

市、県及び防災関係機関は、災害時に正確な情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、平時から連携方法を整理したうえで、災害に関する情報の発信内容の検討や設備・機器使用の習熟を図り、災害を想定した広報活動訓練を実施するものとする。訓練時期は関係機関で調整の上、実施する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	○高齢者等避難開始の周知 ○広報・発表手段の確保
避難指示	○避難指示発令の周知
災害による被害の発生	○災害発生の広報 ○初動対策期に必要な情報の提供 ○避難情報の発表・発令（随時） ○被害状況の発表（随時） ○ライフラインに関する情報の提供（随時） ○交通に関する情報の提供（随時） ○避難所に関する情報の提供（随時） ○人的被害・安否に関する情報の提供（随時） ○水、食料、生活必需品等の供給に関する情報の提供（随時） ○多様な広報・発表手段の確保、協力要請 ○教育・福祉施設に関する情報の提供
事後3日以内	○復旧情報の提供 ○ごみの処理に関する情報の提供 ○応急対策に必要な情報の提供
事後1週間以内	○被害相談に関する情報の提供 ○復旧対策に必要な情報の提供
事後1ヶ月以内	○生活再建に関する情報の提供
事後3ヶ月以内	○復興に関する情報の提供

1 広報の内容（共通事項）

災害時における情報発信に際しては、現状の状況だけでなく、今後の見通しや予測される展開についても併せて提供することで、住民の適切な判断と行動を促進する。

(1) 災害発生直後の広報

- ① 被害状況及びその他の災害情報
- ② 地震の規模、震度、その他の概要、余震の発生等今後の地震活動
- ③ 津波発生の有無、その他の状況や規模
- ④ 災害応急対策及び活動内容
- ⑤ 出火防止等の災害時の行動や注意事項
- ⑥ 初期消火、人命救助等の自主的な防災活動
- ⑦ 避難の必要の有無、避難場所・避難所、避難行動、避難誘導等
- ⑧ 車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- ① 市内における災害の発生等被害状況の概要
- ② 避難所の開設状況、飲料水・食料・物資等の配給状況等
- ③ 医療機関の診察状況
- ④ 電気等ライフラインの復旧状況
- ⑤ スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- ⑥ 交通機関、金融機関等の復旧状況
- ⑦ 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応

- ⑧ 被災者生活支援に関する情報
- ⑨ 犯罪情勢及び予防対策
- ⑩ 被災事業者向けの情報
- (3) 支援者に対する広報
 - ① ボランティアの募集に関する情報
 - ② 義援金・寄付金の募集に関する情報
 - ③ 観光や消費活動を通じた支援等に関する情報

2 広報活動の方法（共通事項）

- (1) 報道機関への発表
 - ① 収集された情報の提供に努める。
 - ② 報道機関自体の取材及び放送出演等の依頼に対しては積極的に協力する。
- (2) 市民への広報

市民への広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にして次の方法によるものとするが、災害の規模、態様に応じて最も有効とみられる方法による。

 - ① 市防災行政無線、広報車、サイレン吹鳴装置等による広報
 - ② チラシ・ビラ等による広報
 - ③ インターネットの活用など有効な手段による広報
 - ④ 報道機関を通じた広報

県と報道機関との間で「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における報道要請に関する協定」が結ばれており、市は必要な場合、報道要請を県に依頼する。

3 庁内連絡（共通事項）

- (1) 予報及び警報の受領並びに伝達要領

金沢地方気象台が発表し、県から市へ通報のあった警報等は危機管理監（休日・夜間にあつては、市役所当直員）が受領する。
- (2) 市における措置
 - ① 危機管理監（当直員）は、警報等を受領したときは、必要に応じ速やかに市長、副市長に報告するとともに、関係課へ伝達し、庁内放送等により周知に努める。
 - ② 伝達を受けた課は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係出先機関へ伝達する。
- (3) 出先機関の措置

警報等の伝達を受けた出先機関の長は、その内容を職員に周知するとともに、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。

4 被災地域の相談・要望等の対応（共通事項）

臨時相談窓口を設置して相談に応ずる等の広聴活動を展開し、被災地区住民の動向と相談、苦情及び要望等を把握し、対策を講ずるよう連絡・調整に努める。また、その対策を積極的に広報する。

5 広報手段等（共通事項）

- (1) 情報伝達及び報道要請

市は、情報伝達に当たっては、市ホームページ、安全・安心メール、市公式LINE、結いネットを優先的に使用し発信し、その他のSNS、掲示板、広報誌、広報車等の手段も状況に応じて使用するよるほか、放送事業者、新聞社、コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。

また、災害対策本部会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。
- (2) 各種情報提供

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限ら

れていることから、被災者生活支援に関する情報についてはインターネットの活用、SNS、紙媒体（チラシの張り出し、配布）、広報車の活用でも情報提供を行う、家族や支援団体からの伝達を呼び掛けるなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、市は在宅被災者など避難所以外に避難している被災者や観光客に対する情報提供にも努める。

6 安否情報の提供等（共通事項）

市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

7 ライフライン情報の提供等（共通事項）

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

県、市及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

8 公共交通の確保

列車遅延情報等の提供利用者に適切且つ迅速な列車運行状況（列車遅延・運休情報等）を提供するため、駅頭掲示・ホームページ（JRおでかけネット [<https://www.jr-odekake.net/>])・JR西日本列車運行情報アプリ等による情報配信のほか、関係行政機関及び報道機関等への前広な情報提供を実施する。

第8節 消防活動

(生活安全課・羽咋消防署)

市民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、市・消防機関はもとより市民挙げて出火防止と初期消火を行うとともに、関係機関と連携して市民の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎよ等に全機能を挙げて当たる。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	○出火防止・初期消火の呼びかけ
避難指示	
災害による被害の発生	○消防活動 ○救助・救急活動 ○火災発生状況等の把握 ○石川県消防広域応援協定に基づく要請 ○自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況の把握

1 出火防止、初期消火（共通事項）

災害（地震・風水害など）発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、市民、事業者挙げて出火防止に努めるとともに、市民、自主防災組織、自衛消防組織等が協力して初期消火に努める。

ただし、津波発生時には、高台及び避難場所への退避を最優先としながらも、火の元の確認や危険物漏洩の防止等の出火防止に努める。

また、市は、台風などによる強風等で気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるときは、速やかにラジオ、テレビなど報道機関の協力を得るなどして、市民に対して出火防止、初期消火の徹底を呼びかける。

2 消防活動（共通事項）

地震や津波による災害の発生時には、建物の被害等による危険物の流出や、がれきの拡散・集積等による延焼拡大、消防水利の不足、通行障害や消防資機材の不足により、消防活動に支障をきたす可能性があるため、消防機関は、市及び防災関係機関と協力して、的確な情報収集や、延焼拡大時の二次避難の実施など、市民の安全確保に努める。

また、津波による浸水や延焼拡大により、二次避難時の避難路が失われる可能性に留意し、的確な情報提供及び避難誘導に努める。

(1) 火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。市はこれに協力する。

- ① 火災の状況
- ② 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- ③ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- ④ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

災害時の火災の特殊性により、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- ① 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
- ② 多数の火災が発生している地区は、市民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等市民の安全確保を最優先に行う。
- ③ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
- ④ 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防ぎよを優先して行う。
- ⑤ 自主防災組織等が実施する消火活動との連携に努める。

(3) 強風下火災防ぎよ

市民等は以下の要領で強風時における火災の拡大防ぎよに協力する。

① 飛火警戒

強風下の火災は、飛火による続発火災発生により、大火に進展することが極めて多いので、出火場所の風下居住者は自主的に屋根に登り又は、飛火により着火危険のある場所、建物部分若しくは物件の監視、警戒に当たり、開口部の閉鎖、着火危険物件の整理、予備注水、飛火、出火の早期発見及び早期消火等を行って災害の拡大防止に協力する。

② 消火活動の支障排除

強風下の消防活動は、防ぎよ位置の移動を必要とする場合が多いので、搬出物件及び車両等は、消防車の通行支障とならないよう位置するとともに、野次馬的行為は厳につつまなければならない。

③ 自衛消防隊の活動

防火対象物の自衛消防隊は、それぞれの消防計画に定めるところにより、所属防火対象物の飛火警戒、延焼防止等の処置を行う。

④ 協力の徹底

市民等の協力を得るため、平時における広報活動を通じて事前に徹底を図るほか、現場に出動した指令車等の拡声装置を通じて協力の確保を期する。

3 救助・救急活動（共通事項）

市及び消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救護者を救護所等へ搬送する。

この場合、必要に応じて、消防防災ヘリコプター等を活用する。

4 応援要請（共通事項）

(1) 県内市町間の相互応援

市は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

① 災害が発生した市の消防長は、市の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防ぎよ又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行う。

② 応援要請を受けた市の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行う。

③ 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報する。

(2) 県消防防災ヘリコプターに対する応援要請

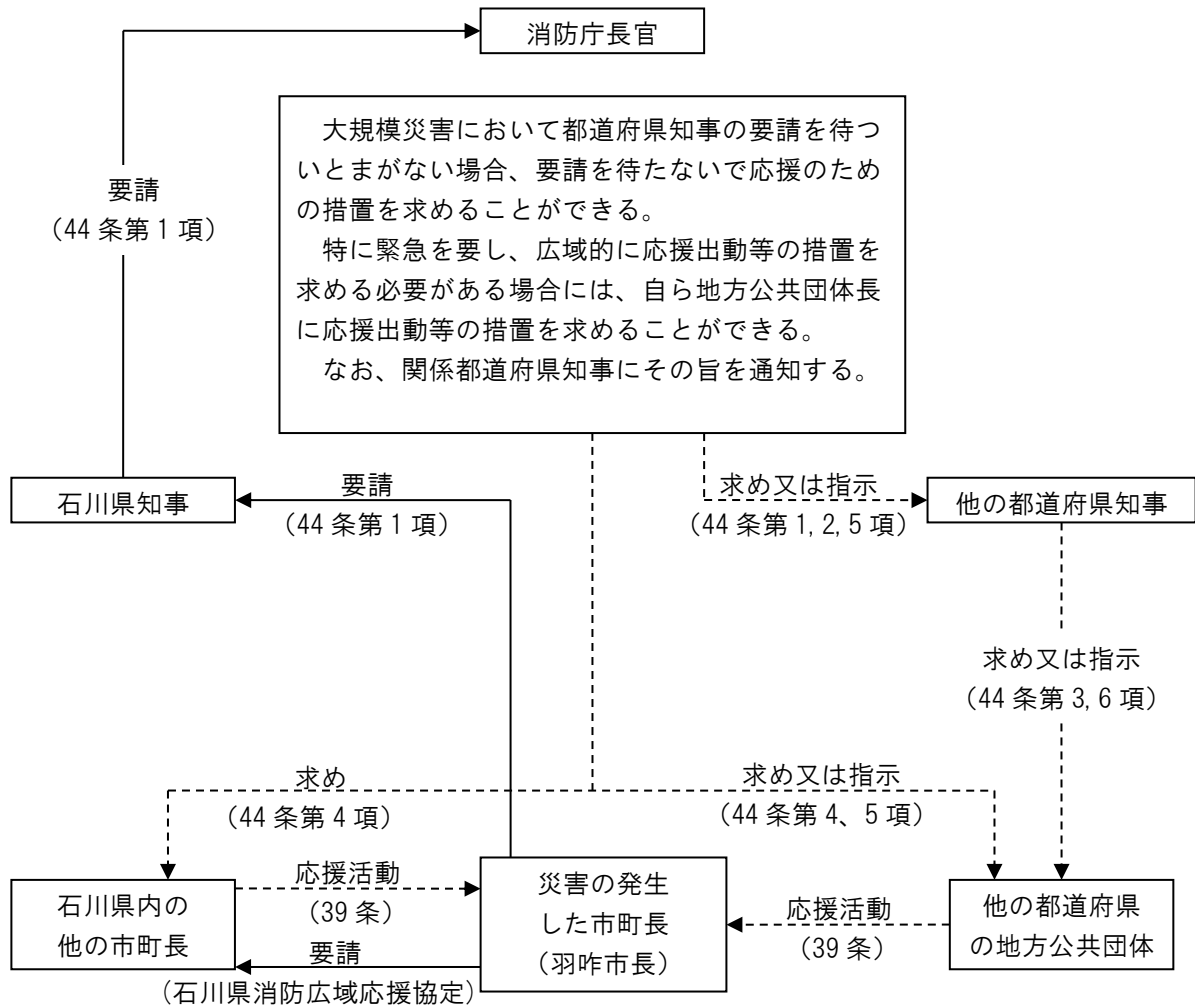
火災が発生し、市長等が必要と判断した場合は、「石川県消防防災ヘリコプター応援協定」（資料参照）に基づき、ヘリコプターの緊急出動を要請する。

(3) 他の都道府県等への応援要請

① 火災が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防ぎよが困難又は困難が予想される場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。（応援協定締結状況については、本章第1節「初動体制の確立参照」）

② 大規模火災により大規模な被害が発生し、市長が知事に他県の消防機関に対し応援要請（消防組織法第44条）を求めた場合、知事から消防庁長官に緊急消防援助隊の応援を要請し、その結果は直ちに市長に連絡される。

大規模災害時における緊急の広域消防応援体制



5 消防活動に従事する職員の安全確保と資機材の確保

消防機関は、津波浸水想定区域内での消防活動を想定した安全退避場所をあらかじめ指定しておくとともに、緊急時の退避場所等の位置を把握しておく。その上で、消防職員の安全確保及び消防活動の継続を図るとともに、市民の避難誘導を行うため、消防活動に従事する職員や消防団員等に津波の危険が迫った場合は、速やかに退避する。

また、必要な消防車両や資機材の高台への一時的な移動を行い、消防活動の継続に努める。

6 惨事ストレス対策（共通事項）

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第9節 自衛隊の災害派遣要請

(総務課・生活安全課)

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、市は、県、防災関係機関との連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動が実施できるような確かな情報提供に努める。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○被災状況の把握 ○県を通じ派遣要請 ○受入態勢の整備
事後1週間以内	○経費の負担 ○派遣希望期間の調整、撤収の要請

1 災害派遣の適用（共通事項）

災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は、次のとおりである。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (3) 災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事から派遣要請を待ついとまがないと認めて知事からの要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合
なお、この場合の判断基準は、下記のとおり定められている。（災害対策における自衛隊との連携について（平成7年10月25日消防庁防災課長通知））
 - ① 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - ② 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - ③ 海難事故、航空機の異常を探知する等災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。
 - ④ その他災害に際し、アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- (4) 庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 派遣の要請手続（共通事項）

- (1) 応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、市長が次の要請事項を明らかにした文章で知事あて（消防防災課）に申し出る。（様式は資料参照）
ただし、緊急を要する場合には、とりあえず電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文章を送達する。
 - ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ 現に実施中の応急措置の概況
 - ⑤ 宿泊施設等の受入体制の状況
 - ⑥ 部隊等が派遣された場合の連絡責任者
 - ⑦ その他参考となるべき事項
- (2) 通信の途絶等により、市長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛庁長官又はその指定するものに通知する。この場合、防衛庁長官又はその指定するものは、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認め

- られるときは、部隊等を派遣することができる。
- (3) 市長は、(2)により通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。
- (4) 自衛隊に対する災害派遣要請をしないと決定したときも、直ちに自衛隊に連絡する。

派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号(内線)
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	076-241-2171 (235)
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛第3幕僚室長	0773-62-2250 (2548)
航空自衛隊	第6航空団司令	防衛部防衛班長	0761-22-2101 (231)

3 活動の内容(共通事項)

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のおりとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官、海上保安官がその場にはいない場合、警戒区域の設定等の措置をとる。

- (1) 被害状況の把握
 知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助
 避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 遭難者等の捜索救助
 死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
- (4) 水防活動
 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動(空中消火を含む)
 火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
- (6) 道路又は水路の啓開
 道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの警戒、除去に当たる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫
 要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
 要請のあった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 給食及び給水
 要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食及び給水の支援を行う。
- (10) 救援物資の無償貸付又は譲与
 要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
- (11) 入浴支援
 要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、入浴支援を行う。

(12) 危険物資の保安及び除去

要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安装置及び除去を実施する。

(13) その他

その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 派遣部隊の受入体制の整備（共通事項）

災害派遣が決定・実行された場合、市長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

(1) 連絡調整者の指定

市長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

(2) 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要な資機材を速やかに調達して提供する。

(3) 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設に充てる時は、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

(4) 空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の1メートル四方の旗を左右に振り連絡すること。

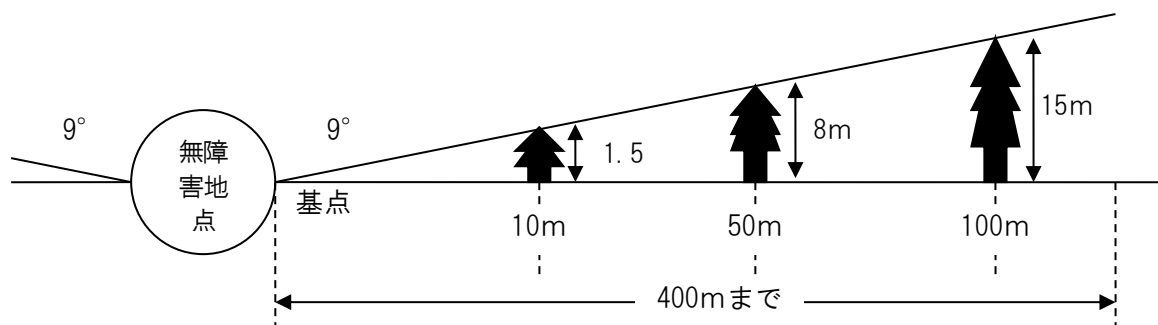
なお、異常のない場合は、旗は振らないこと。

- ① 急患が発生している場合 赤 旗
- ② 食料が極度に不足している場合 青 旗
- ③ 両方とも発生している場合 赤青両旗

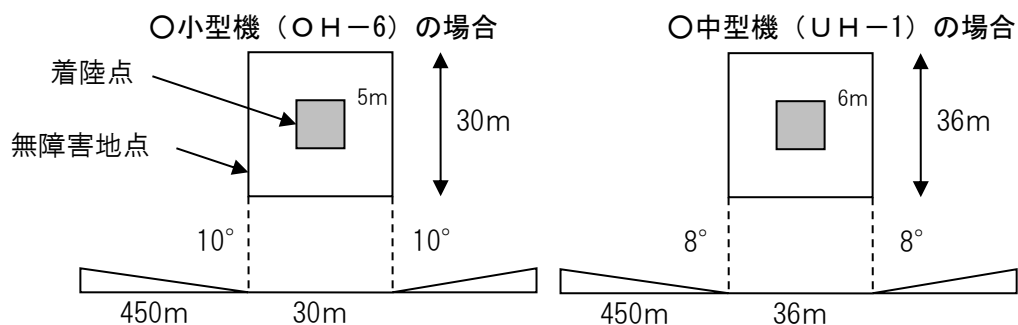
(5) ヘリコプター発着場の設定

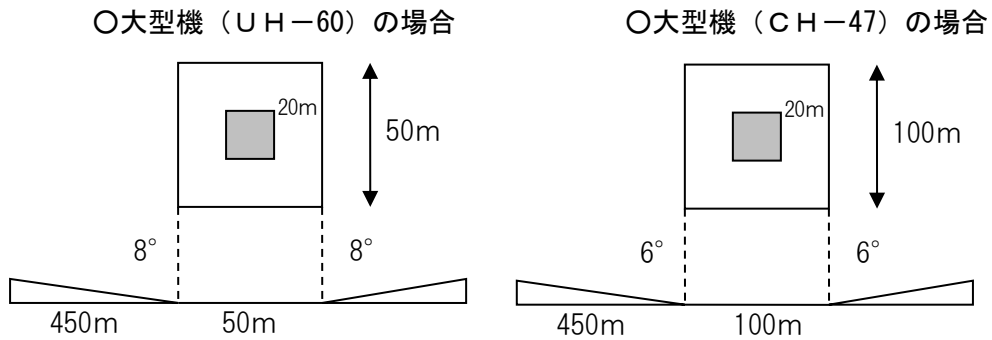
ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（こう配4°～5°以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

- ① 次の基準を満たす地積（臨時離着陸場）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



ア ヘリコプターの機種別による着陸地点及び無障害地点の基準

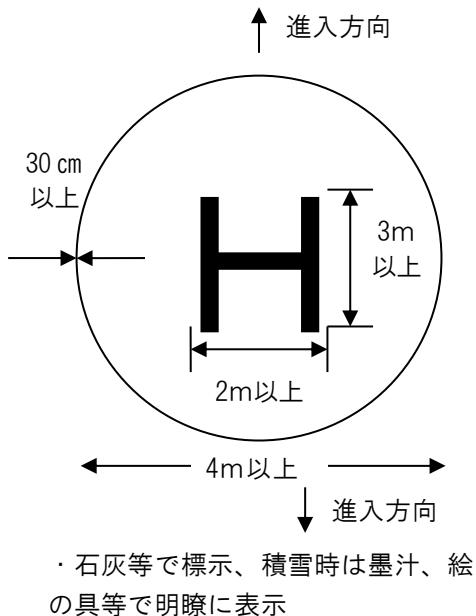




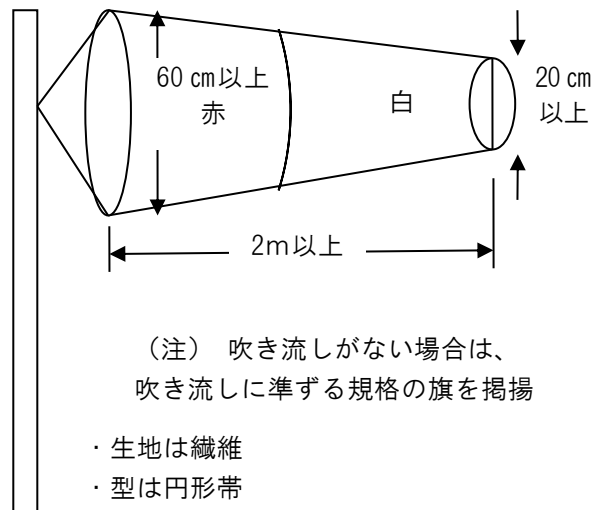
イ 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

② 着陸地点には、次の基準の⊕記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

○⊕記号の基準



○吹き流しの基準



③ 危険予防の措置

ア 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせない。

イ 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

5 派遣部隊の撤収要請（共通事項）

- (1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、市長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。
- (2) 撤収要請は、取りあえず電話等により報告した後、速やかに文章をもって要請（提出）する。（様式は資料参照）
- (3) 災害派遣部隊長は、知事から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

6 経費の負担（共通事項）

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として市が負担し、細部については、その都度市長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

- (1) 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料
- (2) 派遣部隊の宿泊による必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料及び電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- (5) 無作為による損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

第10節 避難誘導

(生活安全課・健康福祉課・こども課・学校教育課・関係課)

大規模災害（地震発生後、風水害など）発生時においては、二次的に発生する津波、延焼火災、危険物の漏えい、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市は、避難指示等の判断基準や災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置をとることにより、市民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者について十分考慮する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	○避難準備・高齢者等避難開始 ○避難の準備 ○避難所の開設、報告 ○要配慮者避難 ○知事へ報告 ○警戒区域の設定
避難指示	○近隣又は指定の避難場所等への避難・避難行動の完了
災害による被害の発生	○避難所の運営 ○二次避難支援 ○関係機関への応援要請

1 避難の指示等（共通事項）

(1) 実施責任者

「高齢者等避難」、「避難指示」は、原則として市長が行う。市長は、市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民を避難させ、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、その必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する、又は必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備情報、指示を発令し、必要に応じて警察署長及び消防署長に市民の避難誘導への協力を要請する。

市民に危険が切迫する等、急を要する場合で、市長が避難の指示を行うことができないとき、又は市長から要請があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに市長に通知する。

なお、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある事態に照らし、緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での退避等の緊急安全確保を指示することができる。

また、県及び指定行政機関、指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言し、県は時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

さらに、市は避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

区分	実施者	内 容	根拠法令等
高齢者等 避難	市長	災害の発生するおそれが高まったとき、避難準備や避難に時間を要する人に行動を促したりするための情報発令 →速やかに知事に報告する。	避難指示等に関するガイドライン (令和3年5月内閣府)
避難指示		災害に関する避難の呼びかけ、避難のための立退きの指示 →速やかに知事に報告する。	災害対策基本法第60条
避難指示	警察官	災害について、市長が指示することができな	災害対策基本法第

区分	実施者	内 容	根拠法令等
	海上保安官	いとき、又は市長から要請があったとき、避難のための立退きの指示 →直ちに市長に通報する。	61 条、警察官職務 執行法第 4 条
	災害派遣時の 自衛官	災害について、その場に警察官がいない場合 の避難又は立退きの指示	自衛隊法第 94 条
	知事、その命 を受けた職員 水防管理者	洪水の氾濫により著しい危険が切迫している とき、避難のための立退きを指示 →直ちに警察署長に通知する。	水防法第 22 条
	知事、その命 を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると き、避難のための立退きを指示 →直ちに警察署長に通知する。	地すべり等防止法 第 25 条

(2) 避難の準備情報、指示の実施及び基準

市長は、避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定するとともに必要に応じて見直すよう努める。市長及び水防管理者が高齢者等避難、避難指示の実施時期は、次のとおりとする。

- ① 金沢地方気象台から豪雨、台風等の気象に関する警報が発せられ、市の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難を要すると判断されるとき。
- ② 河川が避難判断水位を突破し、洪水を生ずるおそれがあるとき。
- ③ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- ④ 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による災害が予想されるとき。
- ⑤ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- ⑥ その他市民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

(3) 避難の準備情報、指示の内容及びその周知

① 高齢者等避難、避難指示の内容

高齢者等避難、避難指示をする場合、市長等は次の内容を明示する。

- ア 避難指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- イ 避難対象地域
- ウ 避難先
- エ 避難経路
- オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- カ 出火防止の措置
- キ 電気（配電盤）の遮断措置
- ク その他必要な事項

② 避難指示の時期

市長等は、高齢者等避難、避難指示を行う場合には、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、市民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に応じた早期発令に努める。

また、避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

あわせて、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知する。

③ 市民への周知

市長等は、高齢者等避難、避難指示を行う場合には、地域住民等に対して、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、市は、災害時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には必要に応じ、高齢者等避難の発令と合わせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所、安全な親戚宅・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、避難時の周囲の状況やハザードマップ等を踏まえ、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等、やむを

得ないと住民等自身が判断する場合は、自宅等で身の安全を確保することができる場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、特に、降水短時間予報等時間的、地域的に細分化した大雨予測や竜巻等突風予測、また、線状降水帯等の災害が発生する可能性のある自然現象に関する情報を早い段階から、災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(4) 標準的な発令区分

避難行動は、準備にかかる時間的余裕が必要であることから、高齢者等避難、避難指示の2段階で発令することとし、標準的な発令区分は次のとおりとする。

区分	発令時の状況	市民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 人的被害の発生の可能性が高まった状況であり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階である。 避難行動の情報提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、近くの避難場所、又は市から指示のあった場所への避難行動を開始。(避難支援者は、支援行動を開始。) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況で、通常の避難行動ができる者が避難を開始しなければならない段階である。 避難行動を促すもの。 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 避難行動の完了を求めるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、近くの避難場所、又は市から指示のあった場所への避難行動を開始。 避難指示等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了。 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

2 警戒区域の設定権限（共通事項）

(1) 警戒区域の設定権限

警戒区域の設定は、次の区分により市長等が行う。

	実施者		内容	根拠法令
警戒区域内への立ち入りの制限・禁止及び区域外への退去命令	市長	災害時の一般的な警戒区域の設定権	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。	災害対策基本法第63条第1項
	警察官又は海上保安官（市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき）			災害対策基本法第63条第2項
	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る）			災害対策基本法第63条第3項

(2) 警戒区域の設定等

- ① 警戒区域の設定を行った者は、高齢者等避難、避難指示と同様に、市民への周知及び関係機関への連絡を行う。
- ② 市長は、警察官等の協力を得て、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

3 避難者の誘導（共通事項）

避難者の誘導は、市の職員、警察官等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心がけ、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

市及び県は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

4 避難所の開設及び運営（共通事項）

（1）避難所の開設

避難所の開設が必要な場合は、市地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連携を図り、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する（避難所の位置については資料参照のこと）。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

なお、市のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

県及び市は、被災地において、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災部局と健康福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

災害の状況により、二次災害の防止を図り、指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないことを検討するものとする。

① 避難生活の対象者

ア 市民等の被災者

イ 避難指示などの対象地域の居住者

ウ 帰宅できない旅行者、迷い人、ホームレス等

エ 災害による不安を抱いている人及び食料・飲料水の供給を受けたい人

② 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

ア 避難所の名称

イ 避難所開設の日時及び場所

ウ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取りに来ている被災者も含む）

エ 開設期間の見込み

オ 必要な救助・救援の内容

カ 指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID

③ 避難等の状況把握

市は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

（2）避難所の運営

① 市は、自主防災組織の会長や、集落町会長等避難した人々の代表者及び避難所となった学校等施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。また、避難者情報の把握及び各支援団体との円滑な情報共有にあたっては、デジタル技術の活用にも努めるものとする。

② 避難所の管理運営等を適切に行うために、市職員を配置する。職員を配置できない場合は、市はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。

- ③ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する。
 - ④ 専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。
 - ⑤ 市は、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。
 - ⑥ 市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - ⑦ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織や町会に対しても協力を求め連携を図る。
 - ⑧ 避難所に避難者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。
 - ⑨ 避難者のニーズを十分把握し、災害の状況、津波の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、避難者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。
 - ⑩ 避難者が諸般の事情により車中での生活を選択した場合、エコノミー症候群などにより健康被害が起こる可能性があることから、避難所等の施設利用を促すとともに、外出しての運動をするように指導する。
- (3) 仮設トイレの設置
- 市は、避難所の状況により仮設トイレ等を早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を要請する。
- また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障がい者等の利用に配慮した避難所運営に努める。
- なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。
- (4) 要配慮者に対する配慮
- 市は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。
- (5) 要配慮者の健康管理
- 市は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。
- また、市は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。
- なお、避難所で生活せず食事や水等を受取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。
- (6) 福祉避難所への避難等に係る支援の実施
- 市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。
- また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。
- なお、要配慮者の受け入れ先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

(7) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(8) 女性や子ども等の安全の配慮

市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。

トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。

照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(9) 性的マイノリティへの配慮

男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であることに留意し、トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努めるものとする。また、当事者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(10) ホテル・旅館等の活用

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化にかんがみ、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

(11) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

(12) ペット動物の飼育場所の確保等

市は、必要に応じて、被災者支援等の観点からペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

5 広域避難対策（災害発生前）（共通事項）

(1) 応援体制

- ① 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の地方公共団体への受入れについて当該地方公共団体に直接協議する。

他の都道府県の地方公共団体への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求め、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の地方公共団体に協議する。

- ② 市は、避難者の他地域への移送を要請した場合は、所属職員の中から他地区における避難所（以下、広域避難所という）の管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

- ③ 市は、広域避難について、あらかじめ締結した他市町との協定や具体的なオペレーションを定めたマニュアルに基づき、県等と連携し、適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

- ④ 広域避難所の運営は、移送元の市が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。

- ⑤ その他必要な事項については、市地域防災計画に定めておく。

- ⑥ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定め、他の地方公共団体からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

- ⑦ 市は、政府本部、指定行政機関、公共機関、県及び事業者等と、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、

避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

6 広域一時滞在（災害発生後）（共通事項）

（1）広域一時滞在のための協議・調整

- ① 市は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の地方公共団体への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- ② 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- ③ 被災市町は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

（2）2次避難所の設置

県は、被災市町における避難所の生活環境やライフラインの被災状況等に鑑み、事前に策定したマニュアルに基づき、旅館・ホテル等を2次避難所として設置し、被災者の受入れ及び継続的な支援を行う。

（3）1.5次避難所の設置

県は、2次避難所への被災者の受入れの調整に時間を要すると見込まれる場合には、事前に策定したマニュアルに基づき、被災者の一時的な滞在施設として1.5次避難所を設置・運営し、2次避難先が決定するまでの間の被災者の生活環境を確保する。

（4）避難路の確保

避難者の避難・移送のための避難路の確保が市のみでは困難な場合は、県を通じて自衛隊、警察、建設業者等に対して応援を要請する。

7 帰宅困難者対策（共通事項）

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援する等、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

8 避難所外避難者対策（共通事項）

市は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

9 記録等（共通事項）

本部及び各避難所には維持管理のため責任者を定め、次の帳簿等を整備保存する。

- (1) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 収容状況及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み等

第11節 要配慮者の安全確保

(健康福祉課・こども課・市民窓口課)

災害（地震・風水害など）時には、乳幼児、妊産婦、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じる。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	○市、報道機関等により情報提供 ○避難に向けた準備 ○要配慮者の避難開始
避難指示	○市、報道機関等により情報提供
災害による被害の発生	○安否確認 ○社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認
事後1日以内	○二次避難支援 ○健康相談
事後3日以内	○生活必需品の供給

1 在宅の配慮者に対する対策（共通事項）

(1) 災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。また、災害時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて町会長、民生・児童委員、介護職員、近隣住民、自主防災組織等の協力を得る。

(2) 避難

災害により住民避難が必要となった場合、市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する集落等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難の誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

① 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

② 被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、施設への緊急入所、介護職員等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(4) 福祉避難所への避難等に係る支援の実施

① 市

市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整を行う。

なお、要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

② 県

市から要配慮者の広域的な避難に関する応援の要請を受けたときは、受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行うとともに、受入先の調整に時間を要すると見込まれる場合には、1.5次避難所での一時的な受入れを検討する。

2 社会福祉施設における対策（共通事項）

市は、社会福祉施設の管理者に対して、各施設が策定したの避難確保計画に基づいて、行動するよう次の事項について指導する。

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

- ① 施設が被災した場合、施設管理者は、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。
- ② 入所者等が被災したときは、施設職員又は近隣住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。
- ③ 施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。
- ④ 夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日ごろから連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市及び県に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を要請する。

(3) 施設の使用が不可能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所を要請を行うとともに、必要に応じて保護者による引き取り等の措置を講ずる。

市は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

3 医療機関における対策（共通事項）

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定められた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市、県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、石川県災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、市及び県を通じて他の医療機関への緊急搬送を要請を行う。

市及び県は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

4 外国人に対する対策（共通事項）

市は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

(1) 広報車により外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。また、災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

また、災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

(2) 市は、必要に応じて県及び県民ボランティアセンター、石川県災害多言語支援センターに要請し、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。

5 避難行動支援者における対策

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第12節 災害医療及び救急医療

(健康福祉課)

災害(地震・風水害など)時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に災害当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市及び県は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	○医療機関等の被災状況、受入可否確認
災害による被害の発生	○救護所の設置 ○DMAT及び関係機関への派遣要請 ○医療救護班の派遣

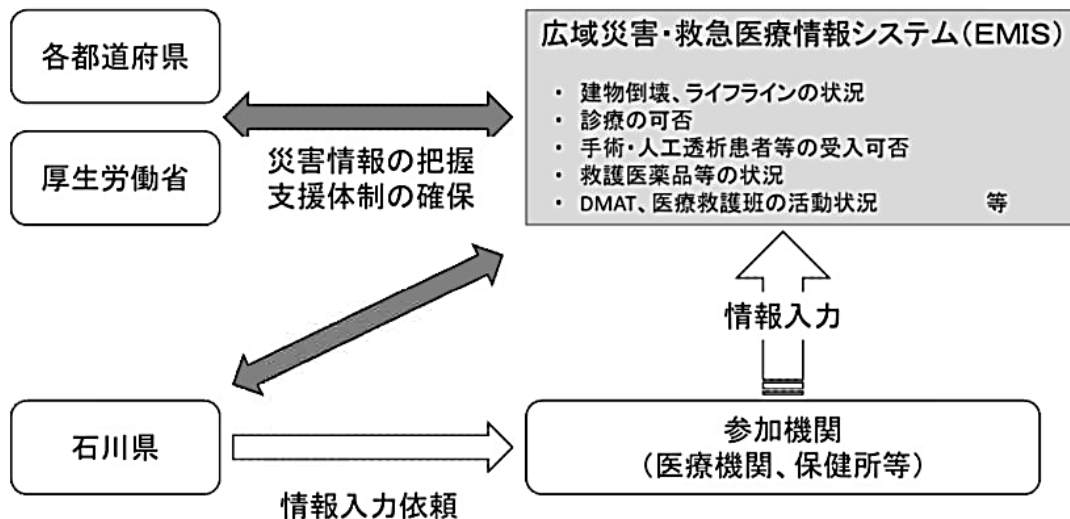
1 情報収集・提供(共通事項)

(1) 県は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関(大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等)への情報提供を行う。

なお、住民等への情報提供については、「第7節災害広報」による。

(2) 県は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。

広域災害・救急医療情報システム(EMIS)概念図



※ 広域災害・救急医療情報システム(EMIS) (共通事項)

○ 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に平成8年から運用開始。

○ システム参加機関

厚生労働省及び国の機関 47、都道府県(石川県内参加機関)医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13

○ 災害時情報

患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

2 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

- (1) 市は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、一般社団法人羽咋郡市医師会及び公立羽咋病院等に救護班の派遣を要請し、また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。
- (2) 医療救護活動が市のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県、日本赤十字社石川支部等に応援、協力を求める。
- (3) 石川県DMAT指定病院(公立羽咋病院)
 - ① 公立羽咋病院は、待機要請を受けたときは、石川県DMATを待機させる。
 - ② 公立羽咋病院は、県から「石川県DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川県DMATを出動させる。

(石川県DMATの出動に関する協定書)

協定書		協定締結日
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1
	国立能登総合病院	H22. 4. 1
	県立中央病院	H22. 4. 1
	金沢赤十字病院	H25. 3. 1
	金沢市立病院	H25. 3. 1
	市立輪島病院	H25. 3. 1
	小松市民病院	H25. 3. 1
	公立松任石川中央病院	H26. 4. 1
	公立羽咋病院	H26. 4. 1
	珠洲市総合病院	H26. 7. 1
	加賀市医療センター	R4. 6. 1

- ③ 公立羽咋病院は、緊急時やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報又は要請に基づき、石川県DMATを出動させる。この場合、石川県DMATを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。
- ④ DMATの業務内容
 - ア 保健医療福祉調整本部やDMAT活動拠点本部等での活動(本部活動)
 - イ 消防機関等との連携による、被災状況等に関する情報の収集と伝達(状況評価)、トリアージ、救急医療等(現場活動)
 - ウ 被災地内での搬送中の患者の治療(地域医療搬送)
 - エ 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療、患者の避難・搬送の支援等(病院支援)
 - オ 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外へ搬送を行う際のトリアージ、緊急治療等(広域医療搬送)
- ⑤ DMATの情報共有
DMATは広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び広域災害医療情報システム(DMAT管理)、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMATの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

(4) 災害拠点病院

- ① 災害拠点病院である羽咋病院は、県又は市から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

病院名	TEL	FAX	医療圏
公立羽咋病院	0767-22-1220	0767-22-5598	能登中部

② 医療救護班の業務内容

- ア 傷病者のトリアージ（※1）
- イ 傷病者に対する応急措置
- ウ 重傷者の後方病院への搬送手続き
- エ 救護所における診療
- オ 避難所等の巡回診療
- カ 被災地の病院支援
- キ その他必要な事項

※1 トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、重傷者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための傷病者の治療優先順位を決定すること。

③ 医療救護班の情報共有

医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

④ 災害拠点病院は、他のDMAT及び他の医療機関の医療班の受入れを行う。

(5) 公立病院等

① 公立病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

② 公立病院等は、ほかの医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(6) 公益社団法人石川県医師会

① 県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会に対して、医療救護活動等を要請する。

② 要請を受けた地区医師会は、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

(7) 一般社団法人羽咋郡市医師会

① 市から医療救護班の派遣要請があったときは、医療救護活動等を行う。

② 医師会会長は、派遣した医療救護班の現場における医療救護活動の総合調整を行う。

(8) 一般社団法人石川県歯科医師会

一般社団法人石川県歯科医師会は、県から「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があったときは、歯科医療救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。

(9) 公益社団法人石川県薬剤師会

公益社団法人石川県薬剤師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく薬剤師又は薬剤師班の派遣要請があったときは、薬剤師又は薬剤師班を派遣し、調剤、医薬品等の供給及び服薬指導等の医療救護活動を行う。

(10) 公益社団法人石川県看護協会

公益社団法人石川県看護協会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく看護職員又は看護職員班の派遣要請があったときは、看護職員又は看護職員班を派遣し、医療救護活動を行う。

(11) 公益社団法人石川県栄養士会

公益社団法人石川県栄養士会は、県から「災害時の医療救護等に関する協定書」に基づく栄養士又は栄養士班の派遣要請があったときは、栄養士又は栄養士班を派遣し、栄養・食生活支援活動を行う。

3 救護所の設置（共通事項）

市は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。

なお、救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

4 災害時後方医療体制（共通事項）

(1) 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院等に搬送し、治療を行う。

- (2) 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

5 重症患者等の搬送体制（共通事項）

(1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

(2) 搬送の実施

ア 災害時後方病院で治療する必要がある患者を搬送するときは、市又は県に要請する。原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、市及び県が対応する。

イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、県により設置される保健医療福祉調整本部等は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。

ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、本章第6節「石川県消防防災ヘリコプターの活用」及び第9節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

6 医療品等の調達（共通事項）

- (1) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、市内の関係業者から調達する。

- (2) 市内において医療品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し、調達あっせんを要請する。

7 医療機関のライフラインの確保（共通事項）

市は、電気、ガス、水道等のライフラインの関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

8 個別疾患対策（共通事項）

慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者や在宅酸素療養者、人工呼吸器使用患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医療品及び適切な食事の確保に努める。

9 医療の途を喪失した場合（共通事項）

災害のため、医療機関が混乱し被災地の市民が医療の途を失った場合、応急的に医療又は助産を実施し、避難者を救護する。

(1) 医療及び助産の対象者

医療を必要とする事態が生じたにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者又は災害発生の日前後7日以内に分娩した者で災害のため助産の途を失った者。

(2) 医療及び助産の範囲

① 医療

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

② 助産

- ア 分娩の種類
- イ 分娩前後の処置
- ウ 脱脂線、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

③ 医療及び助産の方法

- ア 救護班がこれにあたるほか、必要に応じ県、日本赤十字社石川県支部等に応援を求める。
- イ 救護班による救護ができない場合は、委託の医療機関又は助産機関が救護を行うが、この場合、避難者に医療券もしくは助産券等を交付し、避難者はこれを持参して救護を受け

る。

④ 医療機関及び助産機関

災害救助法が適用になった場合は、医療救助は災害発生の日から14日以内、助産救助は分娩の日から7日以内とする。

10 記録等（共通事項）

医療及び助産を実施した場合に整備保存すべき記録等は、次のとおりとする。

- (1) 医療、助産券交付簿
- (2) 救護班診療記録
- (3) 救護班医薬品衛生材料使用簿
- (4) 救護班の編成及び活動記録
- (5) 医薬品衛生材料受払簿
- (6) 病院、診療所医薬実施状況
- (7) 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- (8) 助産台帳
- (9) 助産関係支出証拠書類

第13節 健康管理活動

(健康福祉課・こども課)

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は、県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら避難者の健康管理活動を実施する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○避難に関する情報の把握 ○要配慮者等の健康状況確認
事後3日以内	○避難所の健康相談、健康調査 ○在宅避難者の健康相談・健康調査
事後1週間以内	○感染症予防対策 ○巡回栄養指導

1 実施体制（共通事項）

- (1) 市は、保健師等により、避難者等の健康管理を行う。
- (2) 県は、市が行う健康管理活動を支援するとともに、総合的な調整を行う。
被災住民が多数に及ぶ場合等は、国及び都道府県等の協力を得て実施する。

2 健康管理活動従事者の派遣体制（共通事項）

- (1) 市は、避難者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。
- (2) 県は、市から保健師等の派遣要請があったとき、又は必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、市が行う健康管理活動を支援する。
- (3) 県は、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等へ派遣計画を示し、派遣要請、調整を依頼する。
- (4) 県は、必要な場合、市に公衆衛生医師等を派遣し、避難者の健康管理活動に対して技術的な支援・指導、総合的な調整を行う。

3 健康管理活動（共通事項）

- (1) 市は、健康管理活動にあたっては、民生・児童委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。
また、県により各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。
- (2) 市は、保健活動マニュアル等に基づき、避難所や在宅避難者宅等を訪問し、避難者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。
なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症や生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。
- (3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された地域保健医療福祉調整本部内に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報を集約する。

第14節 こころのケア活動

(健康福祉課)

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害ストレス等により新たな精神的問題が生じる等、精神保健医療の需要が拡大することが予想される。

このため、市は、県及び各種関係機関と連携し、被災地の精神保健医療ニーズを把握するとともに、迅速かつ的確に精神科医療の提供と精神保健活動を実施する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	
事後1日以内	
事後3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ○支援対象者の把握 ○DPA T派遣要請 ○被災地での精神科医療の提供 ○被災地での精神保健活動への専門的支援
事後1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者への専門的支援

1 実施体制の確立（共通事項）

(1) 市

市は、障害者施設、各保育所、学校等の被災状況や避難所の健康相談及びメンタルヘルス不調者、精神障害者等の現況を把握し、保健所と連携して、DPA T活動の必要性の検討や派遣要請を行う。

(2) 県

- ① 県は、必要に応じ、県災害対策本部及び災害医療支援室の指揮下に、DPA T調整本部を設置し、的確な精神保健医療活動を行うため、被災地内の精神科医療機関の被災状況等を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び市町等から把握する。
- ② 県は、必要に応じて、精神科医療機関等の協力を得て、石川DPA Tの派遣調整を行うとともに、被災地域内の災害拠点病院または県保健福祉センター等に二次医療圏を統括するDPA T活動拠点本部を設置する。
- ③ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、DPA Tを派遣する。県のみで十分な対応ができない場合には、国及び他の都道府県等にDPA Tの派遣を要請する。

(3) 石川DPA T指定機関

- ① 石川DPA T指定機関は、県から待機要請を受けたときは、石川DPA Tを待機させる。
- ② 石川DPA T指定機関は、県から「石川県災害派遣精神医療チーム（石川DPA T）の派遣に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出勤が可能と判断した場合には、石川DPA Tを出勤させる。

(4) 災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院である県立こころの病院は、災害時においても、医療保護入院や措置入院等精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神科医療を行うとともに、被災した病院から精神疾患を有する患者の受け入れや、一時避難場所としての機能を担う。

2 DPA T活動（共通事項）

(1) 被災地での精神科医療の提供

精神症状の悪化や急性反応への対応、薬の入手が困難な患者への投薬、在宅患者の訪問等を行う。

(2) 被災地での精神保健活動への専門的支援

災害のストレスによる心身の不調をきたした住民へ対応するほか、今後発生すると思われる精神疾患、精神的不調を防ぐための予防教育等を行う。

(3) 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）

外来・入院診療の補助、入院患者の搬送補助、物資供給の調整補助等を行う。

- (4) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援
支援活動や支援体制づくりに関する相談・助言等を行うほか、支援者自身のメンタルヘルスに関する相談・助言等も行う。
- (5) 精神保健医療に関する普及啓発
被災地域のニーズに応じて、行政、教育、保健福祉等の関係者や一般住民に向けてメンタルヘルスに関する普及啓発を行う。

第15節 救急・救助活動

(生活安全課・羽咋消防署)

大規模災害が発生した場合、倒壊家屋等の下敷き、車両事故等による多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救急・救助活動が必要となる。このため市は、防災関係機関と相互に連携して市民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助・救急し、負傷者を医療機関に搬送する。

また、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

なお、必要に応じ、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

救助・救急関係機関及び市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。

併せて、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図り、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	○初動期の救急・救助活動の実施
災害による被害の発生	○重傷者等の搬送 ○車両・資機材の調達
事後3日以内	○惨事ストレス対策

1 実施体制の確立（共通事項）

(1) 市（消防機関を含む）

① 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。

② 出動の原則

救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア 延焼火災が発生し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命処置を必要とする事象を優先する。

③ 市自体の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他の市町に応援を要請する。

(2) 市民、自主防災組織、事業所

自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 惨事ストレス対策（共通事項）

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第8節「消防活動」5による。

3 医療救護活動（共通事項）

医療救護活動については、本章第12節「災害医療及び救急医療」により実施する。

4 災害救助法による措置（共通事項）

災害救助法が適用された場合は、本章第17節「災害救助法の適用」による。

第16節 水防活動

(地域整備課)

市は、防災関係機関と連携し、豪雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を「羽咋市水防計画」(資料参照)の定めにより適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	○浸水区域、土砂災害警戒区域等の警戒 ○避難に関する情報の提供(随時)
避難指示	○警戒区域の設定
災害による被害の発生	○被害拡大防止活動 ○水防活動従事者の安全確保
事後	○応急復旧

1 監視、警戒活動(共通事項)

大津波警報・津波警報・注意報が発表され、地震、津波による災害が発生した場合は、津波の監視、警戒にあたる職員の安全確保に努めるものとし、特に、津波浸水想定区域内における活動は高台から行うなど、活動方針を事前に定める。

また、豪雨等によって河川の水位が上昇し、水防警報等の通知を受けこれに起因する災害が発生したときは、河川堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、堰堤、ため池の操作を「羽咋市水防計画」の定めにより行うほか、土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域に対し、本編第1章第22節「地盤災害予防」に定めた体制により監視、警戒を行います。

2 市長が行う避難指示等(共通事項)

市長は、羽咋川、子浦川、長曾川等の水位が避難判断水位まで上昇し、危険と判断した場合には周辺住民に対し「高齢者等避難」を促し、家屋倒壊等氾濫想定区域、水深が3.0m以上の区域には早期立ち退きを促す。

はん濫危険水位に達したときは、速やかに「避難指示」を発令する。更に危険と判断したときは、周辺住民の安全な避難活動を図、「緊急安全確保」を指示する。

高齢者等避難、避難指示等は、市防災行政無線(同報系)、ケーブルテレビ、音声告知放送、市及び消防団の広報車、サイレン、インターネット、携帯電話等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

段 階	内 容
高齢者等避難	周辺住民はいつでも避難できる準備をすすめ、市は避難所開設を準備する
避難指示	周辺住民は避難を開始し、市は避難所を開設する 避難指示を受けた地区の、全ての周辺住民は安全な場所に避難する

3 応急復旧(共通事項)

津波や水害に対する復旧は、水防計画等に基づき市の水防管理者が巡視を行い、これら水害等により堤防、ダム、水門、水路、排水機場等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に、通報し、協力して、迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

邑知潟周辺排水機場の運転状況を把握して、宅地に被害が及ばないようにしなければならない。

4 水防活動従事者の安全配慮(共通事項)

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動従事者の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身の安全は確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時にはラジオの携行等、最新の気象・災害情報を入手可能な状態で実施する。

第17節 災害救助法の適用

(総務課・企画財政課・生活安全課)

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法が適用される。災害救助法による救助は、県が実施する。このため知事は、災害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定することになっている。

市長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を報告する。

なお、県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○被害状況の把握 ○災害救助法の適用手続き ○災害救助法による救助

1 適用基準（災害救助法施行令）（共通事項）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 市の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表A欄に掲げる数以上であるとき。（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項第1号—令別表第1）
 - (2) 県の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表B欄に掲げる数以上であるとき。（令第1条第1項第2号—令別表2）
 - (3) 県の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、市の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が多数であるとき。（令第1条第1項第3号前段）
 - (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（令第1条第1項第3号後段—内閣総理大臣へ協議）
 - (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき。（令第1条第1項第4号—内閣総理大臣へ協議）
 - ① 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号）
 - ② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号）
- (注) 住家が滅失した世帯の算定は次のとおりである。
- ア 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。
 - イ 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
 - ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

適用基準

市の人口	〔住家滅失世帯数〕	〔住家滅失世帯総数 1,500世帯以上〕	対象市町
5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	

市の人口	〔住家滅失世帯数〕	〔住家滅失世帯総数 1,500世帯以上〕	対象市町
15,000人以上 30,000人未満	50世帯	25世帯	羽咋市
30,000人以上 50,000人未満	60世帯	30世帯	
50,000人以上 100,000人未満	80世帯	40世帯	
100,000人以上 300,000人未満	100世帯	50世帯	
300,000人以上	150世帯	75世帯	

(注) 市の人口は、直近の国勢調査による。

2 適用手続（共通事項）

- (1) 市の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、知事は、市長が行う救助の事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知することにより救助の実施に関する職種の一部を市長が行う。
- (3) 知事が災害救助法を適用する必要があると認めた時は、市長に対して、直ちに法に基づく救助の実施について指示される。

3 災害救助法に基づく救助の種類（共通事項）

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準による。

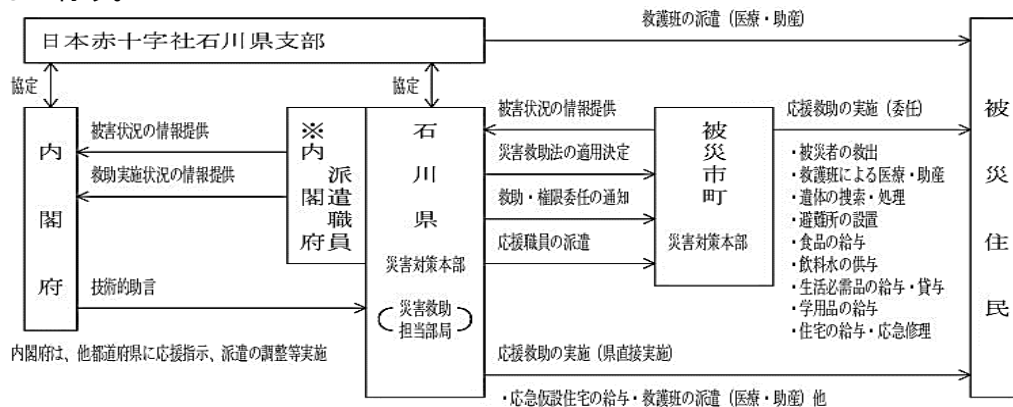
但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、市長は知事に救助の程度、方法及び機関等の報告を行う。

4 災害救助法に基づく救助の実施（共通事項）

- (1) 県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたて、適切かつ効果的な救助を行う。
- (2) 別表「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、2の一部、3から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市長が行うこととする。
 この場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第17条第1項)

5 災害救助法が適用されない場合の救助（共通事項）

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常市が実施し、災害救助法による救助に準じて行う。



※災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を県危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整にあたる。

※別表災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は資料編に記載

第18節 交通確保対策

(地域整備課・生活安全課)

災害時における交通の混乱を防止し、災害の応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	○交通規制の実施
避難指示	
発災からの経過時間	業務内容
1時間以内	○被災情報の概要把握
3時間以内	○被災情報の収集 ○道路啓開 ○緊急措置
6時間以内	○交通規制の実施
24時間以内	○応急復旧
72時間(3日)以内	○緊急輸送道路ネットワークの交通規制
1週間以内	○迂回路の設置 ○通行禁止区域の措置

1 陸上交通の規制及び確保(共通事項)

(1) 交通規制の実施機関及び理由

実施機関			交通規制の理由
道路管理者	一般国道	国土交通大臣又は知事	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。 2 道路工事のためやむを得ないと認められるとき。
	県道	県	
	市道	市	
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官		1 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。

市は、他の道路管理者、警察(公安委員会)その他関係機関と連携し、交通規制の対象、区間、期間、理由その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

(2) 発見者等の通報

災害に道路、橋梁等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに警察官又は市長に通報する。通報を受けた市長は、その道路管理者又はその地域を所管とする警察官に速やかに通報する。

(3) 交通規制の実施

災害により交通施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制をする。

なお、市は、自らが管理しない道路、橋梁等でその管理者に通報して規制するいとまがないときは、速やかに必要な規制を行い、警察官に通報するとともに、応急措置を行う。

- ① 災害時において、交通に危険があると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- ② 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式により標示を行う。
- ③ 道路交通の規制の措置を講じた場合、掲示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通

じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないよう努める

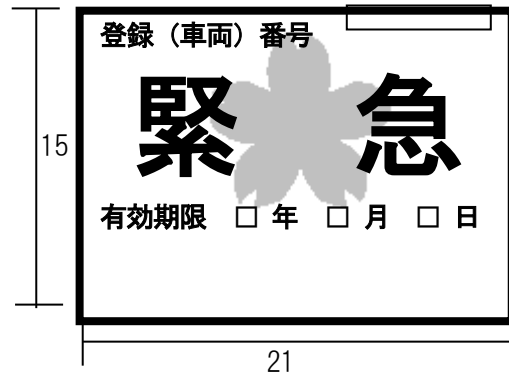
(4) 道路交通確保

- ① 市は、他の道路管理者、公安委員会と連携し、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。
- ② 市は、他の道路管理者と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。
なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行う。
- ③ 路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、市は他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。
- ④ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(5) 緊急通行車両の確認等

市長は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

第 号 年 月 日			
緊急通行車両確認証明書			
知 事 [㊦] 公安委員会 [㊦]			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行経路		出発地	目的地
備 考			



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

備考 用紙は日本産業規格 A5 とする。

(6) 災害発生時における自動車運転者のとるべき措置についての広報

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとるよう広報する。

- ① 走行中の車両は、次の要領により行動する。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停車後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報等を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。
- ② 避難のために、車両は使用しないこと。

第19節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬

(生活安全課・市民窓口課・健康福祉課・羽咋消防署)

災害時において死亡していると推定される人については、捜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	
事後	○行方不明者の捜索（随時） ○遺体の検視（随時）
事後3日以内	○安否、身元確認に関する情報の提供 ○遺体の引き渡し、遺体安置所へ搬送
事後1週間以内	○相談窓口の設置

1 行方不明者及び遺体の捜索（共通事項）

市は、行方不明者及び遺体の捜索を警察、海上保安部の協力を得て実施する。また、状況により自衛隊の協力を得て実施する。

大規模な災害（大地震、津波など）時には、消防団にも協力を得て実施し、検視、遺体の搬送については、警察と協議を行う。

2 遺体の検視（見分）及び処理（共通事項）

市は、遺体の検視（見分）、検案、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、医師会、歯科医師会、医療機関等の調整を図り実施する。

(1) 遺体の検視（見分）

警察官又は海上保安官は、災害の際の死亡者については、それぞれ検視（見分）を行い、検視調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条（本籍不明者の死亡の報告）に該当する場合）及び死体見分調書を作成して、遺体を遺族又は市長に引き渡す。

(2) 身元不明者に対する措置

市は、警察と緊密に連携し、身元不明者の措置について協力する。

効果的な身元確認が行えるよう、県、指定公共機関等と密接に連携する。

(3) 災害により周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、海上保安部は所属巡視船艇により捜索を実施し、収容した遺体は家族又は市長に引き渡す。

(4) 遺体の処理

市は、救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理をし、埋葬までの間適切な場所に安置する。

3 遺体の埋葬（共通事項）

市は、身元の判明しない遺体の埋葬を実施する。火葬がすぐにできない場合は、「すぱーく羽咋」横の空き地に仮埋葬又は、テントを利用した仮設の保管場所の準備を行う。

また、身元が判明している遺体の埋葬に当たっては、火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

市は、県に遺体の火葬について応援を要請する。県は、遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、関係市町に対し迅速的確な連絡を行うなど、遺体の円滑な火葬の支援に備えるよう努める。

また、災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定に基づき葬祭業協同組合等に協力を要請する。

遺体多数により県内で火葬しきれない場合は、他の都道府県や国へ応援要請を行う。

(2) 火葬許可書の発行

迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可書を発行する。

(3) 埋葬に関する相談

遺体の埋葬に関する被災者から照会、相談等に対応するため、必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

(4) 遺体の安置場所

自宅が被災して安置する場所がない場合や、身元不明等の遺体安置所として、「すぱーく羽咋」を遺体安置場所とする。

(5) 火葬場の被災

火葬場が被災した場合は、近隣の自治体に協力を要請する。火葬できない場合は、仮埋葬又は、テントを利用した仮設の保管場所の準備を行い、後日、火葬を行う。

4 安否確認（共通事項）

市は、行方不明者等の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

5 広域応援体制（共通事項）

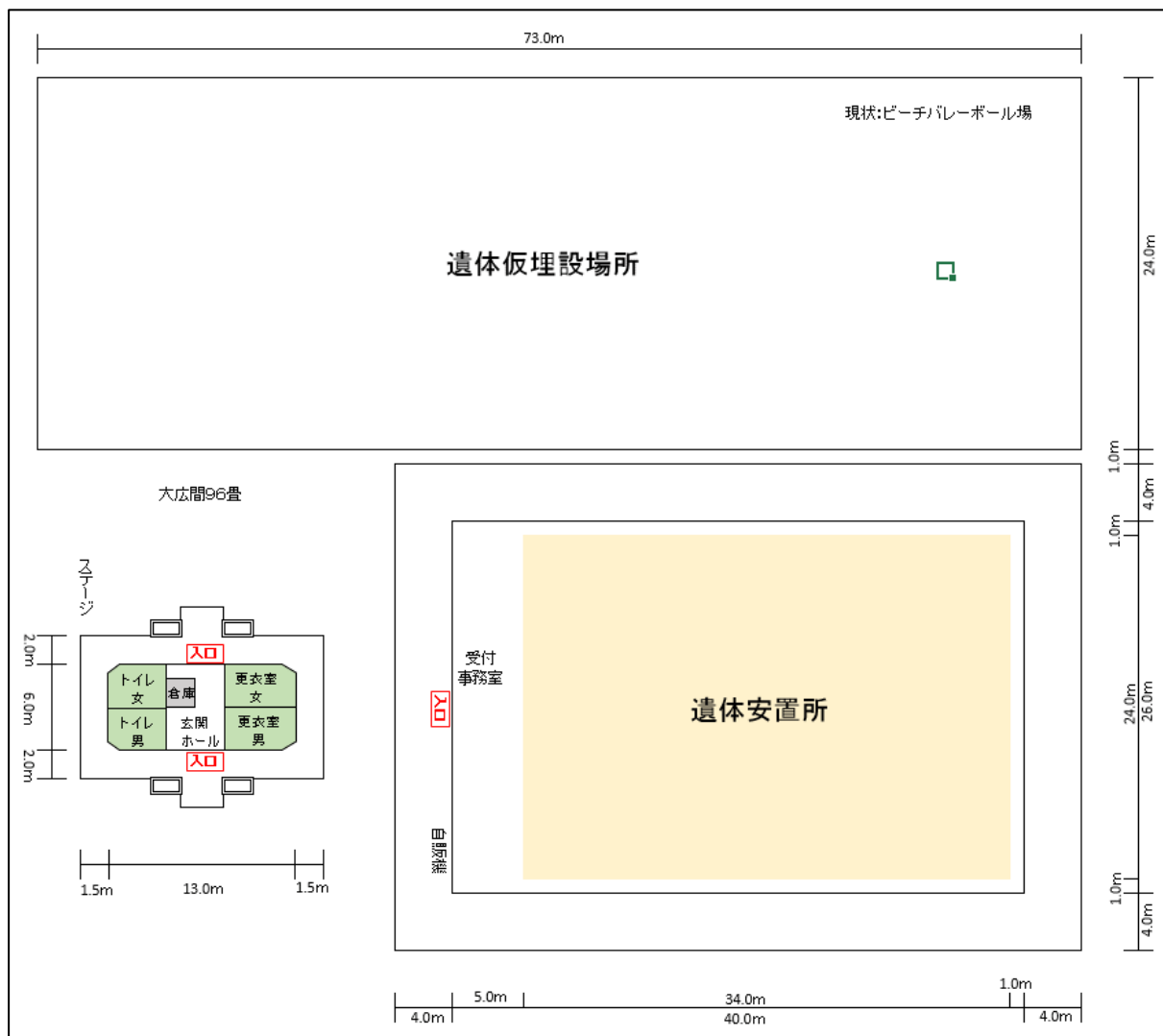
市のみによる遺体の捜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

6 災害救助法による措置（共通事項）

災害救助法が適用された場合は、本章第17節「災害救助法の適用」による。

遺体安置所及び埋設場所

場所：羽咋市千里浜町カ1-11



第20節 ライフライン施設の応急対策

(総務課・地域整備課・上下水道課・生活安全課)

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。あわせて、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。なお、必要に応じ、広域的な応援体制を取るよう努める。

市災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報収集を行う。

また、ライフライン事業者から応急復旧のために、通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有を求められた場合は、ライフライン事業者の要望に応じ情報提供に努める。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○被害状況の把握 ○被災状況の広報 ○復旧要員・資機材の調達 ○関係機関との連絡体制の確立
事後	○応援要請 ○応急復旧
事後1週間以内	○復旧工事

1 電力施設（共通事項）

市は、北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社の行う応急復旧対策に、必要に応じ協力する。

2 通信施設（共通事項）

市は、西日本電信電話(株)の行う応急復旧対策に、必要に応じ協力する。

3 上水道施設（共通事項）

- (1) 災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。
- (2) 災害時の応急給水活動は広範囲にわたることが考えられるため、可能な限り要員を確保する。給水要員については、復旧要員と異なり水道職員の指導のもとに一般職員でも活動できるため、適正な配置に努める。
- (3) ろ水器、給水タンク、ポリ容器、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ等）、水質検査用器具（残留塩素計、pH計等）の資機材を平素から整備しておく。
- (4) 取水、導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。復旧に長時間を要する場合には、他系統からの導水などにより、送、配水施設の復旧にともなう給水量の増加に対処する。
- (5) 管路の応急復旧は、基幹幹線、配水幹線、給水拠点に至る路線を優先し、弁操作により他系統の管網からの給水を図るなど順次配水調整を行い、断水地域を減少しながら復旧を進める。
- (6) 災害発生後の時間的経過をふまえて、発生直後、応急給水時、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

4 下水道施設（共通事項）

下水道管理者は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。

(1) 情報の収集、被害の規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況

の的確な把握に努めるとともに、人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

また、下水道施設の構造等を勘察して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

(2) 応急対策

① 管渠、処理場及びポンプ場等

ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による管路施設や処理場及びポンプ場施設などに、必要な緊急措置をとるとともに、浸水、地震等の二次災害の防止に努める。

イ 上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な緊急措置を講ずる。

ウ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

② 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。被害箇所の応急復旧被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

(3) 資材等の調達

応急資材等は、市内の排水設備等工事指定店から調達するが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

5 LPガス供給設備等（共通事項）

(1) LPガス取扱事業者及び関係機関は緊急連絡体制により、被害状況の把握に努める。

(2) LPガス販売事業所は、販売施設（容器置場）を巡回してガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災、ガス漏洩等への対応を図るとともに、関係機関への通報に努め、応援依頼等の連絡を行う。

(3) LPガス販売事業所は、販売先消費者の供給設備及び消費設備について速やかに被害状況調査に努め、火災、ガス漏洩等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行う。

(4) LPガス販売事業所は、二次災害の防止と、円滑な復旧活動を行うための広報活動を行う。

(5) 一般社団法人石川県エルピーガス協会は各支会の取りまとめ、LPガス取扱事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、LPガス販売事業所からの要請に対処できる協力体制の整備に努める。

第21節 公共土木施設等の応急対策

(地域整備課・農林水産課)

道路、河川、海岸等の公共土木施設等は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、市は、これらの施設管理者及び関係機関と協力し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○被災情報の収集 ○緊急輸送道路ネットワークの道路施設巡回調査 ○通行規制
事後	○支障物件の撤去 ○応急工事
事後3日以内	○応急復旧
事後1週間以内	○復旧工事

1 道路施設（共通事項）

(1) 応急措置

市は、他の道路管理者又は公安委員会と連携し、被災した道路の橋梁、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限又は禁止の措置若しくは迂回路の選定等の対策を講じ、市民の安全確保に努める。

(2) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で早急に交通を確保しなければならないものについては、関係機関の協力を得て応急工事を施工する。

また、必要に応じて無人建設機械や無人航空機（ドローン）等の新技術の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

(3) 道路交通に支障となる物件

市は、他の道路関係者と連携し、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する。（本章第25節「障害物の除去」参照）

2 河川、海岸等施設（共通事項）

(1) 応急措置

市は、大津波警報・津波警報・注意報の伝達を受けた場合や、台風情報等の気象情報の伝達を受けた場合は、海上保安部等と連携し、速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難措置等の広報を行う。

また、水防計画等に基づき、市等の水防管理者は施設管理者等と協力し、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設等の巡視を行い、危険箇所点検等を行う。

(2) 応急復旧

次の応急対策等を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。

- ① 緊急海上輸送の支援
- ② 水防上危険であると思われる箇所の水防活動の実施

3 鉄道施設（共通事項）

(1) 鉄道管理者は、乗客に気象情報等を伝達し、運行停止などの規制や乗客の的確な避難誘導及び適切な救護活動等を行い、乗客等の安全確保を図る。また、不通区間が生じた場合は、列車の運行状況を広報するとともに、バス等の代替輸送の確保に努める。

(2) 鉄道管理者は、被災状況を調査し、安全を確認した後、運転を開始する。

- (3) 被災した鉄道施設等については迅速な応急復旧を実施し、安全を確認した後、運転を再開する。また、復旧状況については、広報する。

4 公園、緑地施設（共通事項）

(1) 応急措置

災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

5 農地、農業用施設（共通事項）

(1) 応急措置

ダム、水路、ため池、邑知潟周辺排水機場等の農業用施設等が被災した場合は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて市民に広報する。

また、邑知潟周辺にある町会の排水はすべて機械排水で行っており、排水機場が浸水した場合、宅地等に大きな被害が発生するため、被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

(2) 応急復旧

農業用施設等の災害状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

第22節 給水活動

(上下水道課)

災害により水道施設が断水し、又は汚染されて飲料に適する水を得ることができなくなったときは、水道事業者は応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、速やかに応急給水を実施する。

市は、必要に応じて日水協石川県支部に応援を求める。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○被災情報の収集 ○市民への広報 ○応援要請
事後1日以内	○拠点避難場所等への初期給水活動 ○主要施設の復旧
事後3日以内	○給水車による運搬給水
事後1週間以内	○被災情報の把握 ○復旧計画の策定 ○応急復旧

1 給水対策本部の設置、運営（共通事項）

市は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、給水対策本部を設置し、県及び日水協石川県支部等の関係機関と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。

また、必要に応じて避難者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

なお、市は、給水対策本部における給水ニーズの把握体制の明確化や関係機関の給水車の活動計画を調整する体制の明確化を図る。

(1) 給水用資機材の確保

- ① 給水車、ポリタンク等給水用資機材の整備に努める。
- ② 水道工事等関係業者に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。
- ③ 動員及び資機材が不足する場合は、日水協石川県支部に要請し、応援を求める。

(2) 情報の収集、連絡

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集伝達する。

2 応急給水活動（共通事項）

円滑に応急給水するため、市は、県及び自主防災組織の協力を得て、給水活動を実施する。

(1) 応急給水計画を策定する。

(2) 給水の拠点

飲料水の確保が困難な地域に対しては、給水拠点を定め、応急給水を行う。

- ① 初期の給水活動は、小中学校などの拠点避難場所等及び病院、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。
- ② 応援体制を整え次第、順次集会所等の避難場所等などに給水拠点を拡大する。
- ③ 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

(3) 応急給水目標の目安

災害発生の日からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から3日まで（生命維持に必要な水量）	3ℓ／人・日	おおむね 1 km	耐震性貯水槽、タンク車
災害発生から10日まで（さらに炊事、洗濯等に必要な水量）	20ℓ／人・日	おおむね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から21日まで（さらに	100ℓ／人・日	おおむね 100m	配水支線上の仮

災害発生の日からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
最小限の浴用、洗濯等に必要な水量)			設給水栓
災害発生時から28日まで(通常の給水量の供給)	約250ℓ/人・日	おおむね 10m	仮配管からの各戸共同栓

(4) 応援要請

- ① 市が自ら飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して日水協石川県支部に調達を要請する。
 なお、要請に際しては、市が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど一元的な対応に努める。
 ア 給水に必要なとする人員数
 イ 給水を必要とする期間及び給水量
 ウ 給水する場所
 エ 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量
- ② 緊急時に、井戸水、湧き水及び防火水槽等の水を飲料水として使用する場合は、その適否の検査を指定検査機関に依頼する。
 また、必要なときは、職員の派遣を要請する。
- ③ 自主防災組織に対し、次の事項について協力を要請する。
 ア 災害発生後仮設共同栓が設置されるまでの間は、市の応急給水と併せ井戸水、湧き水及び防火水槽の水等により、飲料水の確保に努める。
 この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。
 イ 飲料水運搬配分等市の実施する応急給水に協力する。

3 施設の応急復旧活動(共通事項)

被害施設を早急に復旧するため、市は効率的に復旧活動を実施する。

- (1) 市民からの情報や職員による施設巡回により速やかに施設の損壊状況、漏水箇所等を把握する。
 - ① 貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、施設ごとに把握する。
 - ② 管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無やその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。
 特に、主要送配水管路、配水池、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、並びに福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。
- (2) 早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど、施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。
 なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。
- (3) 市が自ら施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して日水協石川県支部にあっせんの要請を行う。
 - ① 応急復旧作業に必要なとする人員数
 - ② 応急復旧作業に必要なとする期間
 - ③ 応急復旧作業場所
 - ④ 応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量
- (4) 被災箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合又は被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。
 - ① 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。
 - ② 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
 - ③ 倒壊家屋や焼失家屋等漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

4 災害救助法による措置(共通事項)

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第17節「災害救助法の適用」による。

第23節 食料の供給

(生活安全課・健康福祉課・農林水産課)

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため市は、関係機関と連携し、避難者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊き出し等で給食の供給を実施する。

なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	○食料供給量の把握
災害による被害の発生	○災害救助用米穀の確保
事後1日以内	○情報提供 ○応急供給の実施 ○支援要請
事後3日以内	○主食・副食等の調達 ○炊き出しの実施準備
事後1週間以内	○多様な供給方法、食料の質の確保

1 実施体制（共通事項）

- (1) 県は、あらかじめ協定を締結した小売事業者や物流事業者等の関係機関と連携し、被災住民に給与する食料及び市の要請を受けて必要となる食料の広域的な調達及び供給を行うために支援を行う。
- (2) 市は、避難者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊き出し等で給食の供給を実施する。
 なお、実施にあたっては、在宅避難者・車中避難者など、避難所以外に避難している避難者に対する食料の配布にも努める。
 また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 食料の供給（共通事項）

災害時における食料の応急供給の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長は知事の委任に基づき、これを行う。

- (1) 供給の対象
 - ① 避難者炊き出しにより、避難者に対し配給を行う必要がある場合
 - ② 応急供給受給者災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
 - ③ 災害従事者災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業員に対して給食を行う必要がある場合
- (2) 供給食料
 米穀（米飯を含む。）、非常用乾パン等の主食のほか、必要に応じて副食及び調味料についても供給するよう配慮する。
- (3) 供給数量
 供給数量は、1人当たりの基本供給量に、受給者及び供給の日数に相当する数量とする。

1人当たりの供給量の目安

品目	目安		
米穀	避難者	1食当たり	精米 200g 以内
	応急供給受給者	1人1日当たり	精米 400g 以内
	災害応急対策現地従事者	1食当たり	精米 300g 以内
乾パン	1食当たり	1包 (100g 入り)	

3 炊き出しの実施（共通事項）

- (1) 炊き出しは原則として、指定避難所等において行うが、必要に応じ災害現場で行う。このほか、学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。（資料参照）
- (2) 炊き出し施設、器材は、指定避難所備え付けのもの等を使用する。
また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達のあっせんを要請する。
- (3) 炊き出しに関する事務の責任者は、市長とする。
- (4) 炊き出し用の副食物は、市内の関係業者と連絡を保ち、必要のある場合は直ちに調達できるようにしておく。
- (5) 記録等
炊き出しの状況（場所及び場所別供給人員（朝、昼、夕に区分））を県に報告するとともに次の帳簿、書類を整備保存しておく。
 - ① 炊き出し受給者名簿
 - ② 食料品現品供給簿
 - ③ 炊き出し、その他による食品支給物品受払簿
 - ④ 炊き出し用物品借用簿
 - ⑤ 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

4 主食の供給（共通事項）

- (1) 災害救助用米穀の確保
 - ① 米穀の引渡し要請
市は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受け入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省農産局長に引渡し要請を行う。
 - ② 受託事業体への引渡し指示
農林水産省農産局長は、県及び市から米穀の引渡し要請を受けた時は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。
- (2) 県の備蓄食料の提供
県は、市から要請があった場合、保有する備蓄食料を提供する。
- (3) おにぎり・パン等の供給
県は、市から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、避難者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あっせんを行う。この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

5 副食及び調味料の確保（共通事項）

- (1) 県は、市から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、可能な限りこれを調達する。また、県は、市の要請に基づいて、関係機関に必要な措置をとり、被災地への輸送の手配を行う。
- (2) 市は、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、避難者へ供給する。
- (3) 市及び県は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。
 - ① 避難者の健康被害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。
 - ② 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。
 - ③ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

6 共助による食料の確保（共通事項）

避難者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、供給について協力し合うよう努める。

7 災害救助法による措置（共通事項）

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第17節「災害救助法の適用」による。

第24節 生活必需品の供給

(健康福祉課・企画財政課・商工観光課)

災害(地震・風水害など)時には、住居の倒壊や浸水、焼失等により、寝具その他生活必需品をそう失する避難者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な供給が必要である。このため、医療、寝具、その他生活必需品等の物資の供給を行い、避難者の生活の安定を図る。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○衣料、燃料等生活必需品の確保 ○確保状況の情報提供 ○応援要請 ○集積場所の状況把握
事後3日以内	○輸送方法、集積場所の確立

1 生活必需品等の物資の供給又は貸与の対象者(共通事項)

この対象者は、災害による住居の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品をそう失し、又はき損した者で資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者とする。

なお、避難者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある避難者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

2 必要量の把握(共通事項)

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、新物資システム(B-PLo)を活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先(場所)について明確にし、確保する。

3 供給品目(共通事項)

被害の実情に応じ、次の掲げる品目の範囲において、現物を供給する。

加えて、市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

種類	品目
寝具	毛布、布団、マット等
外衣	普段着、作業着、婦人服、子供服等
肌着	シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等
身の回り品	タオル、軍手、長靴等
炊事用具	なべ、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
食器	茶碗、汁碗、皿、箸等
日用品	懐中電灯、乾電池、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
光熱材料	マッチ、ライター、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等
その他	紙おむつ、風邪薬等、AM/FMラジオ等

4 供給又は貸与の方法（共通事項）

（1）物資の購入及び配分計画

- ① 市は次の情報を収集し、避難者に対する供給の必要品目及び必要量の判断をする。
 - ア 避難者や避難所の状況
 - イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況
- ② 市長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け又は現地調達して、知事から示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。
- ③ 市長は、衣類等生活必需品は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ市内又は近隣市町の業者（資料参照）から購入する。この場合なるべく同一規格、同一価格のものを一括購入するよう努める。
- ④ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏期には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。
- ⑤ 市は平時から、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

（2）救援物資の集積場所

救護物資の集積地は、はくい農業協同組合との協定による下記指定場所とする。

市は、あらかじめ新物資システム（B-PLO）に登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図るとともに、市は、避難所と物資輸送拠点間の情報連絡手段の確保及び輸送体制を確保する。あわせて、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

羽咋市地域内輸送拠点

	施設名	所在地	借上げ可能倉庫・敷地面積
大災害	JA はくい園芸総合集出荷場	羽咋市中川町へ11-1	総面積 9,000 m ² 内 1,000 m ²
	JA はくい農協低温倉庫	羽咋市円井町 327	総面積 5,200 m ² 内 1,000 m ²
	JA はくい農協低温倉庫	羽咋市東の場町雁田	状況に応じて借上げ
小災害	市管理施設（公民館等）		

（3）物資の供給又は貸与の支給責任者及び協力者

- ① 物資の供給又は貸与の支給責任者は、市長とする。
- ② 支給責任者は、民生委員及び住民組織等の協力を得て、避難者に公平に交付する。
- ③ 自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び避難者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

（4）供給又は貸与の記録等

供給物資はその受払の記録及び受領書を徴しておかなければならない。送付書のほか整備しなければならないものは次のとおりである。

- ① 物資購入（配分）計画表
- ② 物資受払簿
- ③ 物資給与及び受領簿
- ④ 物資購入関係支払証拠書類
- ⑤ 備蓄物資払出証拠書類

5 輸送（共通事項）

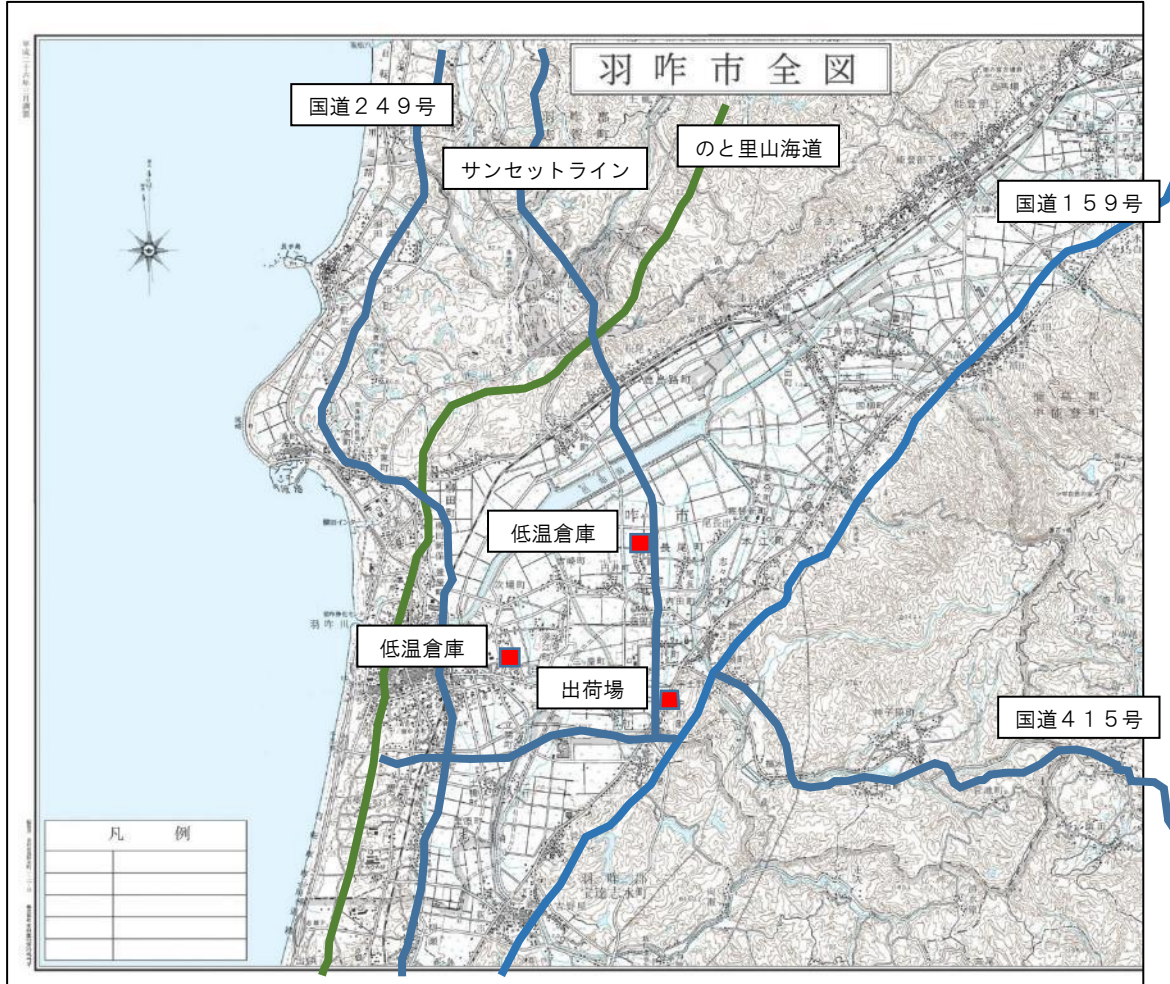
- （1）輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、鉄道、船舶やヘリコプター等も利用できるよう関係機関へ要請する。
- （2）交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事に自衛隊による被

災地までの運送を要請する。

6 災害救助法による措置（共通事項）

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第17節「災害救助法の適用」による。

羽咋市地域内輸送拠点



第25節 障害物の除去

(地域整備課・農林水産課・生活安全課)

災害（地震・風水害など）に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、各関係機関で情報を共有しながら、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路等の確保を図る。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○障害物の状況の概要把握
事後1日以内	○障害物除去の実施
事後3日以内	○除去障害物の集積場所の指定

1 障害物除去の実施基準（共通事項）

災害時における障害物の除去は、おおむね次の場合に実施する。

- (1) 市民の生命、財産等の保護。
- (2) 河川のはん濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施。
- (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保。
- (4) 緊急な応急措置の実施。
- (5) その他公共的立場。

2 障害物除去の実施（共通事項）

- (1) 市は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。
- (3) 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

3 除去した障害物の集積場所の指定（共通事項）

障害物の集積場所については、おおむね次の場所に廃棄又は保管するよう考慮する。

- (1) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所で、かつ道路交通の障害とならない場所とする。
- (2) 廃棄は、実施者の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適当な場所
- (3) 保管は、その保管する工作物等に対応する適当な場所

4 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置（共通事項）

- (1) 湛水排除
市の地域内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、市又は関係土地改良区が排除する。災害の規模が大きく、市が処理し得ない場合は、県に応援を求める。
- (2) 堆積土砂
被害地における道路、農地等の堆積土砂の排除は、各施設管理者が行う。
宅地の土砂除去は市の指定する場所まで搬出し、集積土砂は市が運搬廃棄する。
- (3) 汚泥
液状化現象による、噴出土砂、下水混入土砂等については、保健衛生面上他の土砂と区別して処分する。また、石灰等を使った消毒等を行う。
- (4) 軽石除去
港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。

(5) その他

立木等の障害物件の除去は、(2)に準じて行う。

5 災害救助法による措置（共通事項）

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第17節「災害救助法の適用」による。

6 粉塵等公害防止対策（共通事項）

障害物の除去の過程において、市は、生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

7 障害物除去に関する応援要請（共通事項）

障害物の除去について、市が自らの体制では困難な場合は、近隣地方公共団体に協力要請を行う。

第26節 輸送手段の確保

(地域整備課・総務課)

災害時における応急対策を実施するに当たり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、市が保有する車両等を動員する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、近隣地方公共団体等の広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

なお、市は、人員、物資等の受入れ体制についてあらかじめ計画を定めておく。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	○避難者の輸送
災害による被害の発生	○輸送施設、交通施設の被害状況の概要把握
事後1日以内	○緊急交通路の確保 ○緊急車両の確保 ○運送事業者への要請
事後3日以内	○緊急輸送体制の確保 ○広域応援要請

1 輸送の対象（共通事項）

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 避難者
- (2) 食料、飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 災害応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資等

2 緊急輸送体制の確立（共通事項）

緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘察し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 陸路輸送

① 輸送路の確保

市長は、各道路管理者及び警察等関係機関と協議の上、県の「緊急輸送道路ネットワーク図」（資料参照）に指定されている道路及びそれらと市内の拠点施設（市役所庁舎、避難所、消防団詰所、病院、警察官駐在所、消防署など）を結ぶ道路を緊急輸送道路とし、交通規制、障害物の除去等必要な措置をとり、輸送路を確保する。

また、これらの道路が被災して通行できなくなった場合を想定し、代替する道路についても検討する。

② 車両の確保

ア 市所有車両等の確保

市所有車両等は、資料のとおりである。

なお、車両等の掌握、管理は各課で行い、各課に属さないものについては、総務課が行う。

イ 市所有以外の輸送力の確保

市所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、運送事業者等から確保する。（資料参照）

(2) 鉄道輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合等鉄道輸送が適切な場合は、鉄道機関（西日本旅客鉄道株式会社金沢支社）に要請し、輸送力を確保する。

(3) 航空輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、消防防災ヘリコプ

ターの出動を要請するほか、自衛隊及び海上保安部に対して、次の事項を明らかにして、ヘリコプターの派遣要請を行う。

- ① 派遣を必要とする理由
 - ② 派遣を必要とする期間
 - ③ 派遣を必要とする場所、資機材
 - ④ その他必要な事項
- (4) 人力等による輸送
車両、船舶等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

3 災害救助法による措置（共通事項）

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第17節「災害救助法の適用」による。

第27節 防疫、保健衛生活動

(健康福祉課・生活安全課)

災害（地震・風水害など）時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○緊急食品の衛生確保 ○衛生指導 ○避難所の環境整備
事後3日以内	○健康相談の実施 ○健康状況の情報収集 ○防疫資機材の調達 ○浸水地域の消毒・感染症予防対策
事後1週間以内	
事後1ヶ月以内	○巡回栄養指導

1 実施体制の確立（共通事項）

（1）防疫班の編成

- ① 市は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。
防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、ねずみ毒、昆虫の駆除、飲料水の消毒、感染症予防医療法に基づいた感染症患者への対応を実施する。
- ② 市は、防疫活動の状況を県に報告する。
- ③ 市は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは県に協力を要請する。
- ④ 市は、県の協力を得て防疫・保健医療福祉活動を実施する。
- ⑤ 避難生活が長引く場合、市は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、避難者の生活環境の衛生対策を実施する。

（2）県の防疫活動への協力

- ① 県は、市から要請があったとき、又は必要と認めるときは、防疫、保健医療福祉職員を派遣するなどの協力をする。
- ② 県は、防疫、保健医療福祉活動に関して、県のみでは十分にできないと認める場合には、他の都道府県や国の協力を得て実施する。
- ③ 災害により防疫、保健医療福祉活動を必要とするとき、県は、被災地の状況に応じて検病調査班（医師、保健師、臨床検査技師、事務職員）及び食品衛生指導班（食品衛生監視員、事務職員等）を編成する。
 - ア 検病調査班の業務
 - a 検病調査
 - b 防疫指導
 - イ 食品衛生指導班の業務
 - a 避難者に提供される食品の衛生指導
 - b 避難者への食品衛生知識の啓発
 - c 井戸水等の衛生監視
- ④ 県は、被災地へ保健師等を派遣し、市が行う防疫・保健医療福祉活動に協力するとともに、必要な調整を行う。
- ⑤ 市が生活環境の衛生対策を実施する際に必要な調整を行う。
- ⑥ 県は、避難所等の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止のため、必要に応じて、災害

支援ナースを被災地へ派遣する。

- ⑦ 県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）を被災地へ派遣する。

(3) 連携体制

防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、避難者の健康状態などの情報収集を行い、県により各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。

2 避難所の防疫活動（共通事項）

避難所の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、市は、県の指導のもとに必要な防疫活動を実施する。

(1) 検病検査及び健康診断

避難者に対して検病検査を実施する。また、検便などによる健康診断を行う必要が生じたときは、適切な処置をとる。

(2) 清潔、消毒

手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレ等の消毒を行う。

(3) 給食の衛生保持等

避難者へ供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に十分に注意する。

(4) 災害派遣福祉チームの受入れ

市は、県などから派遣される、災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて受け入れる。

3 防疫用資材の備蓄、調達（共通事項）

(1) 市は、防疫用資材の備蓄に努める。

防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、市内の卸売業者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

(2) 防疫用資材の内容

10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、両性界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

4 ペット動物の保護対策（共通事項）

(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

市は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) ペット動物の保護

市は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

また、広域的な観点から市における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。

第28節 ボランティア活動の支援

(健康福祉課・生涯学習課)

災害（地震・風水害など）が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、防災関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティアに対する被災地のニーズとの把握やボランティアの募集、受付、調整及びに受入れ体制を確保し、ボランティア受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動の拠点の確保など、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	
事後1日以内	○情報収集 ○県災害対策ボランティア本部の設置 ○市ボランティア本部の設置
事後3日以内	○ボランティアの募集、広報 ○活動拠点の確保、提供
事後1週間以内	○ニーズの把握、ボランティアのあっせん

1 ボランティアの受入れ（共通事項）

(1) 羽咋市災害ボランティアセンター本部の設置

県が災害対策本部を設置し、県民ボランティアセンターが、ボランティア受入れのための総合調整を行う災害対策ボランティア本部（以下「ボランティア本部」という。）を設置した場合は、市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携し、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、羽咋市災害ボランティアセンター本部を設置する。

また、羽咋市災害ボランティアセンター本部が設置されたときは、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、避難者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

また、市は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

(2) 羽咋市災害ボランティアセンター本部の機能

① 状況把握、状況報告

現地災害対策本部及び関係機関、関係団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況、避難者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、羽咋市災害ボランティアセンター本部にその状況を報告する。

② ボランティアの受入れ

ボランティア申し出者を受け付けし、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティア活動保険加入の有無等を確認するとともに、活動者リストを作成し、羽咋市災害ボランティアセンター本部に報告する。

また、市、社会福祉協議会及び市民活動支援センターは連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

③ ボランティア派遣依頼の受付及び相談

被災者等からのボランティアの派遣の依頼の受付窓口として、受け付けや相談に応じる。

④ ボランティアコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。その際、県、市町及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

- ⑤ ボランティア団体との連絡調整
ボランティア団体及び行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。
- ⑥ ボランティアの健康管理・安全対策
ボランティアの健康管理に関して、関係機関、団体等との連絡を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。
- ⑦ 継続的なボランティア活動の支援
被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

2 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供（共通事項）

- (1) 市は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの現地災害ボランティアセンター（現地センター）として積極的に提供する。
- (2) ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。
また、市の備蓄品で不足する場合は、県民ボランティアセンターに物品の支援を要請する。

3 ボランティアの活動の委託（共通事項）

市は、県から事務の委任を受けた共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する羽咋市災害ボランティアセンター本部に委託する場合、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

4 「羽咋市災害ボランティアセンター」の設置

災害ボランティアセンター本部の設置場所は、羽咋すこやかセンター又は羽咋体育館とする。被害状況に応じて、他の場所への設置を検討する。

施設名称	所在地	電話・FAX
羽咋すこやかセンター	羽咋市鶴多町亀田17番地 (羽咋運動公園内)	0767-22-3311
羽咋体育館	羽咋市鶴多町亀田17番地 (羽咋運動公園内)	0767-22-3312

第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

(生活安全課)

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ（粗大ごみも含む。）及びがれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地区の環境浄化を図る。

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○廃棄物処理施設の被災情報の把握
事後1日以内	○廃棄物見込み量の情報収集 ○応援要請 ○仮設トイレの設置
事後3日以内	○廃棄物の収集 ○仮置き場の確保
事後1週間以内	○廃棄物の応急処理
事後1ヶ月以内	○復旧工事 ○最終処分

1 実施体制の確立（共通事項）

(1) 被災地の廃棄物処理

災害時における被災地の廃棄物処理は、原則として市が実施するが、事務所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が市長の指示により実施する。

(2) 近隣市町又は県への応援要請

- ① 市の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して近隣市町又は県の応援を求めて実施する。
- ② 市は、あらかじめ近隣の市町及び廃棄物関係団体等と次の事項を調整し、災害時の相互協力体制を整備しておく。
 - ア し尿処理（仮設トイレの必要数と設置に要する人員及び車両台数、し尿収集運搬車両台数と人員、し尿処理受入先）
 - イ 生活ごみの処理（収集運搬車両台数と人員数、処理受入先）
 - ウ がれきの処理・処分
 - エ 応援者の宿泊場所等の確保
- ③ 市は、発災後は、早い段階から、国や県、関係市町、関係団体などと連携し、課題や対策を共有するための工程管理会議を実施する。

2 災害の状況把握（共通事項）

市は、発災直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。

- (1) 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
- (2) 避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理方法
- (3) 生活ごみの発生見込み量及び処理方法
- (4) 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処分方法

3 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法（共通事項）

(1) 一般廃棄物

市は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設を活用し、し尿、生活ごみ及びがれきの

収集運搬処分を実施する。

(2) 産業廃棄物

- ① 事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか、又は現有の運搬車両により搬出し、産業廃棄物処理業者又は市の焼却施設若しくは埋立場で処分する。
- ② 事業主は、機械、運搬車両及び処理施設を備えていない場合は、市又は産業廃棄物処理業者に委託して処分する。

4 災害時における廃棄物の処理目標（共通事項）

市長は、災害により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数字を目安として処理対策を講ずる。

(1) 一般廃棄物

① し尿の収集処理量

被災地の1戸当たり 市街地：約100ℓ 農漁村：約130ℓ

し尿処理算出基準（市街地）

$(\text{全壊戸数} + \text{流失戸数} + \text{床上浸水戸数}) \times 100\ell = \text{要総処理量}$

② 生活ごみの収集処理量

1戸当たり 全壊、流失家屋：約2t 半壊家屋：約1t

床上浸水家屋：約0.2t

生活ごみ処理算出基準

$(\text{全壊戸数} + \text{流失戸数}) \times 2t + (\text{半壊戸数}) \times 1t + (\text{床上浸水戸数}) \times 0.2t$

= 要総処理量

③ がれき収集処理量

被災家屋1㎡当たり

	可燃物	不燃物	計
木造	0.2t	0.5t	0.7t
鉄筋コンクリート造（RC）	0.1t	1.0t	1.1t
鉄骨造	0.1t	0.6t	0.7t

(2) 産業廃棄物

事業主は、災害時における産業廃棄物を処理するため、機械及び処理施設等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

5 野外仮設トイレの設置（共通事項）

(1) 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達

仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等は、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

市は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置に当たっては、立地条件を考慮して、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設置するとともに、障がい者への配慮を行う。また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。

(3) 仮設トイレの仮置き場の確保

仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

6 廃棄物の応急処理（共通事項）

市は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。

(1) 分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、PCBが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。

(2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート確保

生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想され

るため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置き場に、これらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。なお、家屋の等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

(4) 清掃業者の協力

土砂その他の障害物の堆積により運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して市の指定する一定の場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

(5) 廃棄物の最終処分

収集、搬出した生活ごみの処理は、分別搬入や仮置き場における選別を進め、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなど、環境衛生上支障のない方法で行う。し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて埋立てなど環境衛生上支障のない方法で行う。

(6) 応急汚物容器の確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当な汚物容器を配布する。

(7) 汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流失した汚染地域及び応急的汚染堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石けん液等により消毒を行う。

第30節 住宅の応急対策

(地域整備課)

市は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない避難者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。応急仮設住宅の制度の周知にあたっては、県及び市が連携して実施する。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。そのため、住宅の修繕を行う事業者のリストの作成や、事業者用宿泊拠点確保についてあらかじめ検討することとし、迅速な対応が可能な体制を整備する。

なお、市はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、避難者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から避難者の特性やニーズを把握し、提供機関の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	
事後1日以内	○被災状況の概要把握
事後3日以内	○公営住宅等の確保状況の広報
事後1ヶ月以内	○被災戸数の算定 ○相談窓口の設置
事後3ヶ月以内	○仮設住宅の着工

1 実施体制の確立（共通事項）

(1) 被災建築物応急危険度判定士による使用の適否判定

市は、市災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、被災建築物応急危険度判定士等の協力を得て、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、住宅に破損等が見られる場合は、使用の適否を判断し、家屋倒壊等による二次災害を防止する。

また、県及び市が連携し、応急危険度判定の制度について住民へ周知するほか、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(3) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。必要戸数の算定にあたっては、避難者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

市は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安全、安心を確保し、地域コミュニティ形成やこころのケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(4) 被災者に対する住宅相談所の開設

市及び県は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居

条件、助成等の支援策の情報を提供し、また被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

- (5) 市のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

2 災害救助法による措置（共通事項）

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第17節「災害救助法の適用」による。

3 建築資材及び建築技術者の確保（共通事項）

- (1) 応急仮設住宅の建築等は、地域整備課が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、供給を要請する。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、市内の建設関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、確保に努める。

市内で確保できない場合は、知事にあっせんを要請する。

4 住宅確保等の方法の周知（共通事項）

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。市は、これらの内容を市民に広報し周知を図る。

対策種別及び順位		内 容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造、模様替えして住居とする。
		(3) 借用	一般民家（親戚等を含む。）の借家、アパート等を借りる。
	2 既存公営施設入所	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借り上げ。
		(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設への入所要件該当者の優先入所
	3 公営資金融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・一般個人住宅災害特別貸付 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備	災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
(2) 一般公営住宅の建設		一般住宅を建設する。	
5 災害救助法による仮設住宅建設		災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。	
住宅の修繕	1 自費修繕	被災者が自力（自費）で修繕する。	
	2 資金融資	(1) 公庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
3 災害救助法による応急措置		生活能力の低い世帯のために県（委託したときは市町）が応急的に補修する。	
障害	1 自費除去	被災者が自力（自費）で除去する。	
	2 除去費等の融資	自費で整備するには資金が不足する者に対して、	

対策種別及び順位	内 容
	住宅資金補助に準じて融資して除去する。
3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために県又は地方公共団体が除去する。

- (注) 1 対策順位はその種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。
- 3 「住宅の修繕」のうち2の(1)の融資及び3の修理は、住宅の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
- 4 「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

5 その他

市は、被災建築物の危険度判定結果の表示の意味（次図参照）を正しく認識するよう、市民に対して十分な情報提供、啓発活動を実施する。

特に、被災者生活再建支援金の支給等に係る罹災証明発行の被害認定調査結果との相違について正しく認識するよう努める。

応急危険度判定結果	
危険	
UNSAFE	
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい	
建築物名称	
注記:	
整理番号	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
<input type="text"/> 災害対策本部 電話 -	

応急危険度判定結果	
要注意	
LIMITED ENTRY	
◆この建築物に立ち入る場合は十分に注意してください ◆応急的に補強する場合には専門家にご相談ください	
建築物名称	
注記:	
整理番号	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
<input type="text"/> 災害対策本部 電話 -	

応急危険度判定結果	
調査済	
INSPECTED	
◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です	
建築物名称	
注記:	
整理番号	
判定日時 月 日 午前・午後 時現在	
<input type="text"/> 災害対策本部 電話 -	

「危険」（赤紙）
この建物に立ち入ることは危険です。

「要注意」（黄紙）
この建物に入る場合は十分に注意して下さい。

「調査済」（緑紙）
この建物は使用可能です。

第31節 文教対策

(学校教育課・文化財課・生涯学習課)

児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や、教科書及び学用品の支給等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

なお、施設設備、学校安全、登下校、教職員、生徒等についての最新情報について、市及び県の各課で共有し、情報収集の一元化に努めるものとする。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	
事後1日以内	○施設の被害状況の調査 ○児童生徒、教職員の被害状況の調査 ○授業実施の判断・連絡
事後3日以内	○応急復旧計画の作成 ○応急教育計画の作成 ○対応状況の広報
事後1ヶ月以内	○教材、学用品等の調達、支給 ○教職員の健康管理

1 文教施設の応急復旧対策（共通事項）

- (1) 被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、市との連絡を密にする。
- (2) 被災学校の授業開始のための応急施設整備計画の指導助言を行う。
- (3) 社会教育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画を立て、できるだけ早く開館する。

2 応急教育実施の予定施設の選定（共通事項）

- (1) 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）程度の場合	・ 特別教室、屋内施設等を利用する。 ・ 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が利用できない（避難所として利用される場合を含む。）場合	・ 公民館等公共施設を利用する。 ・ 隣接学校の校舎を利用する。
市内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	・ 避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	・ 市民の避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 ・ 応急仮設校舎を建設する。

- (2) 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、市民に対して周知徹底を図るよう指導する。

3 応急教育計画（共通事項）

学校の施設が被災又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

なお、平時から大規模災害発生時に被災地の学校を支援できる教職員の養成に努めるものとする。

- (1) 児童生徒、教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。
- (4) 児童、生徒が他の地方公共団体、他の都道府県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
- (5) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、教職員動員計画に基づき、他校や県外からの応援により対応するほか、県外学校支援チーム等への協力要請・情報共有を行うなど、学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。
- (6) 発災後一定期間、各学校内に教職員の居住スペースを確保し、または教職員用の仮設宿舎をあらかじめ想定した候補地に建設するなど、教育機能と避難所運営の両立に努めるものとする。

4 児童、生徒への対応（共通事項）

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

- (1) 在校時の安全確保
迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置をする。
- (2) 登下校時の安全確保
情報の収集・伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。
- (3) 児童生徒の安否確認
- (4) 被災した児童生徒の健康保健管理
身体健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。
在宅時に災害が発生した場合及び欠席者に対する安否を確認する。

5 教材、学用品の調達及び支給方法（共通事項）

- (1) 就学上欠くことのできない学用品をそう失又は、き損し、これらの学用品を直ちに入手することができない児童、生徒に対し、被害の実情に応じ、次の学用品を支給する。
 - ① 教科書
 - ② 文房具
 - ③ 通学用品
- (2) 教科書については、被災学校ごとに学年別の使用教科書と、その数量を速やかに調査し、関係機関の指示を得て教科書供給書店から供給を求め、又は使用済教科書の給与を依頼する。
- (3) 文房具については、関係機関の協力を得て速やかに調達し支給する。
- (4) 災害救助法を適用する場合の措置は、本章第17節「災害救助法の適用」による。

6 授業料の免除及び育英資金（共通事項）

- (1) 被災生徒の授業料
授業料を免除することができる。（石川県立高等学校授業料減免規則（昭和54年規則第16号）第2条）
- (2) 被災生徒の育英資金の貸与
被災により家屋の全壊、半壊及び流失等のために就学に著しい困難を生じた生徒に対しては、必要に応じて日本育英会の育英資金を特別に増枠して貸付けする。

7 給食措置（共通事項）

- (1) 児童生徒の対策

被害状況報告に基づいて、県の指導を受けながら、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。

(2) 物資対策

被害を受けた物資の状況を中能登教育事務所を經由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を掌握し、県学校給食会等に対して物資の手配等を指導する。

8 保健衛生（共通事項）

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、県と連絡を密にして防疫組織を確保するとともに、器具資材を整備して、予防教育を行う。

また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を県の協力を得て行う。

(2) 被災学校の環境衛生

災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、県の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

9 教職員の健康管理（共通事項）

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

10 避難所協力（共通事項）

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、空調設備等の整備による環境改善、備蓄の整備、学校機能を維持、再開させる場合の避難所集約等の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

11 文化財対策（共通事項）

文化財は、貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から所轄の指定文化財について被災状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 市教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災体制の必要性を啓発する。

(2) 火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら防火上の措置を講ずるとともに、文化財の所有者及び管理者に対して、次の事項について指導する。

① 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一次保管等の応急措置を講ずる。その際、県教育委員会、市又は市教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

② 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市又は市教育委員会に報告する。

③ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。

④ 被災文化財については、文化的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

12 被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）（共通事項）

県は、被災した児童生徒の学びの継続のために、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）に基づき、国や他の都道府県から学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を受け入れるものとする。

第32節 農林水産物災害応急対策

(農林水産課)

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、県の協力を得ながら次の措置を講ずる。

各段階における業務内容

災害の状況	業務内容
高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害の発生	○被災概要の調査
事後3日以内	○二次災害の防止
事後1週間以内	○応急対策

1 農作物関係対策（共通事項）

(1) 水稲改植用苗の確保

水害等により、水稲の改植を必要とする場合が生じたときは、被災地向け改植用苗の補給について県及びはくい農業協同組合と連携し、水稲の再生産を確保するための措置を講ずる。

(2) 病虫害防除対策

水害等により発生が予想される水稲の病虫害防除の対策は、次による。

① 防除の指示及び実施

県の協力を受けながら、病虫害防止班に防除を実施させる。

② 防除指導の要請

県は、特に必要があると認めるときは、病虫害防除指導班を編成して、現地の特別指導を行うこととなっており、市は被害状況に応じて県に指導を要請する。

③ 防除器具の確保

市は、市内の防除器具を整備し、把握し、必要に応じて、緊急防除の実施に際して集中的に防除器具の使用ができるよう努める。

2 畜産関係対策（共通事項）

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、県の協力を得ながら次の措置を講ずる。

(1) 家畜の防疫及び診療

災害時において発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、被災地区の家畜及び畜舎等に対して、県は、市、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会等の協力のもとに、家畜防疫班、家畜診療班、消毒班を組織し、次の必要な防疫を実施する。

① 死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者が法令に基づく所定の化製場若しくは死亡獣畜取扱場において、焼却又は埋却する。

② 被害家畜に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生するおそれがある場合は、防疫班を被災地に派遣し、必要な措置を実施する。

③ 被災畜舎等に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜防疫班及び消毒班を現地に派遣し、消毒等必要な防疫措置を実施する。

④ 家畜に対する診療

災害時のため家畜が診療を正常に受けられないときは、県家畜診療班の派遣を要請する。

(2) 家畜の避難

飼育者は、浸水等により災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、家畜を安全な場所に避難させる。また、市は、必要があるときは避難場所等の選定、避難の方法等についてあらかじめ計画しておく。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、県に政府所有の麦類、ふすまの放出を要請するほか、JA全農いしかわ（全国農業協同組合連合会石川県支部）及びその他飼料業者に対し、必要数量の確保及び供給について、あっせんを要請する。

3 林産関係対策（共通事項）

災害による林産物の被害の拡大を防止するための応急対策として、関係者に対して次の措置を講ずるよう指導する。

- (1) 豪雨に際しては、伐採木の流失を防ぐため、それぞれ伐採木の早期搬出及び工場等に集積した木材のけい留を行うなどの措置を講ずる。
- (2) 台風等による立木の倒壊があった場合は、早急にこれを林地外に搬出し、整理して、病害虫発生予防措置をとるよう努める。

第3章 復旧・復興計画

〈復旧・復興計画の位置付け〉

- 第1節 市民の生活安定のための緊急措置
- 第2節 公共施設災害の復旧
- 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成
- 第4節 被災者への融資・支給
- 第5節 被災者の生活確保のための緊急措置
- 第6節 災害義援金及び義援物資の配分
- 第7節 復興計画

復旧・復興計画の位置付け

災害（地震・風水害など）の発生後、被災した施設の原形復旧に併せて災害の再発防止のため、必要な施設等の復旧を速やかに実施し、民心の安定と社会経済秩序の回復を図ることについての計画とする。

第1節 市民の生活安定のための緊急措置

（市民窓口課・税務課・商工観光課・健康福祉課・こども課・地域整備課・生活安全課）

災害の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等による住居そう失と、市民に極度の混乱をもたらすこととなる。このため、市及び関係機関は、相互に協力して被災者の生活確保、社会経済活動の早期回復に努める。

また、被災者は自らに適した支援制度を活用して、早期の生活再建を図るため、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が用意に支援制度知ることができる環境の整備に努める。

1 生活相談（共通事項）

庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設置し、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。

総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡、調整を図り協力する。

また、県は、必要に応じて市に職員を派遣するほか、自ら相談窓口を設ける。

市は、市民の生活支援のための統括保健師の役職を定め、一般の職員を「統括保健師」として平時から位置づけるよう努める。統括保健師は、平時から市の防災訓練等に参加し、助言等を行う。

2 罹災証明の交付（共通事項）

罹災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書等の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

3 被災者に対する職業のあっせん（共通事項）

- （1）被災により他に転職を希望する者に対して、公共職業安定所は、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓し、また、職業訓練を実施する等積極的に就職のあっせんを行う。
- （2）被災者の就職を開拓するため、高等技術学校等の職業能力開発施設において職業訓練を実施するよう努める。

4 市税の徴収猶予及び減免措置（共通事項）

市は、被災者の納付すべき市税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、市税の徴収猶予及び減免の措置を被害の状況に応じて実施する。

5 公営住宅の建設（共通事項）

市は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、必要に応じて公営住宅の建設に努め、住居の確保を図る。

この場合、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設体制を整備し、災害査定を受け早期の建設に努める。

第2節 公共施設災害の復旧

(全課)

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に県、関係機関と連携し、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに策定し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

1 災害復旧事業計画（共通事項）

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - ② 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ③ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ④ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - ⑦ 道路公共施設災害復旧事業計画
 - ⑧ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道施設災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (9) その他災害復旧事業計画

2 復旧事業の方針（共通事項）

- (1) 復旧事業実施体制
災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため市は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。
- (2) 災害復旧事業計画の作成
被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、市は県の協力を得て、国の災害査定が速やかに行えるよう努める。
- (3) 災害緊急調査の実施
市及び県は、広域にわたる大災害、又は人身事故の発生等の特別な災害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (4) 災害復旧事業期間の短縮
市及び県は、復旧事業計画の策定に当たって、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果が上がるように関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。
- (5) 復旧事業の促進
市及び県は、復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。
- (6) 暴力団排除活動の徹底
警察本部は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動を徹底するため、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行う。
- (7) 小災害の措置について
公共土木施設災害復旧事業等の対象とならない小災害については、将来再び出水等の際に災害の発生のおそれがあると認められるものは、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。
また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

(8) 県における市道復旧支援

市は、県が管理する指定区間外の国道、県道又は県が管理する道路と交通上密接である市道について、市の工事の実施体制等の実情を勘案して、県に対し、市に代わって災害復旧等に関する工事を施工を市から要請し、県が適当と認めるときは、県がその事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を受ける。

(9) 国における市管理河川の復旧支援

市は、市が指定した「準用河川」における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市の工事の実施体制等の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事として市から国に対し要請し、国が適当と認められるときは、国がその事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を受ける。

市は、市が指定した「準用河川」に、災害が発生した場合において、「準用河川」に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、市の河川の維持の実施体制等の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持として市から国に対し要請し、国が適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該維持を行うことができる権限代行制度により、支援を受ける。

3 職員の確保（共通事項）

市において職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

市町相互間の職員派遣の円滑を期すため、災害対策基本法第33条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、市は、職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

(企画財政課・関係課)

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業補助費は、知事の報告その他市が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、市は、関係機関に協力を要請し、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

1 助成制度の周知（共通事項）

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。市はこれらの制度について周知を図る。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

2 激甚災害の早期指定（共通事項）

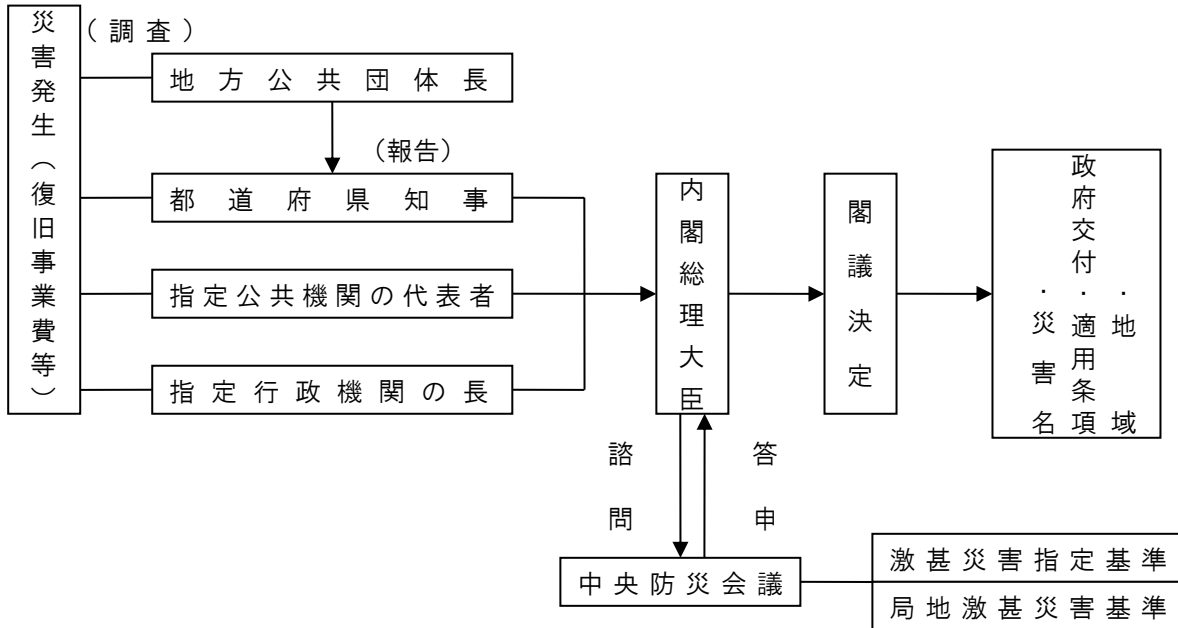
災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

3 激甚災害指定の手続き（共通事項）

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は局地激震災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

（激甚災害指定基準等は、資料参照）

激甚災害指定基準



4 日本郵便株式会社(北陸支社)の特例措置(共通事項)

- (1) 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資や、地震及び津波災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、当該地方公共団体の申請に応じて簡易生命保険資金を短期融通する。
- (2) 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。
 - ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

第4節 被災者への融資・支給

(農林水産課・商工観光課・地域整備課・健康福祉課・こども課・関係課)

災害発生後の市民生活の安定を図るため、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、関係機関と顔の見える関係を構築することで、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。（各制度の詳細は、資料参照）

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

1 農林漁業制度金融の確保（共通事項）

市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災措置法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、市は、次の措置を講ずる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせんを行う。
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給並びに損失補償を実施する。
- (3) 被害農林漁業者に対する農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あっせんを行う。

2 中小企業融資の確保（共通事項）

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講じる。市は、制度の周知と活用の促進を図る。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対して要請を行う。
- (2) 地元金融機関に対して中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- (3) 信用力の低い中小企業の融資の円滑を図るため、信用保証協会に対して保証審査の弾力化等を要請する。
- (4) 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるための必要な措置を講ずる。

3 住宅金融支援機構資金のあっせん（共通事項）

(1) 災害復興住宅資金

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、被災者が公庫に対して追うべき責務を保証するよう努める。

(2) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとするものに対する融資のあっせんについて、市は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

4 生活福祉資金の貸付（共通事項）

災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、市社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、県社会福祉協議会に協力して、生活福祉資金の貸付を行う。

5 母子父子寡婦福祉資金（共通事項）

災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の速やかな自力更生を支援するため、貸付制度の周知を図るとともに、県の窓口となって、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付（共通事項）

市は、羽咋市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害によって死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

7 被災者生活再建支援金の支給（共通事項）

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものであって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対して、自立した生活の開始を支援するため、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。市は、支給制度の周知を図るとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

8 制度の周知（共通事項）

市及び県は、被災者の早期生活再建を図るため、災害後速やかに被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第5節 被災者の生活確保のための緊急措置

(市民窓口課・商工観光課・税務課・地域整備課)

災害の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家のそう失及び環境破壊等をもたらし、市民を極度の混乱におとしめることになる。

このため、市及び関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

市は、国が行うデジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を活用し、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続のほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努める。

1 生活相談（共通事項）

- (1) 市は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。
- (2) 住宅再建に対する相談については、県、市及び関係団体が連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。
- (3) 市は、居住地以外の地方公共団体に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体との協力の上、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (4) 市及び県は、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。

2 こころのケア活動の継続（共通事項）

こころのケアが継続的に必要な市民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市及びDPA T等の関係機関が連携し、必要な支援を切れ目無く実施する。

3 被災者台帳の作成（共通事項）

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、デジタル技術を活用した避難者情報の把握・共有システムの構築に取り組み、市町等との合同訓練・研修を実施し、避難者情報共有体制の強化を図る。

4 罹災証明の交付（共通事項）

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

このため次の措置を講ずる。

- (1) 市だけで対応できない場合は、災害時相互応援協定（藤岡市、氷見市、県内市）等に基づいて実施する。
- (2) 県は、市から要請があった場合は、円滑な罹災証明の交付が図られるよう支援する。また、県は、罹災証明を円滑に発行するため、平時から被害認定調査講習会を開催するよう努めるとともに、罹災証明について、市民への周知徹底に努める。

5 被災者に対する職業のあっせん（共通事項）

被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望、適正等を考慮して適当な求人を開拓し、また職業訓練を実施する等積極的に就職のあっせんを行う。市もこれに協力する。

6 国税等の徴収猶予及び減免の措置（共通事項）

市及び国、県は、被災者の納付すべき国税及び地方税等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置

を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金含む。）の徴収及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

7 公営住宅等の整備（共通事項）

市は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居を行う。

この場合において、滅失又は消失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当する時には、市は県と協力し、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、早期の整備を図る。

8 国有財産の無償借受等（共通事項）

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、県及び市町は国に対し無償借受等の申請を行う。

9 災害廃棄物の処理等（共通事項）

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、必要な仮置場、広域処理を含めた処分先の確保とともに、効率的な収集運搬体制の確立に努める。併せて、必要に応じてデジタル技術を活用し、廃棄物の組成、運搬処分先ごとの廃棄物量の把握をはじめとした、多岐にわたる管理事務の効率化を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

また、市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、廃棄物関係団体等と連携した解体体制を整備するとともに、市による損壊家屋の解体開始前など、可能な限り早い段階から所有者等による自費解体を促進するため、所有者が解体業者と契約する前に相談できる体制を整えるよう努める。

第6節 災害義援金及び義援物資の配分

(健康福祉課・会計課)

被災者あてに寄託された義援金及び義援物資については、義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルに基づき、被害状況に応じた配分計画をたて、確実、迅速に配分を行う。

市は、受入れを希望する義援物資を具体的に示した上で募集する。

また、市は義援物資の受入れ・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

1 義援金及び義援物資の受付（共通事項）

(1) 窓口の決定

義援金及び義援物資の受付窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

(2) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

被災者の救助を行う地方自治体、日本赤十字社石川県支部、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送付のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

(3) 受付及び管理

贈られた義援金及び義援物資を受納し、配分が決定するまで保管する。

2 義援金の配分（共通事項）

(1) 配分委員会

県は、日本赤十字社石川県支部等と協議の上、義援金品の受付団体の代表者からなる配分委員会を設置し、義援金品の配分について協議、決定し、できる限り迅速な配分に努める。

市も羽咋市赤十字奉仕団等と協力して配分委員会を設置する。

(2) 配分

① 配分委員会は、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金品の被災者に対する交付は、原則として市が行う。

② 義援金の使途については、義援金募集・配分の事務や防災ボランティア活動に要する経費などの使途分野についても勘案の上、関係機関等と十分に協議し、国民的同意が得られるよう努める。

3 義援金及び義援物資の輸送（共通事項）

県は、義援金は市に送金し、義援物資は市が指定する集積場所（羽咋市役所体育館）まで輸送して引き渡すこととなっており、市は羽咋市赤十字奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配布する。

4 義援物資保管場所（共通事項）

義援物資の保管場所（倉庫等）について、あらかじめ計画を策定しておく。

第7節 復興計画

(全課)

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮した上で、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

1 基本方向の決定（共通事項）

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や市民の意向を勘案して、迅速な原状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

2 計画的復興の進め方（共通事項）

(1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会的経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。

(2) 復興計画の迅速かつ確かな作成と遂行を図るため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。

(3) 再度の災害防止により快適な生活環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、市民の理解を求めよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(4) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(5) 市は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、市民等の参加の下、総合的な市街地の再整備を行う。

(6) 地域や地区の状況に応じて個別計画を定める。

第4章 複合災害対策

〈複合災害対策〉

- 第1節 基本方針
- 第2節 災害予防対策
- 第3節 災害応急対策
- 第4節 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、市及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、羽咋市地域防災計画に記載する対策の内容を踏まえるとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第2節 災害予防対策

（生活安全課・羽咋消防署）

1 情報の収集・連絡体制の整備（共通事項）

（1）市における通信連絡設備の整備

- ① 県と市、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ衛星系防災行政無線施設及びIMSを活用した地上系通信施設
- ② その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器

（2）通信連絡体制の確立

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策を講じる。

さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話(株)災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

2 複合災害時の災害予防体制の整備（共通事項）

- （1）市は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携することや、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。
- （2）市は、複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

3 複合災害を想定した訓練の実施（共通事項）

市は、国、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて市民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたり、様々な複合災害を想定した机上訓練などを行い、現場における判断力の向上や、訓練の結果を踏まえた災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じた複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

第3節 災害応急対策

(生活安全課・地域整備課・健康福祉課・こども課)

1 活動体制の確立（共通事項）

市が、複合災害によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、市長からの要請を待たずに、職員の派遣、又は国、他都道府県、他地方公共団体等に応援を要請・指示を行う。

2 情報の収集・連絡（共通事項）

市は、国や県、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

3 避難対策（共通事項）

- (1) 市は県とともに、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。
- (2) 広域避難の実施にあたっては、県が示す避難先等の情報を踏まえ対応する。
- (3) 市は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達（共通事項）

市は県とともに、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

5 緊急時医療措置（共通事項）

市は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、県を通じて国、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。

第4節 災害復旧対策

(全課)

複合災害として発生する災害の種類に応じて、羽咋市地域防災計画の本編第3章及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。